

季刊 社会保障研究

Vol. 41

Autumn 2005

No. 2

研究の窓

家族の変容と社会政策……………阿藤 誠 72

特集〈家族形態の変容と社会保障〉

家族形態の変化と見通し……………小島 克久 74

子どもに対する意識構造のジェンダー比較

—潜在クラス・モデルによる分析—……………福田 亘孝 83

母子世帯の生活状況とその施策……………濱本 知寿香 96

高齢期をひとりで暮らすということ

—これからの社会保障制度をさぐる—……………白波瀬 佐和子 111

家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障

—児童手当・扶養控除の対象の考察—……………尾澤 恵 122

社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるか—日本の社会的保護の
仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイアス—

……………永瀬 伸子・村尾 祐美子 137

総括コメント……………平岡 公一 150

投稿（研究ノート）

「資本主義の諸類型」論から見た日本型福祉レジーム……………稗田 健志 157

判例研究

社会保障法判例……………新田 秀樹 168

—障害を有するために保育所での集団保育の実施は不可能であると判断して市が保育実施不可決定をした児童について、保育所における保育の実施に代わる「適切な保護」を行わなかったのは違法であるとして、市に慰謝料の支払いが命じられた事例—

書評

岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』

……………垣田 裕介 176

研究の窓

家族の変容と社会政策

日本の家族は、1970年代以降に限っても大きな変化を続けてきた。いま、あえて家族を世帯と同一視し、日本の家族構造の変化を世帯統計を使って観察すると、以下のようないくつかの変化がみてとれる。

すなわち、(1)人口移動と結びついた核家族化(親と既婚子の同居率の低下)による直系家族型世帯(「その他の親族世帯」)数(割合)の減少、(2)核家族化と未婚化の進展による単独世帯数(割合)の増加、(3)少子化による(18歳未満の子どもがいる)有子世帯数(割合)の減少、(4)長寿化と高齢化による(65歳以上の高齢者のいる)高齢者世帯数(割合)の増加、(5)離婚率の上昇による母子世帯数(割合)の増加、(6)働く女性の増大による(50歳未満の有配偶女子の統計から見た)共働き世帯数(割合)の増加・専業主婦世帯数(割合)の減少などである。

このような家族構造の変化は社会政策のあり様に様々な影響を与えてきた。直系家族型世帯の減少は、そのような家族を“含み資産”とみる日本型福祉構想を破綻させ、高齢者世帯の増大、なかんずく高齢単独世帯(独居老人)ならびに高齢夫婦世帯の増加は、地域における高齢者の介護サービスの需要を増大させ、介護保険制度の導入を促した。共働き世帯の増加・専業主婦世帯の減少は「仕事と育児の両立支援施策」(育児休業・保育サービス)の強化の必要性を生み出し、母子世帯の増大は児童扶養手当総額を増加させ、保育サービスの需要を高めてきた。

他方、家族の変動が社会政策に影響を与えるだけでなく、社会政策のあり様が家族変動の方向性に影響を与えるという見方もある。社会保障の充実が親にとっての子どもの必要性を小さくし少子化を促すという議論は古くからある。同じく公的年金保険の改善、公的介護保険制度の導入が三世帯家族の必要性を弱め核家族化の進展を促すという議論もありえよう。税制における配偶者控除、配偶者特別控除、国民年金における専業主婦の「保険料みなし払い」などが全体として専業主婦世帯を維持し、共働き世帯の増加を抑止する要因として働いてきたという見方は根強い。

しかしながら、社会政策の家族に対する働きかけのなかで今日最もホットなテーマは「少子化対策」である。未婚化に夫婦の少産化が加わって日本の出生率は、2000年代に入り、先進諸国のなかでも南欧諸国と並んで超少子化と言われるまでに落ち込んだ。日本政府は「1.57ショック」以後、少子化への政策対応(少子化対策)を強めてきた。しかしながら先進諸国の国際比較からみると、日本の「子育て経済支援施策(税、児童手当、教育)」はおそらく先進国中最も弱い。「仕事と子育ての両立支援策」(育児休業・保育サービス)は現状では先進国中平均的な水準に達したものの、女性の労働力率も出生率も先進国中、南欧諸国と並んで最も低い。これは育児休業の実際上の取得困難、大都市における保育所不足など、「両立支援策」の実効性が乏しいことを反映したものと考えられる。日本の子ども・家庭のための社会保障給付費(対GDP比)は先進国中、同じく南欧諸国と並んで最低水準である。

日本が超少子化国に落ち込んだ理由は複雑であるが、少なくとも他の先進国との比較からは、

家族政策が不十分であることも有力な要因のひとつである可能性がある。今後、日本の「少子化対策」が予算面で格段に強化されることになるのか、その場合他の社会政策分野（たとえば高齢者福祉）にどのように影響を及ぼすのか、そもそも「少子化対策」が未婚化、夫婦の少産化の流れを変え、有子世帯を増やすことにつながるのか、探求すべき課題は多い。

阿 藤 誠

(あとう・まこと 早稲田大学特任教授)

家族形態の変化と見通し

小島 克久

I はじめに

戦後60年が経過し、我が国の社会は大きな変化を遂げてきた。その変化のひとつとして、家族形態の変化を挙げることができよう。戦後の我が国では、核家族化や小規模な家族の増加等で表現される家族形態の変化が進行してきた。その背景には、家族形態(親子の同居等)に関する意識の変化等を挙げることができる¹⁾。こうした変化は、これまでは家族が担ってきた老親扶養等の機能を弱めることにつながる。その結果、これを補うための社会的な対応が必要になることがある。その一例として、2000年に施行された介護保険を挙げることができよう²⁾。家族形態の変化については、「平成8年版厚生白書」等でも取り上げているように、社会保障を考える上で重要なポイントである。そこで本論文では、我が国における家族形態の変化の動向と今後の見通しについて取り上げる。本論では、家族形態の変化を時系列かつ全国的に把握し、まとめるために公表統計を用いる。その意味でまず始めに、総務省統計局「国勢調査」と国立社会保障・人口問題研究所「世帯推計」を用いて、我が国の世帯数のこれまでの動きと将来見通しについて述べるとともに、家族類型別に見た世帯構造の変化について見ていく。次に、増加傾向にある「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子どもから成る世帯」の状況について取り上げる。最後に、こうした家族形態の変化を人口構造と人口動態の変化の観点からまとめる。そして、個別の家族類型について人口構造等の変

化からの背景だけではなく、社会経済的な状況等を把握することも重要であることにも言及したいと思う。

II 世帯数の動きと家族形態の変化

1 世帯数の動きと将来見通し

総務省統計局「国勢調査」による我が国の一般世帯数³⁾は、1960年には約2,223万世帯であった。その後世帯数は増加し、1970年には3,000万世帯を、1990年には4,000万世帯を超え、2000年には約4,678万世帯に達している。一世帯当たりの平均世帯人員は1960年には4.16人であった。世帯数の伸びが人口の伸びを上回ったことにより、1970年には3.41人と4人を下回り、1990年には2.99人と3人を下回った。2000年の平均世帯人員は2.67人となっている。今後の見通しを国立社会保障・人口問題研究所による世帯推計(平成15年12月推計)⁴⁾で見ると、人口が2006年をピークに減少に転じる一方で、一般世帯数は2015年までは約5,048万世帯にまで増加する。その後は減少傾向に入り、2025年には約4,964万世帯になる見通しである。また、平均世帯人員は縮小し続け、2010年には2.49人、2025年には2.37人と2000年よりも0.3人少なくなる見通しである。

このように、我が国では世帯数が増加してきた一方で、世帯規模は縮小してきた。今後は、2015年以降に世帯数が減少する一方で、世帯規模はさらに縮小し続けていくことが見通されている(表1)。

表1 我が国の世帯数の動き

	一般世帯数 (1,000世帯)	家族類型別割合(%)					平均世帯 人員(人)	
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 どもから 成る世帯	ひとり親と 子どもから 成る世帯	その他の 一般世帯		
実績値	1960年	22,231	16.1%	7.3%	38.2%	7.5%	30.8%	4.16
	1970年	30,297	20.3%	9.8%	41.2%	5.7%	23.0%	3.41
	1975年	33,596	19.5%	11.6%	42.5%	5.4%	21.0%	3.28
	1980年	35,824	19.8%	12.5%	42.1%	5.7%	19.9%	3.22
	1985年	37,980	20.8%	13.7%	40.0%	6.3%	19.2%	3.14
	1990年	40,670	23.1%	15.5%	37.3%	6.7%	17.4%	2.99
	1995年	43,900	25.6%	17.4%	34.2%	7.1%	15.7%	2.82
	2000年	46,782	27.6%	18.9%	31.9%	7.6%	14.0%	2.67
推計値	2005年	49,040	29.0%	20.1%	29.9%	8.3%	12.7%	2.56
	2010年	50,139	30.3%	20.8%	28.3%	8.8%	11.9%	2.49
	2015年	50,476	31.7%	21.0%	26.8%	9.2%	11.4%	2.45
	2020年	50,270	33.1%	20.9%	25.4%	9.4%	11.1%	2.41
	2025年	49,643	34.6%	20.7%	24.2%	9.7%	10.9%	2.37

資料) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年12月推計)」。

注) 1) 1960年は1%抽出集計結果。

2) 家族類型の定義は将来推計に合わせた。「ひとり親と子どもから成る世帯」は国勢調査の「男親と子どもから成る世帯」、「女親と子どもから成る世帯」の合計。「その他の一般世帯」は国勢調査の「その他の親族世帯」と「非親族世帯」の合計。

2 家族類型別での動き

世帯規模の縮小は、小規模な世帯の増加、つまり核家族化の進展を意味している。そこで、世帯の家族類型別に見た世帯構造の現在までの変化と今後の見通しについて見てみる。

世帯の家族類型別の構成を見ると、1960年で最も多いのは「夫婦と子どもから成る世帯」であり、全体の38.2%を占めていた。三世帯同居の世帯を含む「その他の一般世帯」(30.8%)がこれに次いでいた。その後、団塊の世代が世帯形成期に入ったこと、親子同居に関する考え方の変化等を背景に、「夫婦と子どもから成る世帯」の割合が上昇し、1975年には42.5%に達した。1980年以降はその割合は低下し、2000年では31.9%になっているが、現在でも最も多いタイプの世帯である。その一方で、「その他の一般世帯」の割合は一貫して低下しており、1980年に19.9%と20%を下回り、2000年には14.0%と40年前の半分以下の割合にまで低下している。

その一方で、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」

の割合は一貫して上昇している。前者は1960年の16.1%から2000年の27.6%に、後者は1960年の7.3%から2000年の18.9%に達しており、それぞれ40年間に約11%ポイント増加している。これらのタイプの世帯が増加した背景として、親子同居意識の変化による高齢世帯(単独世帯、夫婦世帯)の増加、晩婚化による若年単独世帯の増加等を考えることができる。また、「ひとり親と子どもから成る世帯」は、1960年には一般世帯の7.5%を占めていたが、1975年には5.4%に低下した。しかしその後は上昇に転じ、2000年には7.6%にまで上昇している。

今後の見通しを見ると、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子どもから成る世帯」の割合が上昇し続ける。2000年から2025年の間に、「単独世帯」は27.6%から34.6%となり、2010年以降では最も多いタイプの世帯となる。また、「夫婦のみの世帯」は18.9%から20.7%へ、そして「ひとり親と子どもから成る世帯」は7.6%から9.7%へと上昇する。一方、「その他の一般世

帯」は2000年の14.0%から2025年の10.9%へとさらに割合が低下する見通しである(表1)。

III 家族形態の変化の特徴

1 単独世帯と夫婦のみの世帯の増加—高齢化との関係

我が国の家族形態の変化には「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の一貫した増加という特徴が見られる。その一方で、人口高齢化を反映した、高齢者の世帯の増加、特に高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加が進んできた。そのため、これら2つのタイプの世帯の増加は高齢化と関係があるものと考えることができる。そこで、世帯主年齢が65歳以上の世帯を高齢世帯⁵⁾として、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の増加と高齢世帯(高齢単独世帯と高齢夫婦のみの世帯)の増加との関係を分析する。

「単独世帯」の数は1970年には約614万世帯であったが、2000年には約1,291万世帯と30年間で2.1倍に増加している。このうち、高齢単独世帯は1970年の約43万世帯から2000年の約303万世帯へと約7倍に増加している。その結果、この30年間の単独世帯の増加(約677万世帯)のうち、高齢単独世帯の増加は約260万世帯であり、全体の増加の38.4%を説明している。「夫婦のみの世帯」は、1970年の約297万世帯から2000年には約884万世帯へと約586万世帯増加している。その一方で、高齢夫婦のみの世帯は1970年の約57万世帯から2000年の約385万世帯へと約329万世帯増加しており、全体の増加の56.1%を占めている。このように、これらの世帯の増加の大部分は高齢世帯の増加で説明できる。

今後の見通しを見ると、2025年には「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」はそれぞれ約1,716万世帯、1,029万世帯となり、2000年からそれぞれ約

表2 単独世帯と夫婦のみの世帯の推移

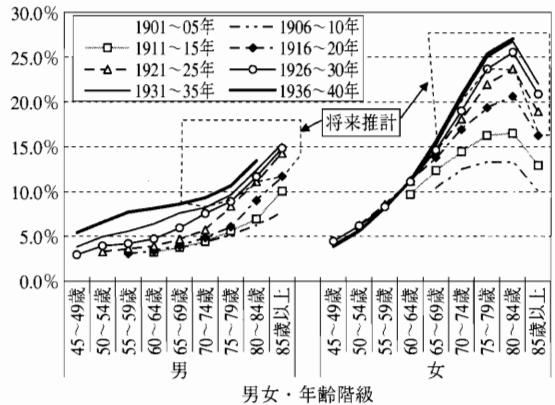
			一般世帯		高齢世帯		(参考)		
			単独世帯	夫婦のみの世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	一般世帯総数	高齢世帯総数	
世帯数 (1,000 世帯)	実績値	1970年	6,137	2,972	432	566	30,297	2,804	
		1975年	6,561	3,880	630	873	33,596	3,404	
		1980年	7,105	4,460	885	1,245	35,824	4,330	
		1985年	7,895	5,212	1,181	1,597	37,980	5,229	
		1990年	9,390	6,294	1,623	2,129	40,670	6,576	
		1995年	11,239	7,619	2,202	2,936	43,900	8,668	
		2000年	12,911	8,835	3,032	3,854	46,782	11,136	
		推計値	2005年	14,218	9,851	3,861	4,695	49,040	13,376
			2010年	15,169	10,421	4,709	5,420	50,139	15,406
			2015年	15,984	10,589	5,664	6,136	50,476	17,616
	2020年		16,663	10,507	6,354	6,310	50,270	18,471	
	2025年		17,159	10,291	6,801	6,092	49,643	18,426	
世帯数 変化	1970 → 2000年	増加	6,774	5,863	2,600	3,288	16,485	8,332	
		貢献度	100.0%	100.0%	38.4%	56.1%	100.0%	50.5%	
	2000 → 2025年	増加	4,247	1,456	3,769	2,237	2,860	7,291	
		貢献度	100.0%	100.0%	88.7%	153.6%	100.0%	254.9%	

資料) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年12月推計)」。

- 注) 1) 高齢世帯とは世帯主年齢65歳以上の世帯。世帯主年齢65歳以上の集計は1970年から。
2) 貢献度とは世帯数の増加に占める高齢世帯の増加の割合を単独世帯、夫婦のみの世帯のそれぞれについて算出したもの。

425万世帯、約146万世帯増加する。高齢世帯について見ると、高齢単独世帯は2025年には約377万世帯増加して約680万世帯と2000年の約2.2倍となる。その一方で高齢夫婦のみの世帯は2025年には609万世帯と、2000年の1.6倍の水準となる。この間の増加を世帯数に直すと約224万世帯となる。「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の増加における高齢単独世帯と高齢夫婦のみの世帯の貢献度を見ると、それぞれ88.7%、153.6%であり、今後のこれらの世帯の増加は対応する高齢世帯の増加によりもたらされることが顕著であることが分かる(表2)。

今後的高齢世帯の中で、高齢夫婦のみの世帯よりも高齢単独世帯の増加の方が大きい。では、高齢者の中で、「単独世帯」で暮らす確率が高いのはどういった人々であろうか。45歳以上の年齢階級別に単独世帯に住む者の割合をコホート別に見てみる⁹⁾。男性では、より高齢になるほど「単独世帯」に住む者は緩やかに増えている。しかし、将来推計と合わせてみると、1921～1925年以降の出生コホートでは、この割合は70～74歳以降で急速に高くなっている。その結果、1936～1940年出生コホートでは、80～84歳になると13.4%が「単独世帯」に居住する見通しである。女性ではこの割合は男性より高く、特に80～84歳までの後期高齢層で1911～1915年以降の出生コホートでは15%を超える水準にある。将来推計と合わせて見ると、後期高齢期での単独世帯割合の上昇は、この出生コホート以降で顕著であり、特に1936～40年出生コホートの80～84歳では27.1%に達している。ただし、45～64歳ではほとんどの出生コホートで安定的に推移している(図1)。こうした結果の背景として、親子同居意識の変化や健康状態等の向上⁹⁾が後のコホートで大きいこと、生涯未婚率の上昇が考えられる。これは男性で特に大きく、「国勢調査」の結果を元にした数値で見ると、2000年で12.6%と同じ年の女性(5.8%)の2倍を超え、同じ男性でも1960年(1.3%)の約10倍となっている。こうした男性を中心とする未婚化の進展も単独世帯割合の上昇につながっているも



資料) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成15年12月推計)」より作成。

図1 出生コホート別に見た単独世帯に属する者の割合

のと思われる。

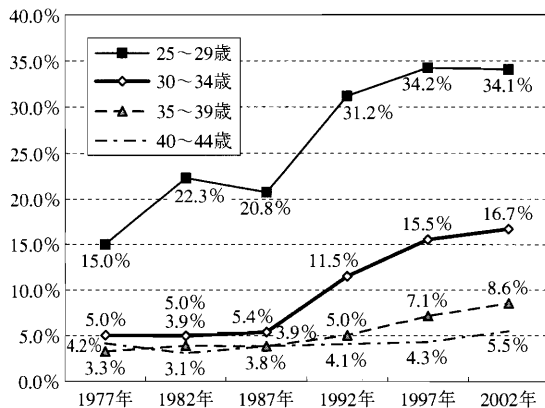
2 高齢世帯以外の夫婦のみの世帯の変化

我が国では「夫婦のみの世帯」が増加しているが、その多くは高齢夫婦のみの世帯の増加で説明できる。高齢世帯以外、つまり現役世代の「夫婦のみの世帯」は、1970年の約241万世帯から2000年の約498万世帯へと、約2倍に増加している。これに対し、同じ現役世代の世帯であると考えることができる「夫婦と子どもから成る世帯」は1970年の約1,247万世帯から2000年の約1,492万世帯へと約245万世帯増加しているが、1970年の約1.2倍にとどまっている。今後の動きで見ても、高齢世帯以外の「夫婦のみの世帯」は、2025年には約420万世帯へと約78万世帯減少するが、同じ期間に「夫婦と子どもから成る世帯」が約292万世帯減少するのと比較すると減少幅は小さい。つまり少子化により、夫婦のいる核家族世帯において、子どもがいない世帯の比重が大きくなってきている。この傾向は世帯数が減少する中、今後も続く見通しである。

こうした少子化による影響をさらに裏付けるものとして、子どものいない夫婦の増加傾向が近年

顕著になっている。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」から、妻の年齢別に子どものいない夫婦の割合を見ると、1987年までは35～39歳、40～44歳でともに4%程度であった。しかし、1992年以降は上昇傾向に入り、2002年には35～39歳、40～44歳でそれぞれ、8.6%、5.5%に上昇している。特に、出産や子育ての途上にあるものと思われる25～29歳と30～34歳でこの傾向が顕著である。25～29歳では1987年の20.8%から2002年には34.1%へと約14%ポイント、30～34歳では1987年の5.4%から2002年には16.7%へと約11%ポイント上昇している(図2)。

このような変化は、若い世代、特に1960年代生まれ以降の世代の間での夫婦出生力の低下と符合する。その背景として、①佐々井(2004)が指摘している晩婚化の進行による完結出生児数の低下(出生タイミングの変化等による)、②仕事と家庭の両立が困難であることや、経済的理由、健康上の理由等により理想の子ども数を持つことが困難な夫婦の増加等の他、③子どもを持つことへの意識の変化が考えられる。同じ「出生動向基本調査」から、「結婚したら子どもを持つべきか」という考えに対する意識を見ると、この考えに賛成の者は、1992年の87.8%から2002年の



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「出産力調査」,「出生動向基本調査」。

図2 妻の年齢別に見た「子どもなし」の夫婦の割合の推移

73.6%へと減少しており、反対の者は22.2%と1992年の9.6%の2倍を超える水準に達している。よって、①のような構造的な変化や②のような事情がある中、子どもを持つことに対する意識の変化が生じているものと思われる。このように、少子化が進行する中、子どものいない夫婦の増加という、夫婦の形の変化が見られる。

3 ひとり親世帯の増加

我が国の家族形態の変化の特徴をもうひとつ挙げるとすれば、「ひとり親と子どもから成る世帯」の増加である。この世帯の動きを一般世帯に占める割合が上昇しはじめた1980年以降で見ると次のようになる。世帯数は、1980年には約205万世帯であったものが、2000年には約358万世帯へと1.7倍に増加している。その後は2025年に約479万世帯になり、同じ25年間で1.3倍になる見通しである。この「ひとり親と子どもから成る世帯」は親子の年齢に制限はない。しかし、この世帯でイメージしやすいのは、未成年の子どもとひとりの親だけで生活している家族であろう。そこで、子どもを20歳未満の未婚者に限定した親子だけの世帯、つまり母子世帯と父子世帯の動きを見ると次のようになる。母子世帯は統計がある1980年には約44万世帯であったが、2000年には約63万世帯へと、1.41倍に増加している⁸⁾。一方、父子世帯は、1980年の8.5万世帯から変動を持ちつつ、2000年には8.7万世帯へと推移している。

ひとり親世帯等が発生する原因として、親が配偶者と死別したり離別したりする場合の他、未婚のまま親になる場合がある。ひとり親と子どもから成る世帯の世帯主の配偶関係別割合を見ると、死別が減少して離別が増加している。死別は1980年の44.2%から2000年の35.7%へと減少している一方で、離別は1980年の23.5%から2000年の33.5%へと増加している。この離別の増加傾向は母子世帯、父子世帯で見るとより顕著になる。母子世帯では、1980年の59.0%から2000年の81.1%へ、父子世帯では1980年の59.8%から2000年の72.3%へとそれぞれ大幅に

上昇している。また、未婚の割合も近年上昇しつつあり、統計がある1990年には母子世帯、父子世帯でそれぞれ3.2%、0.6%であったものが、2000年にはそれぞれ、6.1%、1.2%へと上昇している(表3)。

こうした家族が増加している背景として、①離婚件数の増加、②出生数に占める非嫡出子の割合の上昇が挙げられる。我が国の離婚件数は、戦後から1960年代にかけては7万件程度であった。その後は増加傾向に入り(1984年から1990年までは減少傾向)、2004年には前年よりも減少したとはいえ、約27万件と、1980年の2倍近い水準に達している。また、出生数に占める非嫡出子の割合を見ても、2003年は1.93%であり、欧米諸国よりは著しく低いものの⁹⁾、1980年の0.80%と比較して2倍以上の水準に達している。

こうした事情から母子世帯になったときの母と子の年齢を厚生労働省「全国母子世帯等調査」で見ると以下ようになる。まず、母子世帯になったときの母の平均年齢は2003年で33.5歳、1998年で34.7歳となっている。年齢階級別の構成も、20~29歳、30~39歳が中心であり、2003年ではそれぞれ31.6%、46.2%、1998年でもそれぞれ

25.9%、47.0%となっている。子の年齢を末子の年齢で見ると、2003年の平均年齢は4.8歳、1998年では5.4歳となっている。年齢階級別の構成も、0~2歳、3~5歳が中心であり、2003年ではそれぞれ40.7%、23.3%、1998年ではそれぞれ34.5%、23.7%となっている(図3)。このように、ひとり親世帯が多くなる中、特に母子世帯では、離婚によるものが増加している。特に、母親が若く、子どもも乳幼児の段階で母子世帯になっているケースが多いことも分かる。

IV ま と め

我が国の家族形態の変化をまとめると以下の通りである。

- ① 一般世帯数はこれまでは一貫して増加してきたが、今後は人口の減少より遅れはあるものの、世帯数も2015年以降減少する。平均世帯人員は縮小傾向にあり、今後も続く見通しである。
- ② 世帯の家族類型別では、三世帯世帯を含む「その他の一般世帯」の割合が低下する一方で、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、

表3 ひとり親と子どもから成る世帯等の推移

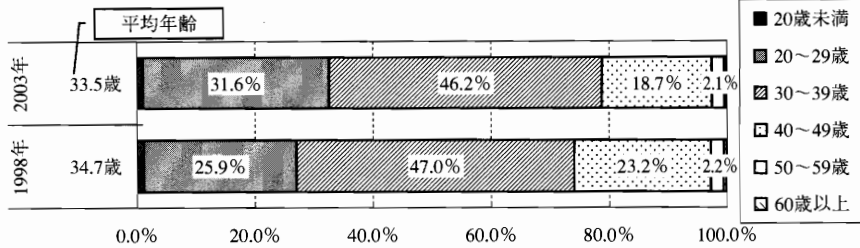
	ひとり親と子どもから成る世帯	(参考)										
		世帯主の配偶関係(一部)			母子世帯				父子世帯			
					世帯数 (1,000 世帯)	生別	死別	世帯数 (1,000 世帯)	親の配偶関係			
		離婚	死別	未婚					離別	死別	未婚	離別
実績値	1980年	2,053	23.5%	44.2%	444	—	59.0%	41.0%	85	—	59.8%	40.2%
	1985年	2,403	29.4%	40.4%	549	—	71.3%	28.7%	104	—	66.8%	33.2%
	1990年	2,753	30.5%	37.6%	552	3.2%	74.3%	22.5%	102	0.6%	68.3%	31.2%
	1995年	3,108	31.8%	37.3%	530	4.6%	77.8%	17.6%	88	0.8%	69.2%	29.9%
	2000年	3,578	33.5%	35.7%	626	6.1%	81.1%	12.8%	87	1.2%	72.3%	26.5%
推計値	2025年	4,794	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年12月推計)」。

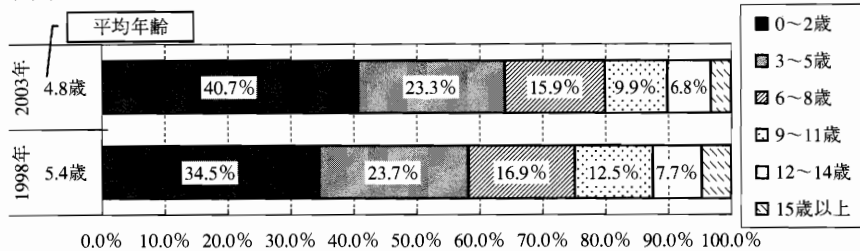
注) 1) 「ひとり親と子どもから成る世帯」は国勢調査の「男親と子どもから成る世帯」、「女親と子どもから成る世帯」の合計。離別、死別の割合は1985年までは抽出詳細集計による。

2) 母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯(他の世帯員がないもの)であり、父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみで構成される一般世帯(他の世帯員がないもの)である。1985年までは未婚の女親又は男親を含まない。

(1) 母親



(2) 末子



資料) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成。

注) 年齢不詳を除いた構成比。

図3 母子世帯の母と末子の年齢の状況 (母子世帯になったとき・年齢不詳を除く)

「ひとり親と子どもから成る世帯」の割合が上昇している。今後もこの傾向は続く見通しである。

- ③ 「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合の増加は、対応する家族形態の高齢世帯の増加が主たる要因である。特に高齢単独世帯の増加が大きいことが今後見通されており、その背景には親子同居の意識の変化の他、男性を中心とする生涯未婚率の上昇等がある。
- ④ 高齢世帯以外の「夫婦のみの世帯」も増加してきたが、今後は減少する。しかし、「夫婦と子どもから成る世帯」の減少よりもその程度は小さい。このことは、少子化の結果、子どものいない夫婦のプレゼンスが上昇していることを意味する。
- ⑤ 「ひとり親と子どもから成る世帯」(特に母子世帯)の増加は、離婚や未婚の母の増加が背景にある。母子世帯の親子の年齢構造を見ると、母子世帯になった段階では若年

層の母親と末子が乳幼児である割合が高くなっている。

このように、我が国の家族形態は大きく変化しており、今後も変化し続ける見通しである。その中で重要なのは、増加している家族形態の社会的な経済的な姿を明らかにすることである。それは、こうした変化が社会的対応を必要とする問題を含んでいる可能性があるからである。以下では、論点となりうるこれらの世帯における社会的な経済的な姿の例を簡単にまとめる。

まず、家族形態の高齢化、特に高齢単独世帯の増加についてであるが、高齢者は身体面、社会的な経済的な面で多様性を有する存在である。しかし、一人暮らしの高齢者の中には、そうでない高齢者と比べて低所得者や健康面でも不安がある者も多く、多様性が顕著な形で現れるものと思われる¹⁰⁾。こうした高齢者の多様性に着目した分析を行い、そのニーズを反映した政策立案のための研究を行うこと、特に、統計が整っている国や地域との国際比較を行うことは、我が国の高齢者の姿をより

明確にするという意味で重要であるものと思われる。

我が国では、高齢化が進む一方で少子化も進んでいる。その結果、子どものいない夫婦が増えていくことが考えられる。こうした夫婦が増えてきた背景を、夫婦の経済力の多様性¹¹⁾、家事の分担、働き方、子どもや家族形成に対する意識等からの分析を進めることで、今後の少子化対策にとって、効果的な政策手法を提示できる可能性が出てくる。このような視点から、これまで考えられた夫婦のありかたを常に検証し続けていく分析が必要ではないかと思われる。また、少子化対策として、児童手当等の経済的支援も重要である。なるべく多くの子どもを対象とするように制度を拡充することも重要である。しかし、その手当の対象者を確定させるにあたり、多様化した家族に対して制度をどのように適用していくかも重要である。よって、経済的な研究はもとより、法律面での研究も重要であろう。

そして、離婚の増加等を背景に、ひとり親の世帯が増加しているが、児童手当の支給の他に各種の支援が必要となっている。例えば、経済力は一般の世帯よりも不利な状況にあり、世帯員一人当たり所得の平均値も、母子世帯は86.8万円と一般の世帯(203.4万円)よりも大幅に低い(厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」)。また、ひとり親世帯に住む子どもの貧困率も50%近くに達し、OECD加盟国の中でも高い方に位置している¹²⁾。これを反映して、家庭の悩みとして、家計(経済面)で悩んでいる世帯は43.7%(2003年、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)を占めている¹³⁾。さらに、離婚した女性で子どもがいる場合、養育費の取り決めをしている割合は34.0%にとどまり、平均金額も44,660円である(2003年、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)。こうした、経済的な状況等は濱本(1997)や阿部・大石(2005)等で分析されている。

また、家族形態の変化は社会政策への新たなニーズをもたらすだけでなく、各種の制度が家族形態そのものを規定する側面も考えられる。そうした点に着目した分析も重要であるものと思われる。

このように、家族形態の変化は人々の社会経済的な状況に新たな側面を提示してくる。政策的な対応が必要か否かについて、家族形態の変化と社会経済的な姿等に関する詳細な分析が重要であると考えられる。さらに詳細な分析等については、この後の論文に譲ることにする。

付記

本論文に表される見解は全て筆者個人のものであり、筆者が所属するいかなる組織の見解を表したのではない。また、原稿の改訂にあたっては、お茶の水女子大学の平岡公一教授、永瀬伸子助教授の御助言等をいただいた。また、金子能宏氏(国立社会保障・人口問題研究所)の他、多くの方々の御助言、御支援等もいただいた。皆様方には心より厚く御礼を申し上げます。

注

- 1) 伊藤(1994)、総理府統計局(1984)、廣嶋(1997)等で指摘されている。ただし、戸田(1937)が指摘しているように、1920年の国勢調査の分析結果によると、当時でも我が国では核家族世帯が最も多い。
- 2) 厚生省(2000)、増田(1998)参照。
- 3) 国勢調査の「一般世帯」の定義は「住居と生計をともにする者の集まり及び一戸を構える単身者」であり、会社等の寮に住む者を含む。
- 4) 世帯推計は、国立社会保障・人口問題研究所で5年毎に行われているものである。「国勢調査」の他、同研究所の「将来推計人口」、「世帯動態調査」のデータを用いて、世帯内地位の変化のマトリックスを元にして将来の世帯数を推計している。詳細は西岡他(2003)参照。
- 5) 高齢者の世帯について、国勢調査では「65歳以上の親族がいる世帯」の集計が行われている。また、近年の国勢調査や厚生労働省「国民生活基礎調査」等では、高齢者の世帯状態(個々人がどのような世帯に居住しているか)に関するデータも得られる。しかし、時系列データが最も整っており、世帯推計でも公表値がある「高齢世帯」を分析の対象とした。
- 6) 世帯状態別の人口に関する集計は国勢調査では1970年代以降行われるようになり、本論文では、1975年から2000年までの6時点のデータを得ることができた。個人の世帯状態に関する分析については、廣嶋他(1994)参照。
- 7) 厚生省(2000)によれば、在宅の高齢者の年齢別の介護を要する者の割合は低下傾向にある。
- 8) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、祖父母等の親族と同居している者を含めた母子世帯、父子世帯のデータがあり、2003年の母子

世帯数は約122.5万世帯、父子世帯数は約17.4万世帯である。ここでは、将来推計の数値がある「ひとり親と子どもから成る世帯」との統計上の整合性を取るために、国勢調査の数値を用いた。

- 9) 欧米諸国との比較は内閣府(2004)参照。
- 10) 厚生省(2000), 内閣府(2002)参照。
- 11) 夫婦の就業形態の組み合わせの変化について内閣府(2005)では、夫フルタイム・妻パートタイムの夫婦が増加している。森田(2005)は夫婦の所得階層の組み合わせで見た夫婦間所得格差が拡大していることを明らかにしている。
- 12) ここでいう貧困率は等価可処分所得中央値の50%未満の世帯に住む子ども(18歳未満)の割合である。詳細は金子・小島・山田(2005)参照。
- 13) 父子世帯の所得は390万円であり、家事の面で悩みを抱える世帯が多い等、母子世帯とは異なる一面が見られる(2003年, 厚生労働省「全国母子世帯等調査」)。

参考文献

- 阿部 彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」『子育て世帯の社会保障』, 国立社会保障・人口問題研究所編, 2005年3月, pp. 143-164。
- 伊藤達也(1994)『生活の中の人口学』, 古今書院。
- 金子能宏・小島克久・山田篤裕(2005)「所得格差の国際動向: 経済協力開発機構の国際比較データから」『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)), 2005年3月, pp. 57-80。
- 厚生省(2000)『平成12年版厚生白書』, ぎょうせい。
- 厚生労働省(2005)『平成17年版母子白書』。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2001)『少子社会の子育て支援』, 2001年6月, 東京大学出版会。

- 佐々井司(2004)「近年の夫婦出生力低下の動向とその背景」, 『人口問題研究』第60巻第1号, 2004年3月, pp. 36-49。
- 総理府統計局(1984)『我が国の世帯構造とその変動』, 昭和55年国勢調査モノグラフシリーズ No. 9。
- 戸田貞三(1937)『家族構成』, 弘文堂。
- 内閣府(2002)『平成14年版高齢社会白書』, 財務省印刷局。
- (2004)『平成16年版少子化社会白書』, ぎょうせい。
- (2005)『平成17年版国民生活白書』, 国立印刷局。
- 西岡八郎・鈴木 透・小山泰代(2003)「日本の世帯数の将来推計(全国推計) - 2000(平成12)年~2025(平成37)年 - 2003(平成15)年10月推計」, 『人口問題研究』第59巻第4号, 2003年12月, pp. 19-51。
- 濱本知寿香(1997)「母子世帯の家計」『季刊家計経済研究』第35号, 1997年7月, pp. 50-58。
- 廣嶋清志(1997)「世帯構造の変化」『人口変動と家族』(阿藤 誠・兼清弘之編), 大明堂。
- 廣嶋清志・大江守之・山本千鶴子・三田房美・小島克久(1994)「高齢者の世帯状態の将来推計」, 『人口問題研究』第50巻第2号, 1994年7月, pp. 25-51。
- 増田雅暢(1998)『わかりやすい介護保険法』, 有斐閣。
- 森田陽子(2005)「世帯構造と所得格差」『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』(平成16年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)), 2005年3月, pp. 115-132。
- 山本千鶴子(1979)「我が国の世帯統計」, 『人口問題研究』第151号, 1979年7月, pp. 63-72。
- (こじま・かつひさ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 第3室長)

子どもに対する意識構造のジェンダー比較¹⁾ ——潜在クラス・モデルによる分析——

福田 亘 孝

I はじめに

子どもを持つことによって、親が心理的な満足感 (value) と負担感 (disvalue) とを持つことはこれまで様々に指摘されている (Hoffman 1972; Hoffman and Hoffman 1973)。かつて、子どもは親の仕事を手伝ったり、他に働きに行くことによって世帯に収入をもたらしたり、あるいは、年老いて働けなくなった親を扶養したりする存在であった (Leibenstein 1974)。しかし、社会の近代化が進むにつれて、こうした子から親への財やサービスのフローは減少したり、消滅したりする (Caldwell 1982)。この結果、現代社会において、子どもは「一緒にいて楽しい」といった喜びや安らぎを親に与える存在になる (Bulatao 1979, 1982)。いわば、子どもは親にとって消費財的な価値を持ち (阿藤 2000)、心理的な満足感の源泉へと転化する。しかし同時に、子どもを持つことは親にとって心理的な負担感をももたらす。アドルフ・ポルトマン (1961) が「生理的早産」と形容したように、人間の子どもは他の動物と比べて未成熟な状態で生まれくる特徴を持っている。このため、人間の親は他の動物の親よりも、長い期間子育てに従事しなければならず、子どもが成長し親の世話を必要としなくなるまでには、少なくとも数十年にわたる心理的、肉体的、そして、物質的なコミットメントが必要になる。従って、親にとって子どもを育てることは多くの時間やお金や労力を必要とする行為であり、子どもを持たなかったならばできたであろう行為や買うことので

きたであろう財・サービスの購入が不可能になったり、制限されたりする (Hobcraft and Kiernan 1995)。そして、こうした競合関係は子どもを持つことに対して様々な負担感を親に意識させることになる (Goode 1960)。実際、意識調査の結果を見ても、人々は子どもについて満足感と負担感を抱いていることが分かる。例えば、「あなたは、子どもをもつことのよさは何だとおもいますか」という質問に対して、80%前後の既婚者が「子どもがいると家庭が明るくなる」と回答している。一方、「働き手になる」や「老後のたよりになる」と回答した人は僅かであり、親にとって子どもは情緒的、あるいは心理的満足感を与える存在と言える。しかし同時に、「あなたは、子どもを育てるうえで、何が大変だとおもいますか」という質問に対しては、「教育にお金がかかる」、「外で働きにくくなる」といった回答がなされており (阿藤 1996)、親は子どもを持つことに対して経済的な負担感や行動の自由が制限されるといった意識も持っている。

子どもを持つことによって意識される満足感と負担感は、当然のことながら一様ではなく、家族の状態によって異なる (Fawcett 1983; Friedman, et al. 1999)。例えば、高所得層の親と比べると、低所得層の親は子どもを持つことに経済的な負担感を強く持つ傾向が見られる (Hoffman, et al. 1978)。あるいは、職住分離が進んでいる社会では子育てと就業とを両立することが難しい。それゆえ、家庭外で就業している親にとって、育児は就業活動を制限する要因になり、子どもを持つことに強い負担感を生じさせるかもしれない。

実際、アメリカでは就業している母親と非就業の母親を比べると、前者の方が後者より子どもに対して心理的負担感をより強く持つことが指摘されている (Beckman 1977, 1978, 1979)。要するに、親が子どもに対してどのような意識を持つかは、家族の役割関係や就業形態や経済状態などに影響される。

特に、日本において子どもに対する意識構造を考える場合、家族の役割関係は重要な要素の一つであろう。総務省の調査によれば、2001年には45歳未満の妻がいる192万世帯のうち夫婦共働き世帯は130万世帯で67.7%に達しており(総務省統計局2002)、就業している既婚女性はかなりの数に上っている。この値を見る限り、「就業する夫と専業主婦」から構成される伝統的なジェンダー役割を持つ世帯は、もはや少数派であり、パート・タイムであれフル・タイムであれ、「就業する妻と夫」によって構成される家族が多数派を占めるようになってきている。換言するならば、家族の外部システムではsymmetricalな関係の夫婦が支配的になっている。しかし、家族の内部に目を向けると、夫婦はsymmetricalではない。夫の家事や育児への参加は依然として低く、家庭における家事・育児の遂行は妻に集中している。例えば、平成13年の「社会生活基本調査」によれば、子どものいる世帯で、35～39歳の妻が平均して一日に行う家事・育児の時間は6時間6分であるのに対して、同じ年齢カテゴリーの夫ではわずか27分に過ぎず、前者は後者の13倍以上の時間を家庭役割の遂行に費やしている(総務省統計局2003)。さらに、平日の家事の行為者率を見ても、有業女性では84.8%であるのに対して、有業男性では24.5%にすぎない(NHK放送文化研究所2002)。従って、家族の内部では伝統的なジェンダーによる役割分業が根強く存続し、夫婦はasymmetricalな役割関係になっている。要するに、日本における夫婦の関係は家族の外部ではsymmetricalであるが、内部ではasymmetricalになっている。

こうした家族の外部と内部のジェンダー関係の異質性は、家庭外で就業する既婚女性に対して、

家事や育児といった家庭役割の遂行と就業役割の遂行という二重の負担を課することになる。他方、多くの既婚男性は家事や育児を僅かに遂行するに過ぎず、家庭役割の負担は軽い。このため夫婦の間の役割負担には大きな格差が存在し、夫と比べて妻は負担が重くなる傾向がある。従って、こうした役割関係の違いが、子どもを持つことに対する意識構造を夫婦間で異なったものにしていく可能性は十分にありうる。例えば、就業している妻は家庭役割と就業役割の二重負担によって、子どもを持つことに対して強い負担感を持ち、満足感をあまり持たないかもしれない。他方、夫は家庭役割の負荷が軽いために、妻と比べて子どもを持つことに負担感を殆ど感じず、満足感を強く抱くかもしれない。また、家庭役割が夫婦間で平等な場合は、妻が就業していたとしても、役割負担が相対的に軽いために、子どもを持つことに対して満足感を強く感じるかもしれない。そして、こうした意識の違いが、実際の出生行動に影響を与える可能性もありうる。

これまで、夫婦の役割分担や就業形態といった要因の出生パターンに対する影響については数多く研究されてきている。しかし、これらの要因と子どもに対する意識構造との関係については十分に研究されてきていない。本稿では、子どもに対する意識構造の夫婦間の違いについて分析する。以下においては、まず、本稿の分析で使用するデータについて説明する。続いて、二変量分析を中心に子どもに対する意識構造の特徴を分析した後、潜在クラス分析²⁾を用いて意識構造の分類を試みる。そして、最後に多項ロジット潜在クラス回帰モデルの分析結果を示し、子どもを持つことに対する意識構造の夫婦間の差異について考察する。

II データと変数

本分析では「結婚と家族に関する国際比較研究会」が2004年に全国の18歳から69歳の男女を対象に実施した「結婚と家族に関する国際比較調査」³⁾のデータを用いる。本稿では、全回答者のうち、調査時点での年齢が20歳以上50歳未満の

既婚の男女を対象として分析する。

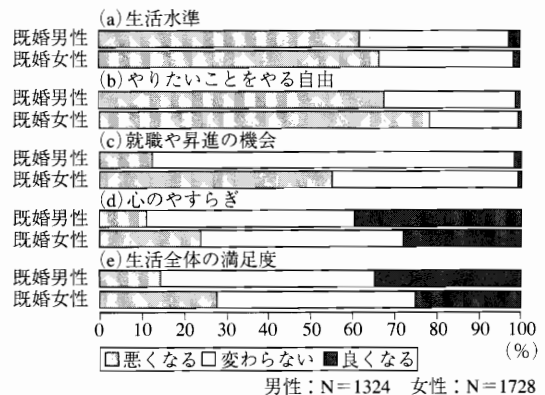
この調査では「あなたに(もう1人)子どもがいると仮定すると、あなたの生活は現在と比べて、どう変わるとおもいますか」という質問によって、子どもを持つことに対する回答者の意識を尋ねている。子どもを持つことによる変化の項目としては、(a)生活水準(b)やりたいことをやる自由(c)就職や昇進の機会(d)心のやすらぎ(e)生活全般の満足度、の5つを本分析では意識構造の指標とし、潜在クラス分析ではこれら5項目を応答変数にしている。「結婚と家族に関する国際比較調査」の調査票では、回答者はこれらの各項目に対して、(1)ずっと良くなる(2)少し良くなる(3)変わらない(4)少し悪くなる(5)ずっと悪くなる、の5つの選択肢の内から一つを選んで回答する形式になっているが、本分析では「ずっと良くなる」と「少し良くなる」の二つの回答をまとめて「良くなる」にし、「少し悪くなる」と「ずっと悪くなる」の二つをまとめて「悪くなる」にした。

Iで述べたように、家族における夫婦の役割分担は本稿の分析の中心となる要素である。「結婚と家族に関する国際比較調査」では家庭内の役割分担に関して、(a)料理や食後の後片づけ(b)洗濯(c)部屋の掃除(d)食料品・日用品の買い物、の4つの家事項目の遂行頻度を本人と配偶者について、(1)ほぼ毎日(2)週に3-4回(3)週に1-2回(4)月に1-3回(5)ほとんどしない、5段階で回答してもらっている。本分析では、まず、これらの回答に対して、家事項目の遂行頻度が高いほど値が大きく、低いほど値が小さくなるように、1から5の値を与えた。次に、夫と妻それぞれに対して、5つの家事項目に与えられた値を合計し、夫の家事遂行得点と妻の家事遂行得点を計算した。そして、夫の家事遂行得点を妻の家事遂行得点で割り、この値を家事分担の平等度の変数とした。従って、この変数の値が小さくなるほど妻への家事集中度が高く、反対に、1に近づくほど妻への集中度が低くなり、夫婦間の家事分担がより平等になる。本分析では、この値の上位1/3を家事役割分担の平等度の「高位」グループ、

下位1/3を「低位」グループ、残りの1/3を「中位」グループに分けた。多項ロジット潜在クラス回帰分析では、これら変数に加え、妻の就業状態、回答者の年齢、夫の年収、20歳未満の子どもの数、居住地域を予測変数としてモデルに投入して、子どもを持つことに対する意識について検討する。

III 意識構造のジェンダー差

グラフ1は子どもを持つことに対する意識構造を既婚の男女で比較をしたものである。まず、「(a)生活水準」について見てみると、夫と妻の間で意識構造にあまり差が見られない。既婚女性の方が既婚男性より若干多くなっているが、両者とも6割以上の人子どもを持つと生活水準が「悪くなる」と回答している。一方、男女とも約3割の回答者が「変わらない」と答えており、「良くなる」と回答した人は極めて僅かになっている。従って、子どもを持つことに対する経済的負担感については、ジェンダー差はほとんど無いと言える。対照的に「(b)やりたいことをやる自由」については、男女間で差がかなり見られる。既婚男性では「悪くなる」と回答した人は67.7%であるのに対して、既婚女性では78.5%にまで達している。他方、「変わらない」の割合は既婚男性では31.2%であるが、既婚女性では20.9%に過ぎない。すなわち、男性と比べて女性は子どもを持つことによって、行動の自由が制限



グラフ1 子どもに対する意識のジェンダー差

されるという意識を持つ人が多くなる傾向が見られる。「(c) 就職や昇進の機会」は5つの項目の中で、回答パターンのジェンダー差が最も際立っている。既婚男性では子どもを持つことによって就職や昇進の機会が悪くなると考える人は僅か12.7%に過ぎないが、既婚女性では55.3%にも達しており、半数以上の女性が子どもを持つことが就職や昇進の障害になると回答している。これと対照的に「変わらない」と回答した人の割合は既婚女性では44.1%に過ぎないが、既婚男性では85.7%にも達しており、子どもは就職や昇進に影響を与えないと意識する人が男性では圧倒的に多くなっている。こうした結果を見ると、子どもを持つことによって就業や昇進が制限されるという意識は男性よりも女性でかなり強いことが分かる。

続いて、「(d) 心のやすらぎ」について見てみると、既婚女性では「良くなる」と回答した人が24.2%、「悪くなる」と回答した人は28.0%であり、両者の値に大きな差は見られない。これに対して、既婚男性では「良くなる」と回答した人が39.4%、「悪くなる」と回答した人が11.3%であり、前者の値が後者の値より4倍近く大きくなっている。同様に、「(e) 生活全般の満足度」でも、24.9%の既婚女性が「良くなる」と考えているのに対して、27.9%が「悪くなる」と考えており、両者の値は拮抗している。対照的に既婚男性では、「良くなる」と答えた人は34.6%であるが、「悪くなる」と答えた人は14.5%に過ぎず、後者は前者と比べて半分以下になっている。これらの結果を見る限り、男性は女性と比べて、子どもを持つことに対して心理的やすらぎや生活への満足感

表1 家事分担と子供に対する意識

(%)

	既婚男性				既婚女性			
	(a) 生活水準				(a) 生活水準			
家事分担の平等度	悪くなる	変わらない	良くなる	N	悪くなる	変わらない	良くなる	N
低位	59.4	38.9	1.7	360	65.9	33.0	1.1	578
中位	65.8	31.6	2.6	421	67.3	31.2	1.5	594
高位	60.8	36.1	3.1	543	66.6	31.8	1.6	556
(b) やりたいことをやる自由								
家事分担の平等度	悪くなる	変わらない	良くなる	N	悪くなる	変わらない	良くなる	N
低位	62.7	36.7	0.6	360	80.3	18.7	1.0	578
中位	69.3	30.2	0.5	421	77.3	21.4	0.3	594
高位	69.8	28.7	1.5	543	77.0	22.6	0.4	556
(c) 就職や昇進の機会								
家事分担の平等度	悪くなる	変わらない	良くなる	N	悪くなる	変わらない	良くなる	N
低位	15.0	83.9	1.1	360	57.5	42.0	0.5	578
中位	10.7	88.1	1.2	421	55.2	44.3	0.5	594
高位	12.2	85.6	2.2	543	53.3	46.0	0.7	556
(d) 心のやすらぎ								
家事分担の平等度	悪くなる	変わらない	良くなる	N	悪くなる	変わらない	良くなる	N
低位	11.4	54.7	33.9	360	29.1	47.0	23.9	578
中位	10.9	48.0	41.1	421	23.2	49.0	27.8	594
高位	11.2	46.3	42.5	543	19.6	47.3	33.1	556
(e) 生活全体の満足度								
家事分担の平等度	悪くなる	変わらない	良くなる	N	悪くなる	変わらない	良くなる	N
低位	15.0	56.7	28.3	360	33.5	46.9	19.6	578
中位	14.5	51.5	34.0	421	27.1	49.5	23.4	594
高位	14.0	46.0	39.0	543	22.1	45.0	32.9	556

をより強く持つ傾向があると言えよう。

次に子どもに対する意識構造と夫婦の家事分担の関係を表1で見よう。まず、「(a)生活水準」と役割分担の平等度とには一貫した関係が認められない。例えば、子どもを持つことで生活水準が悪くなると回答した既婚女性の割合は、役割分担の平等度が「低位グループ」で65.9%、「中位グループ」で67.3%、「高位グループ」で66.6%であり、三つのグループ間でほとんど違いがない。一方、既婚男性では「悪くなる」と答えた人の割合は「中位グループ」で最も高く65.8%であるのに対して、「高位グループ」と「低位グループ」で若干低く、ほぼ60%になっている。対照的に、「(b)やりたいことをやる自由」については、役割分担の平等度との間に一貫した関係が見られる。既婚男性ではやりたいことをやる自由が「悪くなる」と答えた人の割合は、平等度が高位のカテゴリーで最も高く69.8%、低位のカテゴリーで最も低く62.7%になっている。反対に、既婚女性では「悪くなる」と答えた人の割合は、平等度が高位のカテゴリーで最も低く77.0%、低位のカテゴリーで最も高く80.3%になっている。すなわち、家事分担が平等であるほど、やりたいことがやれる自由が制限されると考える人は増えるが、反対に妻では考える人の割合が減る傾向が見られる。「(c)就職や昇進の機会」では、回答パターンにジェンダー差が顕著に見られる。既婚女性では、子どもを持つことで就職や昇進の機会が「悪くなる」と回答した人の割合は、平等度が低位のカテゴリーでは57.5%で最も高く、次いで高いのが中位のカテゴリーで55.2%になっている。そして、最も割合が低いのは平等度が高位のグループで53.3%になっている。すなわち、妻は家事の負担が高いほど、就職や昇進にとってマイナスになると考える人が増える傾向が見られる。しかし、既婚男性にはこうした傾向は見られない。就職や昇進の機会が「悪くなる」と答えた既婚男性の割合は、平等度が高位グループでは15.0%、中位グループでは10.7%、低位グループでは12.2%であり、U字型を示している。さらに、平等度のすべてのカテゴリーで

80%以上の夫が「変わらない」と回答しており、妻で同じ回答した人の割合が45%前後に過ぎないのと比べると、圧倒的多数の夫が、子どもを持つことが就職や昇進に影響しないと考えており、家事の負担の程度とは、ほとんど関係がない。

続いて、「(d)心のやすらぎ」について見てみると、「良くなる」と回答した人の割合が男女とも、家事分担の平等度の高いグループほど、高くなっている。すなわち、平等度が低位のカテゴリーでは既婚男性の33.9%が「良くなる」と答えているのに対して、中位カテゴリーでは41.1%、高位カテゴリーでは42.5%になっている。他方、既婚女性でも、「良くなる」と回答した人の割合は高位カテゴリーで33.1%、中位カテゴリーで27.8%、低位カテゴリーで23.9%になっている。同様に、「(e)生活全般の満足度」でも家事分担の平等度の高いほど「良くなる」と回答する人の割合が高くなる傾向が見られる。例えば、子どもを持つことで生活全般の満足度が良くなると考える既婚女性の割合は、平等度が高位グループでは32.9%であるのに対して、中位グループでは23.4%、低位グループでは19.6%へと徐々に低下している。既婚男性でも高位グループでは39.0%の人が「良くなる」と回答しているが、中位グループで同じ回答をした人は34.0%、低位グループでは28.3%にまで低下している。こうした結果を見る限り、家事の分担がより平等なほど、男女共に、子どもを持つことに対して心理的な安定感や生活への満足感をより強く持つ傾向があると言える。

IV 潜在クラス・モデルによる意識構造の分析

IIIでは、子どもを持つことに対する意識に関する項目を個々に検討した。しかし、項目を個々に検討するだけでは、子どもを持つことに対する意識構造を全体として検討することは難しい。この点を考慮して、本節では潜在クラス分析と多項ロジット潜在クラス回帰分析を用いて意識構造の検討を行う。

表2は男性と女性のそれぞれについて潜在クラ

ス分析を行い、潜在クラスの数1個から4個までのカイ二乗値とBIC (Raftery 1986) の値を示したものである。まず、既婚男性については、カイ二乗検定ではクラスの数1個と2個ではモデルはデータと適合せず、3個と4個ではモデルが適合する結果になっている。しかし、BIC (Bayesian Information Criterion) の値を潜在クラス数が3個と4個のモデルで比較すると、前者の方が後者よりも小さく、モデルの適合度が良く

なっている。従って、男性では潜在クラス数が3個のモデルが最適モデルと言える。他方、女性については、男性と同様に、カイ二乗検定では潜在クラスの数1個と2個の場合ではモデルはデータと適合せず、3個と4個ではモデルが適合する結果になっている。そして、BICの値を潜在クラス数が3個と4個のモデルで比べると、前者が後者のモデルよりも値が小さく、適合度が良くなっている。従って、女性でも潜在クラス数が3個のモデルが最適モデルになっている。

表3では男性と女性について適合度の最も良いクラス数が3個のモデルでの潜在クラスの割合と、各クラスの(a)から(e)までの五つの質問にたいする「良くなる」、「変わらない」、「悪くなる」の応答確率の推定値が示されている。

まず、男性について見てみると、潜在クラス1は最も小さいクラスであり、全体の19%を占めている。このクラスの回答の特徴は、「(a)生活水準」と「(b)やりたいことをやる自由」の二つでは「悪くなる」と回答する確率が90%以上に達しており、子どもを持つことによって経済状

表2 潜在クラスモデルの適合度

		カイ二乗値	P 値	自由度	BIC
既婚男性	N=1324				
潜在クラスの数	1	1878.49	<0.01	220	-362.05
	2	844.22	<0.01	209	-953.43
	3	162.30	>0.20	198	-1281.05
	4	166.20	>0.20	187	-1243.69
既婚女性	N=1728				
潜在クラスの数	1	2246.57	<0.01	220	82.89
	2	889.90	<0.01	209	-848.68
	3	215.68	>0.15	198	-1337.84
	4	181.20	>0.20	187	-1284.46

表3 潜在クラスモデルの結果

		既婚男性			既婚女性		
		クラス1	クラス2	クラス3	クラス1	クラス2	クラス3
潜在クラスの割合		0.19	0.40	0.41	0.34	0.39	0.27
応答変数の条件付き確率							
(a) 生活水準	悪くなる	0.93	0.49	0.59	0.91	0.53	0.54
	変わらない	0.05	0.50	0.36	0.08	0.46	0.41
	良くなる	0.02	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05
(b) やりたいことをやる自由	悪くなる	0.95	0.54	0.68	0.94	0.66	0.75
	変わらない	0.03	0.45	0.30	0.05	0.33	0.23
	良くなる	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02
(c) 就職や昇進の機会	悪くなる	0.34	0.07	0.08	0.70	0.40	0.58
	変わらない	0.65	0.92	0.89	0.29	0.59	0.40
	良くなる	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.02
(d) 心のやすらぎ	悪くなる	0.49	0.03	0.02	0.66	0.02	0.04
	変わらない	0.40	0.96	0.08	0.28	0.93	0.07
	良くなる	0.11	0.01	0.90	0.06	0.05	0.89
(e) 生活全般の満足度	悪くなる	0.75	0.01	0.01	0.81	0.01	0.01
	変わらない	0.22	0.93	0.23	0.18	0.92	0.19
	良くなる	0.03	0.06	0.76	0.01	0.07	0.80

態や行動の自由が悪化すると考える傾向が強い。「(c) 就職や昇進の機会」や「(d) 心のやすらぎ」に対しては50%前後の確率で「変わらない」と回答しているが、「悪くなる」と回答する確率も40%前後に達しており、これらの項目についても否定的な意識を持つ傾向は決して弱くない。さらに、「(e) 生活全般の満足度」についても75%の確率で「悪くなる」と回答しており、満足度が低下すると考える傾向が強い。全体として見るとこの潜在クラスは子どもを持つと自分の生活のあらゆる側面が悪くなると感じている人であり、子どもを持つことに対して否定的な意識を持っている。いわば、これは「悪化型」とでも言える潜在クラスである。潜在クラス2は全体の40%を占め、二番目に大きいクラスになっている。このクラスの応答確率を見てみると、項目(a)と(b)では「悪くなる」と「変わらない」の値が拮抗している。「悪くなる」/「変わらない」のオッズ(確率比)は項目(a)では0.98(=0.49/0.50)、項目(b)では1.20(=0.54/0.45)であり、子どもを持ったとしても生活水準や行動の自由に変化がないと回答する確率がかなり高くなっている。さらに、項目(c)、(d)、(e)では90%以上の確率で「変わらない」と回答している。いわば、この潜在クラスに属する男性は、たとえ子どもを持ったとしても、生活や仕事の状態に変化が生じないと考える傾向が強く、「中立型」とでも呼ぶことのできる潜在クラスである。潜在クラス3は最も大きなグループであり、全体の41%を占めるに至っている。このクラスの「悪くなる」/「変わらない」のオッズは項目(a)では1.63(=0.59/0.36)、項目(b)では2.27(=0.68/0.30)であり、「悪くなる」と回答する確率が潜在クラス1と比べるとかなり小さく、「変わらない」と回答する確率がクラス2の水準に近くなっている。そして、項目(c)では、クラス2と同様、「変わらない」と回答する確率が圧倒的に高くなっている。一方、項目(d)と(e)では「良くなる」と回答する確率がかなり高く、「心のやすらぎ」では90%、「生活全般の満足度」では76%の確率で「良くなる」と回答している。すなわち、潜在ク

ラス3では、子どもを持つことは生活水準や行動の自由さについては変わらないと意識する人の割合と悪くなると意識する人の割合に大きな差がなく、他方で、子どもは心理的な安らぎをもたらし、生活の満足度を向上させると考えている。従って、全体として見るならば、子どもを持つことを肯定的に捉えていると言えよう。いわば、このクラスは「改善型」と呼べるグループである。

次に既婚女性の潜在クラスに目を向けると、潜在クラス1は全体の34%を占め、二番目に大きいクラスである。このクラスではすべての回答項目において否定的な回答する確率が最も大きくなっている。すなわち、項目(a)と(b)では90%以上、項目(e)では80%以上、(c)と(d)では70%前後の確率で「悪くなる」と回答している。他方、各項目で「良くなる」と回答する確率は極めて小さくなっている。従って、このクラスの女性は子どもを持つことで生活や就業や心理的状态が悪化すると意識しており、「悪化型」とでも呼ぶことのできるグループである。潜在クラス2は全体の39%を占め、最も大きなクラスである。このクラスでは、各項目において「変わらない」と回答する確率が高くなる傾向が見られる。特に、項目(d)と(e)では90%以上の確率で「変わらない」と答えており、子どもを持ったとしても心理的安らぎや生活の満足度は変化しないと考える傾向が強い。同様に、項目(c)でも約60%の確率で「変わらない」と回答している。項目(a)と(b)では、「悪くなる」の方が「変わらない」よりも応答確率が高くなってはいるが、潜在クラス1やクラス3と比べると「変わらない」と回答する確率が相対的に高くなっている。いわば、このクラスは、子どもを持ったとしても、生活や就業や心理的状态には変化が生じないと考える傾向が強く、「中立型」のグループと言えよう。潜在クラス3は最も小さいクラスであり、全体の27%を占めている。このクラスでは、項目(a)と(c)では「悪くなる」と「変わらない」の回答確率が拮抗している。「悪くなる」/「変わらない」のオッズは項目(a)では1.32(=0.54/0.41)、項目(c)では1.45(=0.58/

0.40)であり、「変わらない」の値もかなり高くなっている。そして、項目(a), (b), (c)の「悪くなる」と「変わらない」の回答パターンはクラス2に近い値を示している。一方、項目(d)では89%の確率で「良くなる」が回答されており、子どもを持つことで心の安らぎが改善されると考えられている。また、項目(e)についても「良くなる」と回答する確率が80%になっており、子どもを持つことで生活への満足度が増大すると考える傾向も強い。すなわち、このクラスでは、経済状況や行動の自由や就職・昇進にとっては子どもの存在は必ずしもプラスであるとは意識されていないが、変わらないと考える人の割合がかなりの水準に達している。他方、心理的な安定や生活の満足度については、子どもを持つことで向上すると考える傾向が強く、全体として見るならば、子どもに対して肯定的な意識を持ち、「改善型」とも言えるグループである。

これまで見てきたように、潜在クラス分析の結果では男女ともに意識構造は三つのクラスに分けられるが、クラスの構成にはジェンダー間で顕著な違いがみられる。すなわち、男性ではクラス3の割合が最も大きく、クラス1の割合が最も小さい。これに対して、女性ではクラス1の割合が二番目に大きく、クラス3の割合が最も小さくなっている。既に述べたように、クラス1は子どもを持つことに否定的な意識を持つグループであり、クラス3は肯定的な意識を持つグループである。従って、こうしたクラス構成の違いは、男性は子どもを持つことを肯定的に考える人の割合が大きく、反対に、女性は子どもを持つことを否定的に考える人の割合が大きいことを意味している。既に指摘したように、日本では家事・育児の遂行が妻に集中する傾向があり、就業している妻にとっては家庭役割と就業役割の二重負担になる。恐らく、こうした役割負担の重さが子どもを持つことに否定的な意識を持つ妻の割合が相対的に高くなる背景にあると考えられる。

では、家族の役割分担や就業状態は潜在クラスの構造にどの程度、影響を及ぼしているのだろうか。表4と表5はこの点を検討するために行っ

た多項ロジット潜在クラス回帰分析の結果を示している。各モデルでは「改善型」を基底カテゴリーにして、第一番目の対比は「中立型」対「改善型」の対数オッズ、第二番目の対比は「悪化型」対「改善型」の対数オッズに予測変数がどう影響するかを吟味している。

最初に表4で既婚男性の分析結果を見てみると、年齢が若くなるにつれて、「中立型」対「改善型」と「悪化派」対「改善派」の割合比が有意に小さくなっている。すなわち、若年者層と比べて高齢者層ほど子どもを持つと生活状況が悪化すると考える人が多くなっている。これは、子育てが父親にとってかなり負担をもたらすものであり、高齢になってから子どもを持つのを忌避したいという意識が背後にあることを示唆している。

夫の年収については、回帰係数の値を見る限り、二つの対比において正であり、夫の年収の低下に伴い、子どもに対して肯定的な意識をもつ人の割合が減少する傾向があることを示している。しかし「中立型」対「改善型」の対比では、回帰係数が有意でなく、「悪化型」対「改善派」の対比においてのみ有意になっている。すなわち、夫の年収の低下は、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ人の割合を増加させる一方で、中立的な意識を持つ人の割合に対しては変化を与えない。換言するならば、年収の低下は子どもに対する意識をより否定的な方向へと強くシフトさせている。グラフ1でも示されたように、子どもを持つことによって生活水準が「悪くなる」と回答する夫の割合はかなり高く、本分析で見られた夫の年収の効果は、こうした経済的負担感の大きさを反映しているのではないだろうか。

20歳未満の子どもの数は二つの対比において類似した効果を持ち、子どもの数が増加するにつれて、「中立型」の割合も「悪化型」の割合も増加している。特に、「悪化型」の割合が子どもの数の増加に伴って顕著に増加している。例えば、表4のモデル1では「中立型」対「改善型」の割合比は、20歳未満の子どものいない場合と比べて2人いる場合では3.08 ($=e^{1.125}$) 倍であるが、「悪化型」対「改善型」の割合比は8.65

表4 潜在クラスの予測分析(既婚男性)

予測変数 定数項	モデル1 潜在クラス対比				モデル2 潜在クラス対比			
	中立型/改善型		悪化型/改善型		中立型/改善型		悪化型/改善型	
	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差
本人の年齢								
20-29歳	-0.889***	0.326	-0.816**	0.422	-0.770***	0.324	-0.761*	0.423
30-39歳 (40-49歳)	-0.666***	0.197	-0.624***	0.204	-0.557***	0.190	-0.551***	0.210
夫の年収								
400万未満	0.193	0.304	1.015***	0.359	0.369	0.303	0.946***	0.360
400万以上800万未満 (800万以上)	0.216	0.255	0.562*	0.327	0.308	0.251	0.529*	0.327
20歳未満の子どもの数 (無し)								
1人	0.371*	0.224	0.859***	0.395	0.492**	0.245	0.932**	0.394
2人	1.125***	0.264	2.158***	0.382	1.217***	0.269	2.215***	0.381
3人以上	1.564***	0.348	2.527***	0.401	1.642***	0.359	3.040***	0.451
居住地								
農村 (都市)	0.088	0.216	-0.109	0.263	0.567	0.222	-0.107	0.265
家事分担平等度								
低位	-0.477**	0.196	-0.186	0.239	-0.556**	0.202	-0.165	0.245
中位 (高位)	-0.023	0.190	-0.152	0.221	-0.102	0.198	-0.154	0.230
妻の就業状態								
働いていない パート・タイム (フル・タイム)					-0.486**	0.218	-0.680	0.265
その他					0.306	0.227	0.472	0.287
その他					0.302	0.332	-0.307	0.410
Log-likelihood		-3812.558				-3796.7651		
N		1186				1186		

注) 有意水準: *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.10
()はレファレンス・カテゴリー

($=e^{2.158}$)倍になっており、子どもの数の影響は、後者の対比においてより顕著に現れている。

家事分担の平等度については、「中立型」対「改善型」の対比において低位グループの回帰係数が、唯一、負の有意な効果を示しており、家事分担が妻に極度に集中している場合、「中立型」が減り「改善型」が増えることを示唆している。しかし、このカテゴリー以外に有意な効果が見られず、全体としては家事分担の平等度は殆ど影響力を持っていない。すなわち、家庭役割の遂行が妻に集中し、夫の負担が軽いからといって、必ずしも子どもを持つことに対して肯定的な意識を持

つというわけではない。既に述べたように、夫の家事参加の水準は低く、家事を全くしない夫もかなりの割合に達している。また、夫が家事をする場合、ゴミ出しの様な負担の軽微なものを行うのがほとんどである(国立社会保障・人口問題研究所2000)。それ故、たとえ家事の遂行頻度が高かったとしても、家庭役割と就業役割との二重負担が重くのしかかるという状況は夫には生じにくい。このためにモデル1の分析結果において家事分担の平等度が意識構造にほとんど影響を示さなかったと考えられる。

居住地域については、有意な効果が見られず、

都市に住んでいても、農村に住んでいても、子どもを持つことに対する意識構造に違いをもたらさない。

モデル2はモデル1に妻の就業状態を予測変数として追加したものである。モデル2では、「中立型」対「改善型」の対比において「働いていない」のカテゴリーの回帰係数が、唯一、負で有意であり、妻がフル・タイムで就業している場合と比べて妻が非就業の場合、子どもを持つことに対して中立的な意識を持つ夫の割合が減り、肯定的な夫の割合が増える。しかし、これ以外のすべてのカテゴリーにおいて回帰係数は有意でなく、全

体として見ると、妻の就業状態は夫の子どもを持つことに対する意識構造に殆ど影響を与えていない。

続いて、表5で既婚女性の分析結果について見てみよう。まず、年齢については、男性と同様に年齢が若いグループほど、二つの対比において「改善型」の割合が有意に大きくなっている。つまり、女性でも高年齢層で子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ人の割合が増える傾向が見られる。この結果は、子育てが母親にとっても負担感のある行為であり、高年齢になってから子どもを持つことは回避したいと考える傾向がある

表5 潜在クラスの予測分析(既婚女性)

	モデル1				モデル2			
	潜在クラス対比				潜在クラス対比			
	中立型/改善型		悪化型/改善型		中立型/改善型		悪化型/改善型	
予測変数	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差	回帰係数	標準誤差
定数項	0.634**	0.291	-0.079	0.301	0.522	0.331	-0.455	0.359
本人の年齢								
20-29歳	-1.843***	0.272	-0.936***	0.262	-1.913***	0.283	-0.915***	0.270
30-39歳	-0.942***	0.160	-0.316*	0.179	-0.963***	0.174	-0.307*	0.182
(40-49歳)								
夫の年収								
400万未満	0.230	0.235	0.636***	0.253	0.265	0.235	0.621**	0.253
400万以上800万未満	0.347	0.211	0.692***	0.230	0.357	0.220	0.681***	0.230
(800万以上)								
20歳未満の子どもの数								
(無し)								
1人	0.521***	0.212	0.827***	0.252	0.509***	0.214	0.857***	0.256
2人	0.977***	0.210	1.753***	0.254	0.965***	0.212	1.752***	0.255
3人以上	0.853***	0.250	1.665***	0.280	0.835***	0.252	1.673***	0.283
居住地								
農村	-0.071	0.192	-0.121	0.186	-0.081	0.194	-0.146	0.189
(都市)								
家事分担平等度								
低位	0.364**	0.184	0.679***	0.184	0.310*	0.185	0.611***	0.189
中位	0.304*	0.175	0.292*	0.174	0.272	0.167	0.247	0.185
(高位)								
妻の就業状態								
働いていない					0.154	0.220	0.423	0.257
パート・タイム					0.089	0.220	0.683***	0.233
(フル・タイム)								
その他					0.108	0.306	0.186	0.335
Log-likelihood		-5522.033				-5494.652		
N		1615				1615		

注) 有意水準: *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.10

() はレファレンス・カテゴリー

ことを示唆している。

夫の年取についても、男性の場合と同様に、「悪化型」対「改善型」の対比ではすべてのカテゴリーで回帰係数が有意であるが、「中立的型」対「改善型」の対比では有意になっていない。さらに、興味深いことに「悪化型」対「改善型」の対比では、男性よりも女性で所得層間の回帰係数の差が小さくなる傾向が見られる。例えば、モデル1の「悪化型」対「改善型」の割合比は、既婚男性の場合、夫の年取が800万円以上と比べて400万未満では2.76 ($=e^{1.015}$) 倍になっている。しかし、既婚女性の場合、400万未満では1.89 ($=e^{0.636}$) 倍になっている。こうした結果を見る限り、夫の年取の低下は、子どもを持つことによって生活状況が悪化すると考える人の割合を男女ともに増加させるが、その程度はジェンダー間で異なり、女性より男性の方が、夫所得の低下に伴いより急激に意識構造を否定的な方向へとシフトさせる傾向があると言える。

20歳未満の子どもの数は二つの対比において類似した効果を示しており、子どもの数が増大するにつれて、「中立的型」の割合も「悪化型」の割合も有意に増大している。ここで興味深いのは男性と比べて女性では、子どもの数が2人以上の場合で回帰係数の値があまり大きくないことである。例えば、「悪化型」対「改善型」の割合比は、20歳未満の子どものいない場合と比べて3人以上いる場合、男性では12.51 ($=e^{2.527}$) 倍、女性では5.28 ($=e^{1.665}$) 倍になっている。同様の傾向は「中立的型」対「改善型」の対比においても見られる。従って、子どもの数が2人を超えた場合、女性よりも男性で子どもを持つことを肯定的に考える人の割合が急激に減少する傾向が見られる。

家事分担の平等度については男性とはかなり異なった結果が見られた。すなわち、モデル1では家事分担の平等度が低く、家庭役割の遂行が妻に集中しているほど、「中立的型」の割合も「悪化型」の割合も有意に増大している。特に、回帰係数の値は家事分担が最も妻に集中している「低位」グループで特に大きく、「悪化型」対「改善型」の対比では、家事分担が平等な「高位」グループと

比べて割合比が1.97 ($=e^{0.679}$) 倍であり、家事負担の増大が妻の子どもを持つことに対する意識構造を否定的な方向へ大きく変化させることがはっきりと示されている。

居住地域については、回帰係数の値はマイナスであり都市とくらべて農村居住者は子どもを持つことを肯定的に考える女性が多くなる傾向を示しているが、統計的には有意でなく、居住地域のタイプは子どもに対する意識構造に影響を与えてはいない。

モデル2はモデル1に妻の就業状態を予測変数として追加したものである。家事分担の平等度は、妻の就業状態をコントロールした場合、モデル1では有意であった「中位」グループは非有意になっているが、「低位」グループは「中立的型」対「改善型」の対比でも「悪化型」対「改善型」の対比でも、依然として有意な効果を示している。すなわち、家事分担が最も妻に集中し平等性が最も低いグループでは、妻が非就業であろうが、フル・タイム就業であろうが、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ女性の割合が増える傾向がある。従って、このグループでは家事分担の平等度の意識構造への影響は妻の就業構造に依存しないと言える。また、妻の就業状態の直接効果については、「悪化型」対「改善型」の対比の「パート・タイム」カテゴリーのみで、回帰係数が有意であるが、他のカテゴリーでは非有意になっている。具体的には、「悪化型」対「改善型」の割合比が、「フル・タイム」カテゴリーと比べて「パート・タイム」カテゴリーで1.98 ($=e^{0.683}$) 倍になっている。パート・タイムは就業形態が柔軟で育児との両立がより容易であり、フル・タイムで就業している場合より、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ人の割合が低くなるのではないかと予想されるが、本稿の結果はこの予想とは逆であり、否定的な意識を持つ人の割合が増える傾向がある。この結果を見る限り、実際には、パート・タイム就業している既婚女性はフル・タイム就業している既婚女性よりも、仕事と育児の両立がしにくい労働環境にあり、これによって子どもを持つことに対して否定的な意識

を持つ人の割合が増大するのではないだろうか。

V 結 び

本稿では、子どもを持つことに対する意識構造のジェンダー差について、潜在クラス・モデルを中心に分析をおこなった。本稿の分析から得られた主要な知見は以下のようにまとめることができよう。まず、潜在クラス分析の結果によると、子どもを持つことに対する意識は男女とも3つの潜在クラスに分けることができた。これらは、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ「悪化型」、肯定的な意識を持つ「改善型」、両者の中間の「中立型」の三つのクラスである。しかし、潜在クラスの構成割合にはジェンダー差があり、男性では「改善型」の割合が大きく「悪化型」の割合が小さい。これに対して、女性では「悪化型」の割合が相対的に大きく、「改善型」の割合が最も小さくなっている。従って、女性は男性と比べて、子どもを持つことを否定的に考える人が多いことを示唆している。

次に、多項ロジット潜在クラス回帰モデルの分析の結果によると、第一に、家事分担の平等度は女性の意識構造には強い効果をもたらすのに対して、男性の意識構造にはほとんど効果をもたらしていない。そして、家庭役割の遂行が女性に集中し家事分担が不平等な場合ほど、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ女性の割合が増える傾向があることが明らかになった。第二に、夫の年収は男性と女性で類似した効果を持っていた。すなわち、両者とも年収の低いグループほど子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ人の割合が増える傾向があり、この傾向は女性よりも男性においてより明確に現れていた。第三に、夫の年収と同様、本人の年齢の効果にも男女でほぼ同じ効果が観察され、年齢の高い人ほど子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ人の割合が増える傾向にあった。これは、育児は負担感の高い行為であり、高年齢で子どもを持つことを回避したいという点ではジェンダー間に差のないことを示唆している。第四にパート・タイム就業の女性はフル・タイム

就業の女性より、子どもを持つことに対して否定的な意識を持つ傾向がある。おそらく、これはパート・タイム就業している女性はフル・タイム就業している女性よりも、仕事と育児の両立が困難な労働環境にあるためではないかと推測される。

仮に、子どもを持つことに対して肯定的な意識を持つ人の方が、否定的な意識を持つ人よりも出生力が高くなる (Beckman 1975) と考えられるならば、少子化の進行を止めるには前者の意識を持つ人が増加するような政策をとることが必要になろう。この点に関して、本稿の分析結果から次のような含意を引き出すことができる。すなわち、第一に、低所得層は子どもに対して否定的な意識を持つ傾向があるので、この層に対して児童手当の増額などの経済的支援を一層、充実させることが必要であろう。第二に、家庭役割の妻への集中は、子どもを持つことに対する女性の意識を否定的にする傾向があるので、家事・育児においても男女の共同参画を積極的に推進することが必要であろう。このための重要な要素の一つとしては、長時間労働の軽減といった「働き方」の見直しを行うことで、より家事参加や育児参加がしやすい family-friendly な社会を構築することが挙げられよう。第三に、仕事と育児の両立を容易にするような制度を、パート・タイム就業の女性に対してもフル・タイム就業の女性と同じ程度に確立することが必要であると考えられる。

注

- 1) 本稿は厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業による研究成果の一部である。
- 2) 潜在クラス・モデルについては McCutcheon (1987) を参照。
- 3) 本調査の詳細については西岡 (2005) を参照。

参考文献

- 阿藤 誠 (1996) 「親子関係からみた家族変容の行方」, pp. 45-63 in 『「平等・共生」の新世紀へ』, 毎日新聞社人口問題調査会 (編) 毎日新聞社人口問題調査会。
- (2000) 『現代人口学：高齢化社会の基礎知識』, 日本評論社。
- アドルフ・ポルトマン (1961) 『人間はどこまで動物か』, 岩波書店。

- NHK 放送文化研究所 (2002) 『日本人の生活時間・2000』, 日本放送出版協会。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2000) 『第2回全国家庭動向調査』, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 総務省統計局 (2002) 『平成13年 労働力調査特別調査報告』, 総務省統計局。
- (2003) 『平成13年 社会生活基本調査』, 総務省統計局。
- 西岡八郎 (編) (2005) 『「世代とジェンダー」の視点からみた少子高齢社会に関する国際比較研究: 平成14年度~平成16年度総合報告書』, 厚生労働省。
- Beckman, Linda J. (1975) "Couples' Decision-Making Processes Regarding Fertility." pp. 57-81 in K. E. Taeuber, L. L. Bumpass, and J. A. Sweet (eds.) *Social Demography*, New York: Academic Press.
- (1977) "Exchange Theory and Fertility-Related Decision-Making." *Journal of Social Psychology* 103: 265-276.
- (1978) "The Relative Rewards and Costs of Parenthood and Employment for Employed Women." *Psychology of Women Quarterly* 2: 215-234.
- Beckman, Linda J and B. B. Houser. (1979) "Perceived Satisfaction and Costs of Motherhood and Employment among Married Women." *Journal of Population* 2: 306-327.
- Bulatao, Rodolfo A. (1979) *On the Nature of the Transition in the Value of Children*, East-West Center.
- (1982) "The Transition in the Value of Children and the Fertility Transition." pp. 95-122 in C. Höhn and R. Mackensen (eds.) *Determinants of Fertility Trends: Theories Re-examined*, Ordina.
- Caldwell, John C. (1982) *Theory of Fertility Decline*, Academic Press.
- Fawcett, James T. (1983) "Perceptions of the Value of Children: Satisfaction and Cost." pp. 429-257 in R. A. Bulatao and R. D. Lee (eds.) *Determinants of Fertility in Developing Countries I*, Academic Press.
- Friedman, Debra, Michael Hechter, and Satoshi Kanazawa. (1999) "Theories of the Value of Children: A New Approach." pp. 19-47 in R. Leete (ed.) *Dynamics of Values in Fertility Change*, Oxford University Press.
- Goode, William J. (1960) "A Theory of Role Strain." *American Sociological Review* 25: 483-496.
- Hobcraft, John and Kathleen Kiernan. (1995) *Becoming a Parent in Europe*, London School of Economics.
- Hoffman, Lois Wladis. (1972) "A Psychological Perspective on the Value of Children to Parents: Concepts and Measures." pp. 27-56 in J. T. Fawcett (ed.) *The Satisfaction and Costs of Children*, East-West Center.
- Hoffman, Lois Wladis and Martin L. Hoffman. (1973) "The Value of Children to Parents." pp. 19-76 in J. T. Fawcett (ed.) *Psychological Perspectives on Population*, Basic Books.
- Hoffman, Lois Wladis, Arland Thornton, and Jean Denby Manis. (1978) "The Value of Children to Parents in the United States." *Journal of Population* 1: 91-131.
- Leibenstein, Harvey. (1974) "An Interpretation of the Economic Theory of Fertility: Promising Path or Blind Alley?" *The Journal of Economic Literature* 12: 457-479.
- McCutcheon, Allan L. (1987) *Latent Class Analysis*, SAGE.
- Raftery, Adrian E. (1986) "A Note on the Bayes Factors for Log-Linear Contingency Table Models with Vague Prior Information." *Journal of the Royal Statistical Society B* 48: 249-250.
- (ふくだ・のぶたか 国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部第1室長)

母子世帯の生活状況とその施策¹⁾

濱本 知寿香

I はじめに

わが国の母子世帯の特徴として、諸外国と比べても就業率は以前から高い、けれども低所得であることはすでに知られている。しかし、現在、日本の母子世帯の施策は、児童扶養手当中心の支援から就業・自立に向けた総合的支援へ転換させて経済的支援を削減しようとしている。

母子世帯は就労しているのになぜ低所得であるのかについては、女性の結婚・出産による退職、その後再就職というライフコース、常勤とパートの間の賃金格差などの労働市場の問題があり、「母子世帯にきわめて特有のものというよりは、一般の女性の持つ問題と類似」し、「比較的若い時期に安定した正社員の仕事につけるかどうか収入の確保には重要である」こと、「母子世帯は同じ学歴や企業規模に雇用されていて、同じ就業形態に従事している有子有配偶女性よりも有意に賃金が高い傾向が見られる」(永瀬 2003, p. 287, p. 286) ことが明らかになっている。

このような現状を考えると、現代の社会においては「低所得」に限って言えば、その問題を解決するには早期の常勤での就職を推進することが求められる。しかし、現行の施策は、母子世帯になった「後」の就業支援策を推進し、そして、同時にというよりその効果が検証される前に経済的支援を削減しようとしている。これでは、これまでの低所得をはじめとした母子世帯がかかえる諸問題の解決は望めない。むしろ悪化の可能性がある。「自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家

庭等対策の推進」はもちろん大切であり、そうした方向に進むことは重要である。しかしそれ以前に、その施策が母子世帯にとって有効な施策となるためには、金銭的・非金銭的現状、また母子世帯となることによる変化を十分に把握し、そこで生じている問題をさまざまな角度から明らかにし、そのうえで、どの時点でどのように自立・就業支援策を推進していくのかをまず考える必要がある。

こうした背景から、本稿では母子世帯となる前後について、就業、所得、生活様式等の実態、とくにその変化を、家計経済研究所実施の「消費生活に関するパネル調査」(以下、パネル調査)を利用して明らかにし、実効性のある「総合的」施策に向けての可能性を探っていきたい。

構成は以下のとおりである。IIでは、母子福祉施策について、とくに最近の動向を中心にみていく。IIIでは、母子世帯の就労状況や経済状況を、「国勢調査」(総務省)、「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)で把握しておく。IVでは、パネル調査から母子世帯の実態、変化を明らかにすることにより、Vで今後の母子世帯施策に向けた提言をする。

II 母子福祉施策の変遷

母子世帯に対する所得保障として、死別母子世帯に対して遺族年金、この遺族年金の対象にならない母子世帯、つまり主に生別母子世帯(親の離婚等による母子世帯)には児童扶養手当、これらの給付や就労収入でも困窮する世帯に対しては生活保護などがある。このうち、ここでは児童扶養

手当制度に加え、自立・就業支援策について最近の動向について簡単にみておく²⁾。

児童扶養手当制度は、1962年の制定後、1985年改正で所得制限による全部支給と一部支給の2段階制の導入に続き、2002年では以下の3点が改定されている。(1) これまでの2段階制での支給額により、就業収入と支給額の合計でみると逆転現象が生じていた問題を解決するために、一部支給の部分は10円きざみの額になるように改められた。また、所得限度額は全部支給で引き下げられ、一部支給では引き上げられた。(2) 「所得」の算出方法が変更され、これまでは、養育費は児童扶養手当の支給対象「所得」とみなされなかったが、受け取った金品の金額の80%が「所得」として扱われるようになった。また、収入から「所得」を求めるときに、従来は控除されていた寡婦控除、寡婦特別加算が控除されなくなった。(3) 2002年の児童扶養手当法改正の施行(2003年4月)後、受給期間が5年を超える場合に支給額の最大2分の1を減額するという見直しを、2008年度を目途に規定しようとしている。

自立・就業支援策³⁾については、2002年の母子及び寡婦福祉法の改正を機に児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ転換され、(1)子育てと生活支援、(2)就業支援、(3)養育費の確保、(4)経済的支援の4つの柱から構成されている。具体的には、(1)には、保育所の優先入所の法定化、ホームヘルパーを派遣して子育て、生活支援をする日常生活支援事業の拡充などがあげられ、(2)には、母子世帯の就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進、自立支援教育訓練給付や母子家庭高等技能訓練促進費など母子家庭自立支援給付金事業があげられている。(3)については⁴⁾、養育費支払いの努力義務の法定化、法律相談事業の実施、民事執行制度改正による履行確保の推進があげられ、2004年には、養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」が作成されている。(4)には、母子寡婦福祉資金の貸付

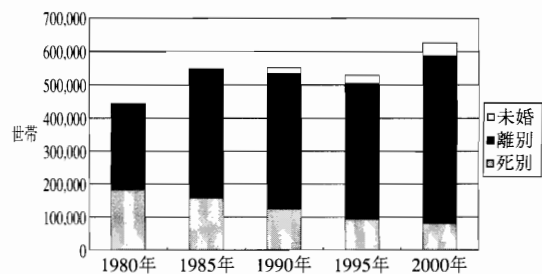
の拡充、児童扶養手当の支給があげられている。

III 母子世帯の実態

1 母子世帯数の推移

「国勢調査」と「全国母子世帯等調査」による理由別母子世帯数の推移は図1-1、図1-2のとおりである。ただし、母子世帯の定義が両調査で異なり、「国勢調査」では、「未婚⁵⁾、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯(他の世帯員がいないもの)」であるのに対し、「全国母子世帯等調査」では、「父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母⁶⁾によって養育されている世帯」で、親と同居している母子世帯も含まれている⁷⁾。

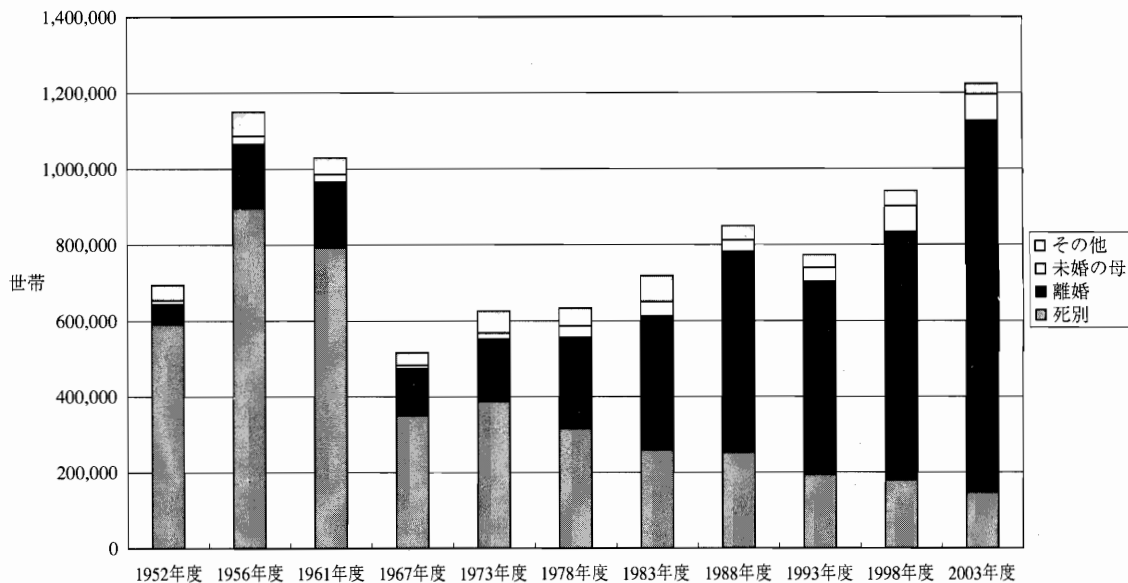
最新データでみると、母子世帯の総数は、「国勢調査」(2000年)では62万5,904世帯、「全国母子世帯等調査」(2003年度)では122万5,400世帯で、母子世帯の対象、調査年が一致していないことから両調査の数値は大きく異なっている。しかし、「国勢調査」では1990年から1995年にかけて0.6%の減少、1995年から2000年にかけては18.2%の著しい増加がみられ、「全国母子世帯等調査」では1988年度から1993年度にかけて7.0%の減少後、1993年度から1998年度には20.9%、1998年度から2003年度には28.3%の大きな増加がみられ、ともに1990年代初めの時期に総数の減少がみられた。ただし、生別母子世帯



注) 1980年、1985年は未婚を含まない。

出所) 総務省「国勢調査」。

図1-1 理由別にみた母子世帯数の推移(「国勢調査」)



出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図1-2 理由別にみた母子世帯数の推移 (「全国母子世帯等調査」)

は、「国勢調査」では1980年以降一貫して増加しているのに対し、「全国母子世帯等調査」では総数が減少した1988年度から1993年度にかけて3.1%減少している。生別母子世帯が母子世帯全体に占める割合は、「国勢調査」(2000年)では87.2%、「全国母子世帯等調査」(2003年度)では87.8%で、この割合は両調査とも一貫して増加している。「全国母子世帯等調査」によると、生別母子世帯が死別母子世帯の数を上回ったのは1978年度である。

2 母子世帯になった時点の母の年齢、末子年齢

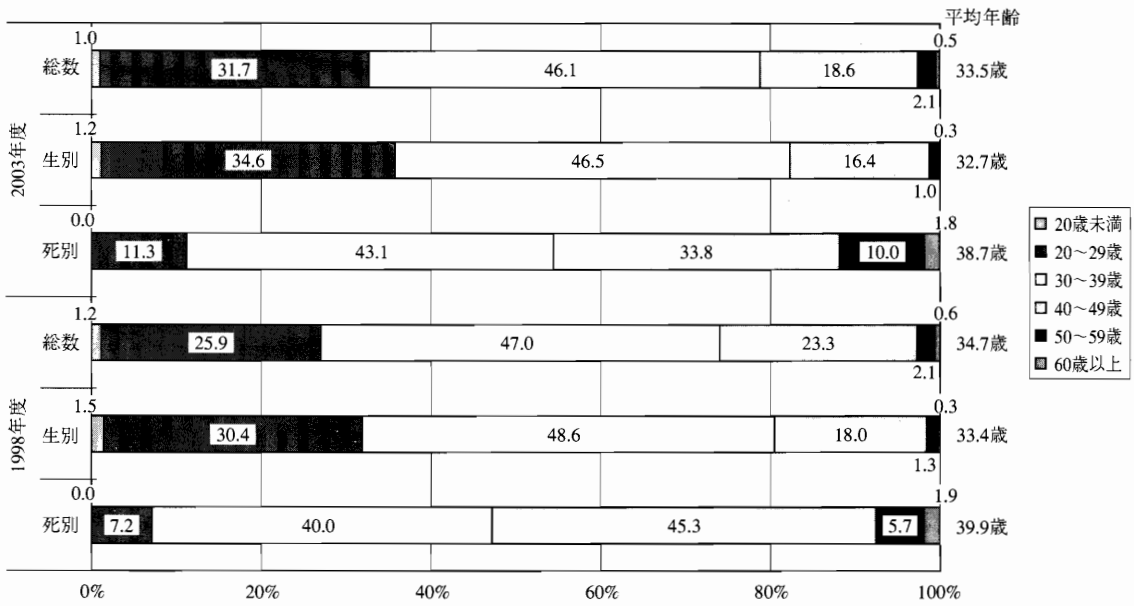
「国勢調査」,「全国母子世帯等調査」とも調査時点の母の年齢、末子年齢は示されているが、母子世帯になった時点については「国勢調査」では調査されていない。1998年度からこれらの結果が公表されている「全国母子世帯等調査」によると、図2-1のように、母子世帯になった時の母の平均年齢は、総数でみた場合、1998年度が34.7歳、2003年度が33.5歳で2003年度のほうが若く、両年度とも30代が約半数を占めている⁸⁾。また、死別母子世帯よりも生別母子世帯のほうが

若い。

母子世帯になった時の末子年齢は図2-2のとおり、1998年度は総数でみると、0~2歳が34.5%で、3~5歳が23.7%、2003年度は0~2歳がさらに増加して、それぞれ40.7%、23.3%である。母子世帯になった時点で未就学児童をもつ世帯は58.2%、64.0%と6割前後を占めている。末子年齢の平均値も低く、1998年度は5.4歳、2003年度は4.8歳となっている。生別母子世帯と死別母子世帯では前者のほうが平均年齢は低い。両世帯とも1998年度と2003年度を比べると2003年度のほうが末子の平均年齢が低下し、とくに死別母子世帯では0~2歳が14.8%から27.0%に増加している。

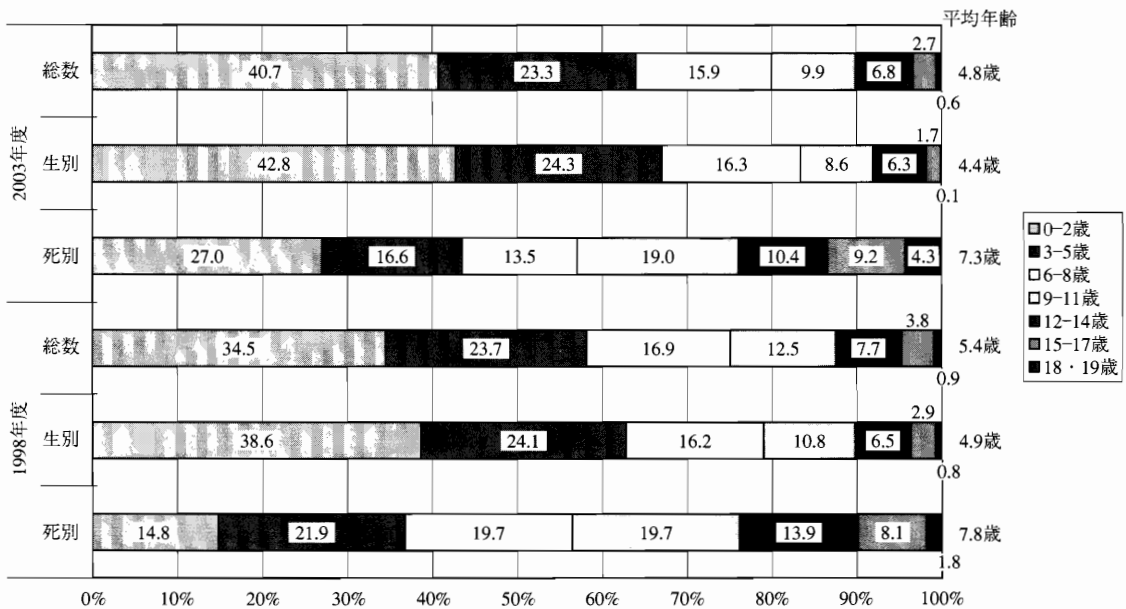
3 経済状況、就業状況

母子世帯の年間収入は、「全国母子世帯等調査」(2003年度)によると、2002年度の平均は212万円で、一般世帯を100とするとわずかに36.0にすぎないことが報告されている。平均年間収入が公表されている1978年度以降をみると、1978年度は46.4、1983年度は45.0、1988年度は39.4、



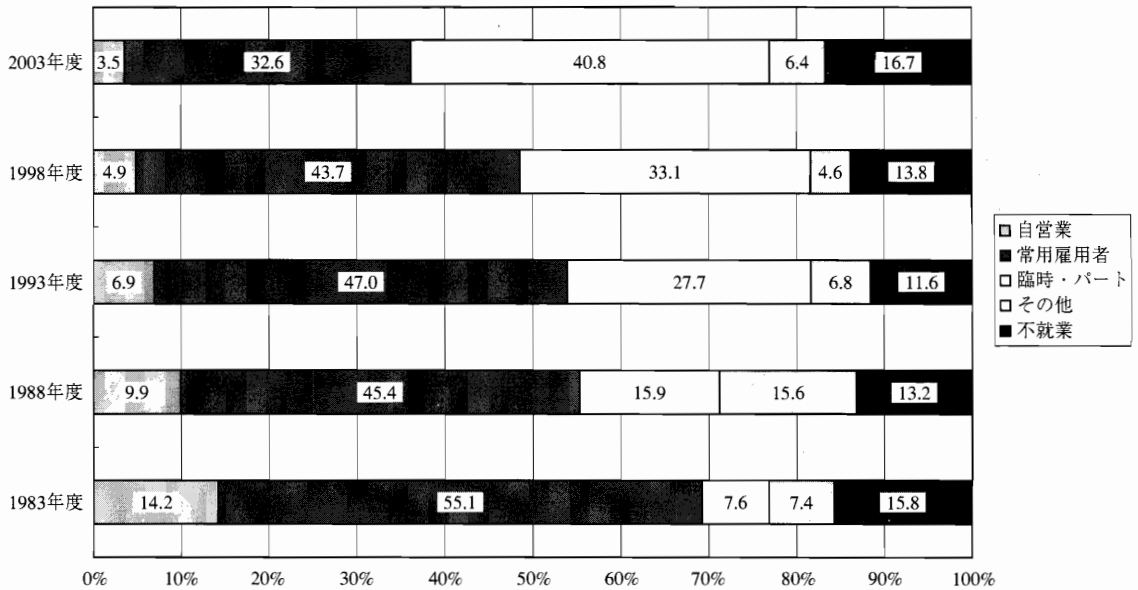
出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図 2-1 母子世帯になった時の母の年齢



出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図 2-2 母子世帯になった時の末子年齢



出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図3 母の就業状況

1993年度は33.2, 1998年度は34.8, 2003年度は36.0で, 1998年度以降わずかに上昇しているが全体的には低下傾向にある。しかし, 世帯人員を考慮して1人あたりで見ると⁹⁾, それぞれ, 51.7, 48.8, 40.9, 34.3, 31.0, 29.6で一貫して低下して現在は30%以下と一段と低くなっている。

しかし就業率は高く, 「全国母子世帯等調査」によると, 就業状態の区分がほぼ一致している1983年以降を示した図3をみると, 就業率は85%前後で高い¹⁰⁾。ただし, 2003年度の実業率は83.3%で, 「全国母子世帯等調査」が開始されてから(図3で示していない年度も含めて)最も低い値となっている。また, 1983年度以降をみると, 常勤の人は半数を占めていたものが約3割に低下し, パートが1割未満から4割へと一貫して増加し, 2003年度ではパートの割合のほうが高くなっている。

以上のように2003年度は, それ以前の調査時点と比べて母子世帯の世帯人員一人あたり年間収入が一般世帯に比べてさらに低くなり, 就業率が

低くなって常勤よりもパートの割合が増加していることから, 母子世帯は経済状況も就業状況も近年悪化していることが明らかである。

IV パネル調査からみた母子世帯

1 分析対象者

家計経済研究所のパネル調査は, 全国の女性を対象に, 同一人物に毎年10月に継続して調査を行っている。1993年には24~34歳の1500人で調査を開始し, その後1997年には24~27歳の女性500人, 2003年には24~27歳の女性836人を追加している¹¹⁾。

本稿では, 親と同居している世帯を含む, 母親と20歳未満の子どもからなる世帯を母子世帯とし, 「母子世帯前年」(ただし, 母子世帯となる直前の人から1年前の人まで含まれる)からたどれる人を対象とした。その後, 再婚した人やパネル調査への回答を拒否した人もいるため, 母子世帯前年と母子世帯1年目しか得られない人もいる。前年から1年目が把握できる人は95人であるが,

2年目までは64人、3年目までは52人と把握できる数が少なくなっている¹²⁾。

母子世帯1年目の本人の平均年齢は、34.7±4.79歳、末子の平均年齢は6.8±4.84歳、親と同居している世帯は33.7%である。パネル調査の対象となる人は24歳以降で、しかも本稿ではパネル調査対象後に母子世帯になった人を分析対象としているため、母子世帯1年目時点の未就学の子どもは、0歳が4.2%、1～3歳が26.3%、4歳以上で未就学が16.8%で、あわせて47.3%と半数を占めているが、「全国母子世帯等調査」よりもこの値は低く、本人平均年齢、末子平均年齢とも高くなっている。

2 就業状況の変化

母子世帯前年、母子世帯1年目、母子世帯2年目の3時点の就業状況とその変化についてここではみていく。

各時点の就業状況を示した図4をみると、常勤は、母子世帯前年が20.6%、その後1年目が34.9%、2年目が42.9%で常勤の仕事に就く人が増加している。パートについては、母子世帯前年

の31.7%から1年目は46.0%に増加し、2年目には減少して34.9%となっている。これらに自営業をあわせると、就業している人は母子世帯前年で55.6%、1年目で82.5%と増加し、その後2年目で79.4%と減少している。ただし、一度就業した人は継続しているのではなく、この中には無職になった人もいる。こうした変化を示したものが表1³⁾である。

母子世帯前年に常勤あるいはパートの人の母子世帯1年目、2年目をみると、母子世帯になった後に無職になる人、その後も無職化する人はほとんどいない。また、職業移動する人も少なく、移動した場合はパートから常勤への移動となっている。母子世帯前年から2年目まで常勤継続した11人の末子年齢をみると、1～3歳が4人、4歳以上で未就学が5人、小学1～3年が2人で、子どもが幼くても常勤を継続していることもわかる。

これに対し、母子世帯前年に無職であった人は職業移動が多い。一度就業して無職化する人も多く、母子世帯2年目でも無職を継続する人が多い。また、母子世帯2年目で常勤となる人は25% (28人中7人) で、母子世帯前年にパートであった人

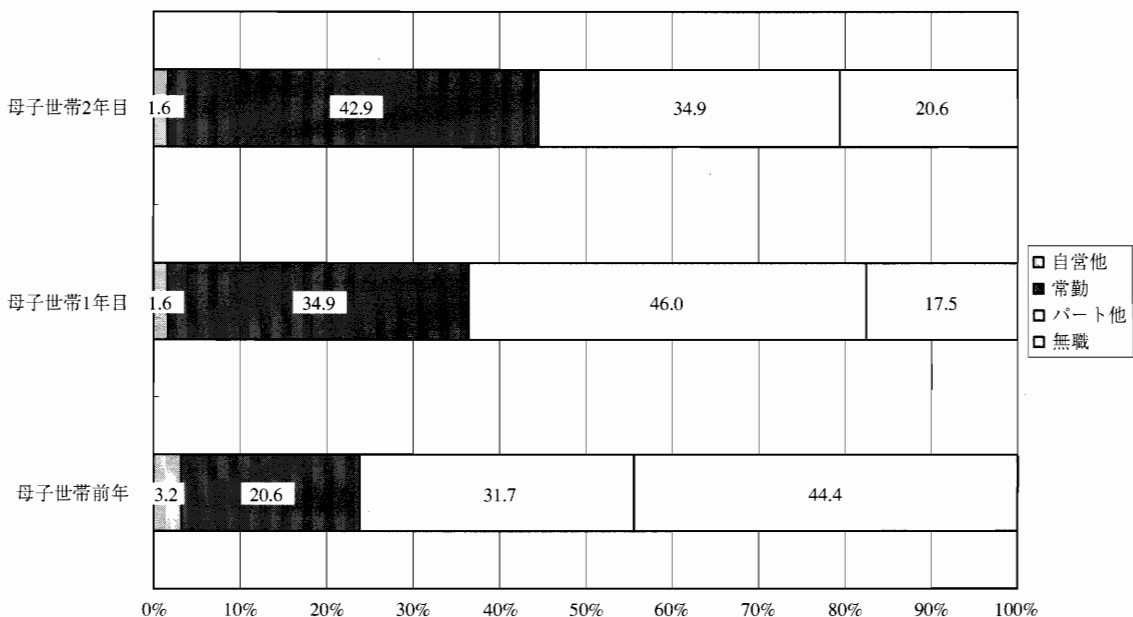


図4 母子世帯前後の就業状況 (N=63)

表1 母子世帯前年から2年目の就業状況変化

母子世帯前年	母子世帯1年目	母子世帯2年目		
常勤	常勤	常勤	11	
		パート	1	
		無職	0	
	パート	1	常勤	0
			パート	1
			無職	0
	無職	0	常勤	0
			パート	0
			無職	0
パート	常勤	常勤	4	
		パート	0	
		無職	0	
	パート	16	常勤	4
			パート	11
			無職	1
	無職	0	常勤	0
			パート	0
			無職	0
無職	常勤	常勤	4	
		パート	0	
		無職	1	
	パート	12	常勤	2
			パート	7
			無職	3
	無職	11	常勤	1
			パート	2
			無職	8

注) 自営業はこの表に掲載していない。

の40% (20人中8人) に比べ少ない。なお、母子世帯前年に無職であった人には、3歳以下の子どもがいる、あるいは本人の年齢が高い人が多く含まれている。このうち、3歳以下の子どもがいる12人のうち母子世帯2年目まで無職を継続した人は2人(16.7%)にすぎない。しかも、これらの人の中に将来仕事につくことを「考えていない」人はいない。しかし、1年目に就業した場合でも2年目に無職になっている人もおり、就業継

続しているともいえない。これに対し、母子世帯1年目に35歳以上の年齢であった10人については、母子世帯2年目まで無職を継続した人は6人(60%)と多い。ただ、このうち働くことを「考えていない」人は1人にすぎず¹⁴⁾、4人は「すぐにでも仕事をしたい」、1人は「2~3年後には仕事をしたい」と回答している。

このように、母子世帯前年で就労している人は、母子世帯となってからも幼い子どもを持ちながらも就業継続しているのに対し、無職であった人は、新規に就業する人もいれば無職化するという就業移動が多い。無職の人は母子世帯になって新規に就業すること、その後継続就業することが難しいといえるであろう。とくに母子世帯前年に年齢が高いと就業したくてもその後も就業できないという現状にある。

3 経済状況の変化

経済状況については、母子世帯となる前後、母子世帯後の変化を、生活保護制度における最低生活費を利用して貧困倍率¹⁵⁾を算出してみていく。

(1) 母子世帯前後の経済状況の変化(表2)

母子世帯前年に貧困倍率が1.0未満の貧困世帯の割合は29.6%(貧困倍率は 1.38 ± 0.80)、母子世帯1年目には77.8%(貧困倍率は 0.78 ± 0.79)で、母子世帯となることで貧困になる世帯が著しく増加している¹⁶⁾。

表2で示したように、母子世帯になることで生活水準が上昇した人は11.1%、低下した人は88.9%で、9割の人が低下している。貧困倍率が1.0未満(「下」)か、1.0以上(「上」)かで見ると、母子世帯前後でともに上(「上上」)の人は22.2%、上から下(「上下」)となり貧困世帯となった人は48.1%と半数を占めている。母子世帯前後とも下(「下下」)の人は29.6%で3割を占めているが、このうち母子世帯となることでさらに生活水準が下がった人が81.2%もいる。また、母子世帯となることで貧困世帯となった人(「上下」)の69.2%がこれまでの半分以下の生活水準になり、母子世帯以前から貧困世帯で生活水準が低く、それを継続した人(「下下」)の31.3%が、さらにこ

表2 母子世帯前後の経済状況の変化

		上昇 11.1%	低下 88.9%				
			75%以上 低下	75%低下～ 50%低下	50%低下～ 25%低下	25%低下～ 変化なし	
上上	22.2%	25.0%	75.0%	0.0%	16.7%	50.0%	8.3%
上下	48.1%	0.0%	100.0%	34.6%	34.6%	19.2%	11.5%
下下	29.6%	18.8%	81.2%	18.8%	12.5%	25.0%	25.0%
合計 (N=54)	100.0%						

表3 母子世帯前後の貧困倍率の変化

		母子世帯1年目				合計
		0.5未満	0.5以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上	
母子世帯 前年	0.5未満	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		1.9%	5.6%	0.0%	0.0%	7.4%
	0.5以上1.0未満	58.3%	41.7%	0.0%	0.0%	100.0%
		13.0%	9.3%	0.0%	0.0%	22.2%
	1.0以上1.5未満	42.1%	47.4%	10.5%	0.0%	100.0%
14.8%		16.7%	3.7%	0.0%	35.2%	
1.5以上	21.1%	26.3%	31.6%	21.1%	100.0%	
	7.4%	9.3%	11.1%	7.4%	35.2%	
合計	37.0%	40.7%	14.8%	7.4%	100.0%	

注) 上段は横計%, 下段は総数計%。

表4 母子世帯前年の就業状況別にみた母子世帯前後の経済状況の変化

		貧困倍率1.0未満(下)と 1.0以上(上)の間の移動				貧困倍率の増減率					
		上上	上下	下下	合計	75%以上 低下	75%低下～ 50%低下	50%低下～ 25%低下	25%低下～ 変化なし	上昇	合計
母子世帯 前年就業 状況	常勤	50.0%	25.0%	25.0%	100.0%	8.3%	16.7%	58.3%	8.3%	8.3%	100.0%
	パート他	16.7%	44.4%	38.9%	100.0%	33.3%	27.8%	16.7%	11.1%	11.1%	100.0%
	無職	12.5%	62.5%	25.0%	100.0%	20.8%	25.0%	20.8%	20.8%	12.5%	100.0%
	合計	22.2%	48.1%	29.6%	100.0%	22.2%	24.1%	27.8%	14.8%	11.1%	100.0%

れまでの半分以下の生活水準となっており、母子世帯となることで生活水準の変化(低下)がいかに大きいかかわかる。これは、母子世帯前後の貧困倍率移動変化を示した表3から、全体の22.2(=14.8+7.4)%は、母子世帯前は貧困ではなかったが、母子世帯となることで貧困基準の半分以下で生活を送るという経験をしていることから

確認できる。

なお、前節でみた母子世帯前の就業状況別に母子世帯前後の経済状況変化をみると、表4のように、母子世帯前年に常勤の人は母子世帯となっても半数は貧困を経験しておらず、パートや無職の85%前後よりも低い。ただし、母子世帯前の水準を維持できず、9割以上の人が生活水準低下を経

験している。しかし、ここでも母子世帯前年に常勤である場合は50%以上の大きな水準の低下をする人は25.0%で、パートの61.1%や無職の45.8%よりも少ない。

このように、母子世帯となることで生活水準が下がる人が単に多いだけでなく、その低下率も大きいことが示された。この低下を少しでも防ぐことに重点をおいた支援策が必要である。母子世帯前に常勤であると低下が緩和されていることから、就業施策は重要な施策として位置づけられるであろう。

(2) 母子世帯後の経済状況の変化

母子世帯後の経済状況の変化をみるために、母子世帯1年目から3年目の貧困倍率が把握できる人をここでは対象にする¹⁷⁾。母子世帯の1年目から3年目の母子世帯の生活を通じて貧困倍率が上昇した人は50.0%、低下した人は50.0%で、(1)でみたように母子世帯となってからは9割が下がったが、その後にも半数の人が低下している。

表5に示したように、貧困倍率が1.0未満の貧困世帯の割合は母子世帯1年目、2年目、3年目とも68.2%である¹⁸⁾。貧困倍率の平均値で見ると、母子世帯1年目から3年目にかけて0.85, 0.86, 0.91と上昇しているが、母子世帯3年目でもまだ貧困倍率の平均値は1.0未満である。また、貧困倍率が1.0未満以上かでその変化をたどると、「下下下」が63.6%でもっとも多く、「上上上」は27.3%、上下の移動をする人は9%で1割に満たない。1年目から3年目を通じて貧困基準収入以上で居続ける人もいれば、一方で貧困を継続する人も多く、母子世帯後は貧困かそうでないかで固定化している。

母子世帯1年目から3年目にかけての就業状況変化別に貧困世帯の割合と貧困倍率の平均値をみると、母子世帯1年目から3年目を通じて常勤を継続した人は、貧困世帯の割合は母子世帯1年目から3年目にかけて低下し、貧困倍率は母子世帯2年目に1.0を超えて貧困から脱出し、3年目もそれを継続しているのに対し、母子世帯3年目までに、つまり母子世帯になってしばらくしてから

表5 母子世帯1年目から3年目までの経済状況の変化

		母子世帯 1年目	母子世帯 2年目	母子世帯 3年目
全体	貧困世帯	68.2%	68.2%	68.2%
	貧困倍率平均値	0.85	0.86	0.91
	標準偏差	0.55	0.49	0.54
常勤継続	貧困世帯	50.0%	33.3%	33.3%
	貧困倍率平均値	0.87	1.20	1.24
	標準偏差	0.45	0.51	0.54
母子世帯3年目までに常勤	貧困世帯	100.0%	100.0%	100.0%
	貧困倍率平均値	0.68	0.69	0.69
	標準偏差	0.05	0.04	0.13
パート継続	貧困世帯	75.0%	75.0%	75.0%
	貧困倍率平均値	0.91	0.73	0.76
	標準偏差	0.75	0.46	0.43
貧困倍率1.0未満(下)と1.0以上(上)の間の移動				
		上上上	27.3%	
		上下下	4.5%	
		下上上	4.5%	
		下下下	63.6%	
		計(N=22)	100.0%	

常勤となった人は3年目でも貧困倍率が1.0以上に達していない。また、パートを継続した人については1年目から3年目を通じて貧困世帯の割合に変化はなく、貧困倍率が1.0を超えていない。

このように、母子世帯になっていざれ常勤として働くのではなく、早期に常勤に就いて継続することで生活水準の低下は緩和されること、パートで継続しても母子世帯後に陥った貧困からの脱出は難しいことも示された。

4 生活様式等の変化

母子世帯になることで、所得や就業だけでなく、これまでの生活様式が維持できなくなる。また、友人関係や子育てのネットワーク、健康面も変化することになる。貧困を標準的な生活様式から剝奪されるという点からとらえ、この剝奪に関する調査や剝奪指標を開発する研究がこれまでにわが国でも行われている¹⁹⁾。パネル調査はそれを目的

にした調査でないが、耐久消費財や社会関係についての質問項目もある²⁰⁾ため、母子世帯前後の変化を生活様式等の変化からもとらえ、こうした状況が起こっていないかみてみたい。

ここで選んだ項目はクレジットカード、エアコン、テレビ、車、パソコンの保有状況、心を打ち明けられる友人数、健康状態²¹⁾である。これらの項目に加え、子どもの最終進学目標をたずねた項目、子どもの世話をする人、子育ての相談ができる人の有無をたずねた項目²²⁾を選び、これらについては、調査年の制約から、2002年から2004年にかけて回答が得られた有子有配偶継続世帯と母子継続世帯(ともに末子年齢は20歳未満)の間の差をみることで、母子世帯になることにより生活様式などに変化をもたらすかを探ってみた。

表6は、以上の項目についての母子世帯前後の変化、あるいは母子継続世帯と有子有配偶継続世帯との差を示したものである。クレジットカードの保有、耐久消費財の保有については、母子世帯となることで保有していない人が増加し、母子世帯2年目で少し減少しているものの母子世帯前年の保有率にまで戻っていない。心が打ち明けられる友人数については、母子世帯となることで減少し、その後は母子世帯前の水準に戻っておらず、社会関係において剝奪されるような変化があることがうかがえる結果となっている。

健康状態については、母子世帯前年に「とても健康」は14.3%、「まあまあ健康」は21.4%でこれらをあわせると35.7%であるのに対し、母子世帯1年目にはそれぞれ10.7%、17.9%で28.6%に減少している。これについては、2002年から2004年まで有子有配偶を継続した世帯と母子を継続した世帯との比較もしておくと(表7)²³⁾、2002年から2004年まで、「とても健康」、「まあまあ健康」には有配偶継続世帯と母子継続世帯で差はみられないが、「あまり健康ではない」、これに「まったく健康ではない」をあわせた「健康ではない」をみると一貫して母子継続世帯のほうが高くなっている。母子世帯となることで健康を害し、その後の母子世帯の生活でも同じ

世代の有子有配偶女性よりも健康がすぐれない状態が続いていると考えられる。

有子有配偶継続世帯と母子継続世帯別にみた表7のうち、子どもの最終進学目標については、有子有配偶継続世帯は、定評のある4年制大学に39.0%が進学させたいと考えているのに対し、母子継続世帯は10.3%にすぎず、「この大学でもよいから、大学(4年制)」を加えた4年制大学で見ると、有子有配偶継続世帯の61.0%に対し、母子継続世帯は27.5%で半分以下となっている。それに代わり、「専門学校に進学させたい」や「高校までは進学させたい」が母子継続世帯に多く、子どもの教育は高校までと考えている人が44.8%で全体のほぼ半数となっている。このように、子どもの最終進学に対する目標が有子有配偶継続世帯と母子継続世帯で異なっている。

子どもの世話をしてくれる人、育児や子育てについて相談できる人については、有子有配偶継続世帯に比べ、母子継続世帯は「いない」と回答する人がともに多く、世話をしてくれる人がいない割合はそれぞれ6.0%、17.5%、相談できる人がいない割合は、1.9%、7.5%となっている。また、育児や子育てについて相談できる「近所の人」がいない人は有子有配偶継続世帯が77.7%に対し、母子継続世帯は85.0%で、子育てをするうえでの社会関係について母子世帯のほうが剝奪されている結果となっている。

表6の各項目には、母子世帯前年から母子世帯2年目までの就業状況のうち、常勤継続、パート継続、無職継続の人をとりあげ、母子世帯前後の生活様式等の変化も示した。常勤継続の人は貧困倍率の変化が母子世帯のなかでは比較的小さかったが、母子世帯となることで住居移動をとまうこともあって携帯電話以外の耐久消費財は母子世帯後保有していない人が増加し、2年目で保有しない人が低下するものもあれば、エアコンやパソコンのように2年目でも変化しないものもある。また、クレジットカードを保有しない人は母子世帯となることで増加し、2年後も変化していない。このように、常勤継続の人は所得では変化は小さくともこれまで保有していた耐久消費財を持つこ

表6 母子世帯前後の生活様式の変化

		母子世帯前年	母子世帯1年目	母子世帯2年目
クレジットなしの割合	全体 (N=63)	30.2%	44.4%	39.7%
	常勤継続 (N=11)	27.3%	45.5%	45.5%
	パート継続 (N=10)	20.0%	40.0%	40.0%
	無職継続 (N=8)	25.0%	25.0%	25.0%
エアコンなしの割合	全体 (N=63)	17.5%	30.2%	28.6%
	常勤継続 (N=11)	18.2%	36.4%	36.4%
	パート継続 (N=10)	20.0%	20.0%	10.0%
	無職継続 (N=8)	25.0%	25.0%	25.0%
テレビなしの割合	全体 (N=64)	0.0%	7.8%	3.1%
	常勤継続 (N=11)	0.0%	9.1%	0.0%
	パート継続 (N=10)	0.0%	0.0%	0.0%
	無職継続 (N=8)	0.0%	0.0%	0.0%
車なしの割合	全体 (N=64)	6.3%	34.4%	23.4%
	常勤継続 (N=11)	0.0%	18.2%	9.1%
	パート継続 (N=10)	0.0%	40.0%	30.0%
	無職継続 (N=8)	12.5%	50.0%	37.5%
パソコンなしの割合	全体 (N=59)	67.8%	83.1%	78.0%
	常勤継続 (N=11)	72.7%	90.9%	90.9%
	パート継続 (N=9)	77.8%	88.9%	66.7%
	無職継続 (N=8)	50.0%	75.0%	75.0%
携帯電話なしの割合	全体 (N=59)	16.9%	28.8%	20.3%
	常勤継続 (N=11)	36.4%	36.4%	27.3%
	パート継続 (N=9)	22.2%	33.3%	22.2%
	無職継続 (N=8)	25.0%	37.5%	37.5%
心を打ち明けられる友人 人数	全体 (N=44)	6.27±12.14	4.89±4.96	4.66±5.26
	常勤継続 (N=6)	2.50±0.81	3.17±0.83	3.00±0.58
	パート継続 (N=8)	4.38±0.71	3.38±0.89	4.13±0.72
	無職継続 (N=5)	3.80±1.77	2.60±0.87	2.20±1.02

健康状態

(%)

	とても健康	まあまあ健康	ふつう	あまり健康ではない	まったく健康ではない	合計
全体 (N=28)						
母子世帯前年	14.3	21.4	42.9	21.4	0.0	100.0
母子世帯1年目	10.7	17.9	50.0	21.4	0.0	100.0
常勤継続 (N=6)						
母子世帯前年	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	100.0
母子世帯1年目	0.0	16.7	83.3	0.0	0.0	100.0
パート継続 (N=8)						
母子世帯前年	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	100.0
母子世帯1年目	0.0	12.5	37.5	50.0	0.0	100.0
無職継続 (N=3)						
母子世帯前年	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0
母子世帯1年目	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0

表7 有子有配偶継続世帯と母子継続世帯別にみた子どもの教育、子育て、健康状態

子どもの最終進学目標

		定評のある大学 (4年制)	どこの大学でもよい (4年制)	短大	専門学校	高校	合計
有子有配偶継続世帯	(N=413)	39.0%	22.0%	3.4%	9.9%	25.7%	100.0%
母子継続世帯	(N=29)	10.3%	17.2%	10.3%	17.2%	44.8%	100.0%

健康状態

		とても健康	まあまあ健康	ふつう	あまり健康ではない	まったく健康ではない	合計
2002年	有子有配偶継続世帯 (N=840)	16.1%	39.4%	37.3%	7.0%	0.2%	100.0%
	母子継続世帯 (N=52)	15.4%	36.5%	26.9%	17.3%	3.8%	100.0%
2003年	有子有配偶継続世帯 (N=840)	9.9%	40.0%	38.8%	11.0%	0.4%	100.0%
	母子継続世帯 (N=52)	7.7%	34.6%	32.7%	25.0%	0.0%	100.0%
2004年	有子有配偶継続世帯 (N=840)	8.8%	38.3%	40.4%	12.0%	0.5%	100.0%
	母子継続世帯 (N=52)	9.6%	32.7%	34.6%	19.2%	3.8%	100.0%

子どもの世話、子育ての相談

	有子有配偶継続世帯 (N=736)	母子継続世帯 (N=40)
子どもの世話をしてくれる人なしの割合	6.0%	17.5%
子どもの世話をしてくれる人(近所の人)なしの割合	92.8%	95.0%
育児や子育ての相談ができる人なしの割合	1.9%	7.5%
育児や子育ての相談ができる人(近所の人)なしの割合	77.7%	85.0%

とができなくなり、クレジットカードのような個人の信用にかかわる制度での剥奪がみられる。パート継続の人については、常勤継続と同様の傾向がみられるものもあるが、それ以外の特徴的な点は健康状態である。無職継続の人は健康状態に変化がみられないのに対し、常勤継続の人は健康が改善した人とともに悪化した人もいて全体的には変化が少ないが、パート継続の人は全体的にみて健康が悪化の方向へ変化している。無職継続の人の特徴的な点は、心を打ち明けられる友人数であり、常勤継続やパート継続の人は仕事などの活動をとおして得られるためか全体的には大きな変化はみられないが、無職継続の人は母子世帯となることを通して低下し、それ以後も低下傾向にある。このように就業状況の変化別にみることで、経済状況だけでは観察できない側面が明らかになった。

V むすびにかえて—今後の母子世帯の施策に向けて

本稿では、母子世帯の今後の施策に何が必要か検討するために、母子世帯前後の生活状況の変化を明らかにした。

まず、現在の施策のもとで母子世帯になったときの経済的貧困に陥る人の多さ、その困窮度、そしてあまりにも大きな経済的变化が明らかになった。またそれにともない、健康、生活様式、さらには社会関係にも変化が及んでいた。

さらに、これまでに指摘されていた若い時点での就職に着目して、ここでは母子世帯前から常勤の人についてみると貧困率は低く、母子世帯となることによる経済的变化はそれ以外の就業形態をとる人よりも小さくなることも明らかになった。母子世帯後常勤を継続した場合、母子世帯1年目は貧困となってもその後は抜け出すことが可能で

あったのに対して、パートを継続した人は貧困から脱出することは難しい現状も明らかにした。幼い子どもを持っていても早期に常勤として働いた人は常勤継続が可能であるが、無職の人は新規に職に就くことは難しく就業したとしても就業移動がみられた。

次に、たとえ常勤を継続したとしても、母子世帯となるとこれまでの生活様式は維持できないことが明らかになった。これまで保有していた耐久消費財を持つ人の割合が低下するだけでなく、個人の信用ともかかわるクレジットカードの保有率も低下するという変化がある。また、ここでは質問項目とサンプル数の制限から、常勤継続者に限定して明らかにできなかったが、有子有配偶継続世帯に比べ、母子継続世帯全体に見られた子育ての相談相手がいない人がわずかであるものが多いこと、子どもの最終進学目標を大学とする人が少なく高校が多いこと、は母子世帯となることを通じて起きた可能性もあり、常勤継続でも生じるであろう。

こうした結果から、現在推進されようとしている「総合的」という視点からの母子世帯への施策は、「長期的」には重要であろう。まず、経済的变化、困窮度の緩和には、常勤で就業することが重要であったという結果から、IIでみたように現在も新たに事業が進められているが、今後はこれまで以上に自立支援策の新規事業を増やして積極的に推進していく必要がある。これに加え、①とくに母子世帯前に常勤でない場合の生活水準の大きな変化の経験と、一度低下してしまった後の脱出は非常に困難という実態、②母子世帯になった時の母の年齢は近年若くなっているとはいえ平均は35歳という状況で、就業を先延ばしすればするほど就業機会が減少してしまうという現実、③パート就業では生活水準の改善は困難という現状を考えると、母子世帯となる以前から積極的に、しかも迅速に就業施策を進めていかなければならないであろう。そのためにも、就業に結びつく適切な助言を受けることができるような相談支援機関が身近にあり、それを母子世帯になった後だけでなく母子世帯になる前にも気軽に利用できる体

制が望まれる。

そして同時に、子育てに対する支援についても、これまで講じられている保育事業をさらに拡充する必要がある。たとえば、迅速性が求められる就職のためにも、一時保育などをこれまで以上に充実させ、柔軟に対応することが求められる。また、就業継続のためには、病児保育など緊急時や一時的なサービスの充実が、保育所だけでなくNPOやインフォーマルな部門の組織も含めて対応できる仕組みが今後も必要である。これ以外に、学童期の子どもに対する放課後児童健全育成事業のさらなる推進が望まれる。

さらに、たとえ常勤継続をしていても、とくに生別母子世帯は、母子世帯となることで住居移動をとまなうこともあり、生活様式、社会関係などに変化が生じているという結果から、生活環境を安定させるために、住宅保障²⁴⁾を含めた総合的な施策の推進が今後必要であろう。とくに子育てについては、母子世帯になることでその支援やネットワークが断ち切られて、地域社会のなかで親自身が孤立、さらには子どもまでもが孤立しないような子育て支援策の拡充が必要である。現在、子育てサービスは多様化しているが、これまでの就業継続のためのサービス、公的中心なサービスに加え、あらゆる資源を活用して社会全体で子育てできる社会を構築し、どのような環境変化が生じてても地域社会で対処される必要がある。母子世帯となることで母の健康状態が悪化していたが、このような地域社会が形成されて緊急時にも対応が可能であれば、母にとっても子どもにとっても安心して生活を送ることが可能になるであろう。

なお、現在の社会では、常勤が重要でこれを進めようとしても厳しい状況で、男女間や、常勤とパート間の賃金格差も解消されていない。母子世帯の経済状況はむしろ悪化しているのであるから、自立・就業に向けた総合的な支援のもとでも、「短期的」には、やはり所得保障を重点項目として位置づけ、母子世帯となる(なった)時点にとくに配慮して施策を講じていく必要があるだろう。

最後に分析にあたっていくつかの課題があるが、一点だけ述べておきたい。今回の分析は母子世帯

前後の変化から今後の施策に向けての視点の模索をしたが、注16)にも述べたように、母子世帯前々年、あるいはそれ以前から継続して貧困の世帯がある。このような慢性的貧困の世帯、貧困が再生産されている世帯²⁵⁾は今後解決すべき問題として残されている。

注

- 1) 本稿の改訂にあたり、お茶の水女子大学の平岡公一教授、永瀬伸子助教授、国立社会保障・人口問題研究所の金子能宏氏、小島克久氏からいただいた有益なコメントに感謝いたします。
- 2) 過去の経緯については、藤原(1997)、濱本(1997)などを参照していただきたい。
- 3) 詳細は、厚生労働省「平成17年度版母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」を参照していただきたい。
- 4) 養育費については、1992年に日本弁護士連合会による「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」をはじめ、養育費の確保の必要性が言われていたが、諸外国に比べてその取り組みは遅れていた。養育費の確保の議論については、福田(1999)、島崎(2005)などが参考になる。また、養育費の経済学的視点から論じている駒村(2004)も参考になる。
- 5) ただし、1980年と1985年の調査では未婚は含まれていない。
- 6) 1978年度以前は「母」だけでなく「子どもの母のみならず姉、祖母又は伯(叔)母なども含まれる」とされており、「配偶者のない女子とその子どもからなる世帯」となっている。
- 7) 1998年度以降の数値が2003年度調査で出されており、1998年度調査では23.0%、2003年度調査では24.8%が親と同居している。
- 8) 公表されているものは、母子世帯となった時の母の年齢は10歳きざみで示されているが、日本労働研究機構(2003年)では、平成10年度分について5歳きざみの再集計が行われ、同じ30代でも新規に就職するにあたって年齢制限の対象となることの多い35~39歳で母子世帯になった人は30~34歳でなった人とほぼ同じ数となっている。
- 9) 「全国母子世帯等調査」では、1998年度以降、1世帯あたりの年間収入は示されているものの1

- 人あたりについては記述がなくなってしまっている。
- 10) 図で示していない1983年度以前については、1961年度から1978年度調査まで就労率は85%前後で推移、1952年度と1956年度は90%以上となっている。親と同居している世帯は含まれていない「国勢調査」の就業率(不詳を除く)をみると、「全国母子世帯等調査」よりも低く、たとえば1995年は83.1%、2000年は82.5%であるが、いずれも80%を超えており就業率は高い。
 - 11) 詳しくは、<http://www.kakeiken.or.jp/>を参照していただきたい。
 - 12) 以下のそれぞれの結果は、その対象となる項目の変化がたどれる人に限定して出している。年収をたずねる項目の回答率は低いため、とくにこれに関する結果については分析となった対象者は少なくなっている。
 - 13) 表では自営業は除いている。
 - 14) このケースは離婚前から親と同居(妻方同居)しており、あとで述べる貧困倍率も継続して1.5を超えている。
 - 15) 各世帯について、各世帯の構成、世帯員の年齢、所在地域などに応じて居宅(第1類)、居宅(第2類)、期末一時扶助、さらには妊婦加算、産婦加算、老齢加算、母子加算、児童養育加算、介護保険料加算、教育扶助、住宅扶助、基礎控除、勤労控除をあてはめていく。教育扶助については基準額と学級費等以外は文部科学省実施の「子どもの学習費調査」で得られた教科書費・教科書以外の図書費、学校給食費、通学費を、住宅扶助については都道府県・指定都市・中核市別の住宅扶助特別基準額をあてはめた。また、収入認定は月額で行われるため、「消費生活に関するパネル調査」で得られる年間収入を、調査該当年の「家計調査」の収入構成割合から賞与分を考慮して月額に直した。これにより得られた最低生活費の1.2倍を各世帯の貧困基準収入とし、これに占める各世帯の世帯収入を求め、それを貧困倍率とした。
 - 16) 母子世帯前々年も把握できる人について母子世帯前々年、母子世帯前年、母子世帯1年目の貧困倍率をみると、それぞれ20.0%、27.5%、80.0%となっていることから、母子世帯になる以前に経済状況が悪化する人もいる。
 - 17) 母子世帯3年目までを利用したことと、所得に関する項目であったため、分析対象となるケ

表8 パネル調査でみた、母子世帯以外の世帯を100としたときの母子世帯の世帯収入、貧困倍率

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
世帯収入	64.6	66.1	56.4	58.2	52.8	61.6	55.7	46.7	44.4	47.1	52.0
1人当たり世帯収入	62.5	60.4	56.7	53.3	55.1	61.1	58.8	50.9	51.6	50.8	53.8
貧困倍率	59.3	58.5	53.7	51.5	49.9	57.3	54.1	45.5	45.4	44.2	51.6

- ースは22人と少ない点に注意する必要がある。
- 18) 貧困世帯の割合が約7割と多数を占めているが、パネル調査の母子世帯回答者は表8に示すように、母子世帯以外の世帯と比較した経済状況が、IIIでみた「全国母子世帯等調査」の一般世帯と比較した母子世帯よりも全体として高くなっている。つまり、わが国全体でみると母子世帯の貧困率はこの表に示したものよりもさらに高く、以下に示す結果についてもこの点に留意する必要がある。
- 19) 後藤・阿部ほか(2004)、平岡編(2001)などがある。
- 20) パネル調査を利用して経済的貧困と剝奪の関連を明らかにしたものとして、岩田・濱本(2004)がある。
- 21) クレジットカード、エアコン、テレビ、車、パソコンは保有の有無、「悩みなど、心を打ち明けて話し合える友人」(2002年までの質問項目)はその数、健康状態は「とても健康/まあまあ健康/ふつう/あまり健康ではない/まったく健康ではない」(2002年から質問項目として設けられている)の変化である。
- 22) 子どもの最終進学目標の質問は経年項目でなく1994年、1997年、2000年、2004年のみの項目である。「本人次第」を除いて2004年の有子有配偶継続世帯と母子継続世帯の差をみた。「子どもの世話をしてくれる人」、「育児や子育てについて相談ができる人」の有無についての質問は15歳以下の子どもがいる世帯を対象にしたもので、2003年から新たに追加された項目である。
- 23) この項目の分析対象になっている母親の年齢は、2002年時点で有子有配偶継続世帯が36.7歳、母子継続世帯が37.2歳で差はない。
- 24) 公営住宅への優先入居などの施策が講じられているが、居住全体にかかわる生活環境を改善するためには、住宅手当も視野に入れた住宅保障を進めていく必要があるだろう。
- 25) このような視点から論じているものとして青

木編著(2003)がある。

参考文献

- 青木 紀編著(2003)『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』, 明石書店。
- 岩田正美・濱本知寿香(2004)「デフレ不況下の『貧困の経験』」樋口美雄・太田 清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況—デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』, 日本経済新聞社, pp. 203-233。
- 後藤玲子・阿部 彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子(2004)「現代日本社会において何が〈必要〉か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察—」『季刊社会保障研究』第39巻第4号, pp. 389-402。
- 駒村康平(2004)「低所得世帯のリスクと最低所得保障」橘木俊詔編『リスク社会を生きる』, 岩波書店, pp. 85-123。
- 島崎謙治(2005)「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, 東京大学出版会, pp. 85-117。
- 永瀬伸子(2003)「母子世帯の母のキャリア形成, その可能性—『就業構造基本調査平成9年』を中心に—」『母子世帯の母への就業支援に関する研究』, 日本労働研究機構 No. 156, pp. 239-289。
- 日本労働研究機構(2003)『母子世帯の母への就業支援に関する研究』, 調査研究報告書 No. 156。
- 濱本知寿香(1997)「母子福祉施策の地域比較」『季刊家計経済研究』第33号, pp. 50-61。
- 平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』, 東京大学出版会。
- 福田素生(1999)『社会保障の構造改革—子育て支援重視型システムへの転換』, 中央法規出版。
- 藤原千沙(1997)「母子世帯の所得保障と児童扶養手当」『女性と労働21』第23号, pp. 6-28。
- (はまもと・ちずか 大東文化大学助教授)

高齢期をひとりで暮らすということ

——これからの社会保障制度をさぐる——

白波瀬 佐和子

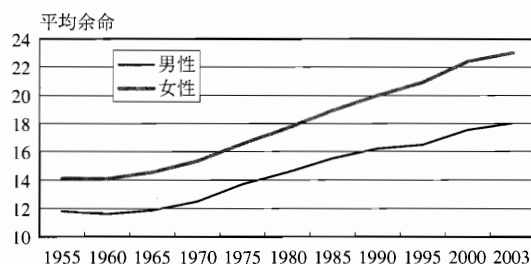
I はじめに

少子高齢化は既存の社会保障制度を抜本的に見直す重要な契機であることは、すでに周知のことである。少子高齢化で代表される人口変動は、出生率¹⁾の恒常的な低下と急激な高齢化率の上昇ならびに長寿化によってもたらされた。2003年時点での出生率は1.29で、1990年の「1.57ショック」以来低下し続けている。その反面、全人口に占める65歳以上人口の割合²⁾は2003年で19.1%と、特に1980年以降急激に上昇している。事実、65歳以上高齢者割合が7%から14%に増加するのに要した年数は日本が24年と、最も緩やかに高齢化が進行したフランスの4分の1にも満たない速さである。この恒常的な出生率の低下と急速な人口の高齢化(エイジング)が、日本の最近の人口変動を特徴づける。この変化の速さこそが、大幅な制度改革を急務とし大々的な発想の転換を必須とする(松谷 2004)。

高齢化は全人口に占める65歳以上人口割合の上昇を意味するだけでなく、高齢期に入ってから期間が長期化すること(長寿化)で健康状態や就労、世帯との関係が変化する。65歳時の平均余命は男女共に上昇しているが(図1)、ここでの最も重要なポイントは平均余命の男女差が拡大していることである。1955年時点で男性の平均余命は11.8歳、女性14.1歳とその差は2.3歳であったが、2003年には男性18.0歳、女性23.0歳とその差は倍以上になった。男女で異なる65歳時の平均余命は、高齢期に彼/彼女らが属する世

帯タイプの違いと関連する。その最も顕著な例が、高齢期における一人暮らし(以下、単身世帯ともいう)割合の上昇である。男性単身世帯割合は1986年の2.2%から1998年の3.4%へと上昇したのに対し、女性単身世帯は同じ時期に9.7%から13.6%へと高い上昇を呈している(白波瀬 2005 b)。ただし、配偶者と死別することが単身世帯への移行を即時的に決定するわけではない。もう一つの選択として子世代と同居することも考えられるので、平均寿命の違いのみをもって男女の単身世帯割合の違いを説明できるわけではない³⁾。しかしながら、平均寿命が長く、夫婦の年齢差も妻の方が平均して若い状況を考え合わせると、女性が単身世帯となる確率は男性よりも高いことが想像できる。

図2は1975年以降の高齢者のいる世帯構造分布である。この25年間で最も大きく変化したことは、高齢者の一人暮らし(単身世帯)と夫婦のみ世帯の上昇と、三世帯世帯の著しい減少である。これまで多くの高齢者は子世代と同居することで、基本的な生活保障機能を楽しんできた。しかし、



出所)「人口統計資料集 2005」。

図1 男女別65歳時の平均余命の変化

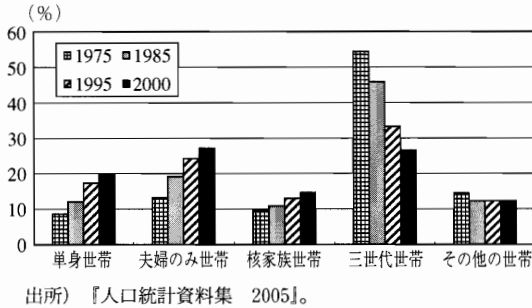


図2 65歳以上高齢者のいる世帯構造の変化

子世代との同居割合が低下し、高齢の夫婦だけ、あるいは高齢者の一人暮らしが増えることで、高齢期の生活保障機能を受ける場所が世帯の外へと変容してきた。日本の社会保障制度は、家族による生活保障機能に依拠して、構築されてきた(原田 1988年;大沢 1993)。家族の生活保障機能を前提とした社会保障制度は、家族の含み資産、日本型福祉社会(日本自由民主党 1979)、企業中心社会(大沢 1993)という言葉によって表現される。しかし、基礎的な消費生活の場である世帯構造が変化したことは、これまでどおりの生活保障メカニズムを前提とすることができなくなったことを意味する。

そこで本稿では、世帯を共有する者がいない高齢者の一人暮らしに着目し、夫婦で暮らす場合や子世代と同居する場合との比較を通して、これからの社会保障政策を考える上の一つの方向性を明らかにする。世代の異なる複数の世帯員と同居することでさまざまな社会的リスク(疾病、加齢、失業等)をプールし、対処していた状況からの変化が具体的に何を意味するのかを検討するために、本人のみで世帯を構成する単身世帯がいまでのような状況にあり、何が問題であるかを明らかにする。

本稿は大きく3つの部分から構成される。第1に、日本における高齢者一人暮らしの経済的なウェルビーイングの変化を1980年代半ば、1990年代半ば、21世紀初頭の3時点について比較検討する。すでに高齢単身者の経済的に恵まれない状況は明らかにされているが、その状況は改善されたのか否か。第2に、2000年時点での高齢単身

者の状況を国際比較の枠組みから明らかにする。高齢期に一人で生活することは、日本と他の欧米諸国との間でどの程度の違いがあるのか、を検討する。

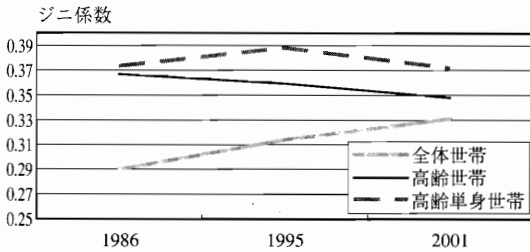
第3に、要介護にある高齢者に着目して、人的ネットワークの保有状況や介護に関わる人的資源の範囲の違いが世帯構造によってどの程度異なるのかを検討する。長寿化が進むということは75歳以上の後期高齢者割合が増えることを意味する。高齢後期に突入すると、健康状況が悪化し、要介護となるリスクが大きく上昇する。健康状態は、高齢期の就業状態も規定し経済水準のみならず生活水準も大きく左右する。そこで、一人で生活し介護が必要となった高齢者に焦点をあてて、親族、地域等の人的ネットワークの保有状況や介護に関わる人的資源の程度を明らかにする。

II 一人暮らし高齢者の経済的ウェル・ビーイング

本分析で用いられるデータは、1986年、1995年、2001年に厚生労働省によって実施された「国民生活基礎調査」⁴⁾である。ここでは、世帯を単位に分析を進め高齢世帯とは、世帯主年齢が65歳以上をいう。経済的ウェルビーイングは、総所得から社会的拠出金を引いた可処分所得を世帯人数の平方根で除した等価可処分所得によって測る。もう一つの中心的な変数は世帯構造で、世帯を構成する者の人数や続柄で分類する。

本稿で用いる基本的な世帯構造とは(1)単身世帯、(2)夫婦のみ世帯、(3)夫婦と未婚子のみ世帯、(4)三世帯世帯、(5)その他、の5カテゴリーである。本稿では、高齢一人暮らし(以降、高齢単身世帯ともいう)に焦点をあてて、国際比較分析を実施する関係上、これまでわが国で多くの高齢者が属していた三世帯世帯や若年層の晩婚化とともに増加した未婚子と同居する核家族世帯については「その他の世帯」としてまとめた。

まず、本節では、高齢者一人暮らしの経済的ウェルビーイングを、経済格差(ジニ係数にて代表させる)⁵⁾と低所得割合⁶⁾からみていくことにす



出所) 「国民生活基礎調査」(各年)。

図3 経済不平等度の変化

る。図3は、世帯全体のジニ係数と、高齢者世帯のジニ係数、そして、高齢単身世帯のジニ係数の時系列変化である。白波瀬(2005b)は、高齢者のいる世帯の中で世帯構造ごとの不平等度(ジニ係数)が収斂する傾向にあることを示した。これまで男性単身世帯内の経済格差が最も高く、三世帯世帯の格差程度が最も低かったが、男性単身世帯や高齢世帯の中で増加した夫婦のみ世帯内の経済格差が縮小したことで、全体の高齢世帯内における経済格差の程度が縮小した。

全体の経済格差の程度は1980年代半ばから21世紀初頭にかけて、.2998から.3718へと拡大した。一方、世帯主年齢が65歳以上の世帯の間での経済格差の程度は、.3668から.3479へと低下した。他国と比較して、日本は現役世代(世帯主年齢が65歳未満)の経済格差より引退世代(65歳以上世帯主世帯)の格差が極めて大きいことが特徴であった(白波瀬2002)。しかし1980年代半ばから1990年代半ばにかけて、高齢世帯全体の間での経済格差は低下し、その傾向は21世紀にはいっても継続している。

高齢世帯の間での経済不平等が低下した原因の一つは、低所得割合が高齢層で低下したことである(白波瀬2005c)。表1は60歳以上世帯主層における低所得割合を示す。ここでは、全体人口の可処分所得の半分以下を低所得層と定義し、低所得割合を世帯構造別に示した。低所得層割合の低下は単身世帯で著しい。60代世帯主層の間では、1986年の56.1%から2001年の39.4%へと低所得割合が大きく低下し、70歳以上世帯主層では69.7%から44.9%へとその減少程度はさら

表1 世帯主年齢、世帯構造別、低所得割合の変化(%)

	60代			70代以上		
	1986年	1995年	2001年	1986年	1995年	2001年
単身世帯	56.10	40.62	39.37	69.70	56.50	44.89
夫婦のみ世帯	16.47	14.56	15.41	37.23	22.57	16.65
夫婦と子世帯	12.36	13.13	14.56	25.50	25.00	19.52
三世帯世帯	6.95	9.12	10.84	8.02	9.47	10.19
その他世帯	17.11	15.51	14.94	36.61	27.34	22.40
全体	19.09	17.18	18.69	39.57	31.21	25.00

出所) 「国民生活基礎調査」(各年)。

表2 世帯主年齢、世帯構造別、不平等度の変化

	60代			70代以上		
	1986年	1995年	2001年	1986年	1995年	2001年
単身世帯	0.4215	0.4119	0.4309	0.3920	0.3826	0.3660
夫婦のみ世帯	0.3847	0.3775	0.3711	0.4303	0.3549	0.3200
夫婦と子世帯	0.3319	0.3462	0.3621	0.3714	0.3834	0.3269
三世帯世帯	0.2877	0.2949	0.3161	0.2935	0.2930	0.3053
その他世帯	0.3279	0.3456	0.3490	0.4193	0.3490	0.3713

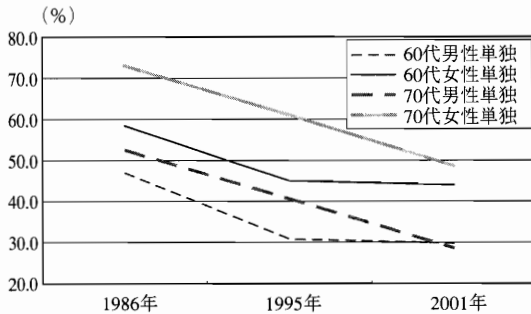
注) 不平等の程度はジニ係数によって提示する。

出所) 「国民生活基礎調査」(各年)。

に大きくなる。このような高齢世帯における経済的な底上げは、経済格差を縮小することに通じる。

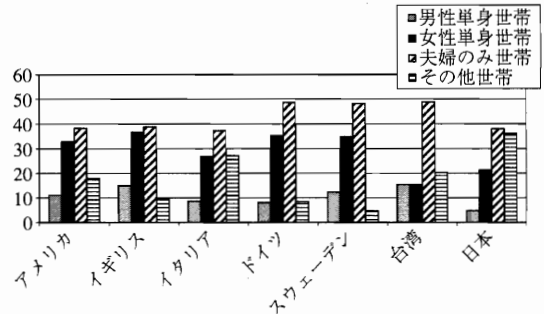
表2は、60歳以上世帯主層の経済格差をジニ係数を用いて、世帯構造別に詳しく示す。60代世帯主においては単身世帯の不平等度が最も高く、2001年で.4309である。一方、未婚の子と同居する核家族世帯や三世帯世帯の間で、経済格差が拡大している。いわゆる晩婚化に伴って親が高齢期に突入しても親と同居する未婚子のいる世帯はいわゆるパラサイト・シングルに該当するが、その中身は豊かな層だけでなく富めるものと貧しいものとがより混在するようになった。事実、60代世帯主層の低所得割合は夫婦と未婚子世帯の間で上昇する傾向にある。70歳以上世帯主の間では、どの世帯構造でも経済格差が縮小しており、特に高齢世帯全体に占める割合が上昇した夫婦のみ世帯における経済格差の縮小程度は大きい(1986年の.4303から2001年の.3200)。

では、高齢単身世帯を男女に分けて、低所得割合の変化をみていこう(図4)。男女ともに低所得



出所) 「国民生活基礎調査」(各年)。

図4 年齢別, 男女別, 単身世帯の低所得割合の変化 (%)



出所) 日本: 「国民生活基礎調査」(2000年), 他国: LIS データ (2000年, イギリスのみ1999年)。

図5 65歳以上世帯主世帯の構造分布 (%)

割合は大きく低下し, 高齢単身世帯の経済状況が改善されている。特に, 70代以上の女性単身世帯の低所得割合の低下は1986年の73.1%から2001年の48.75へと著しい。2001年には年齢層による低所得リスクの違いは, 男女各々の中で縮小した。しかしながらそれでも, 70代以上の高齢男性単身世帯の約3割, 高齢女性単身世帯の約半数近くは低所得層に陥っており, 高齢で独りで暮らすことが経済リスクと隣り合わせである状況は過小評価すべきでない。

III 国際比較からみた日本の高齢一人暮らし

これまでみてきた日本の状況が欧米と比べてどう違うのかについて, 国際比較データを用いて検討してみよう。ここで用いるデータは, ルクセンブルグ所得研究データ(以降, LIS)で, 各国2000年(イギリスのみ1999年)の調査データを用いる。比較対象国は, アメリカ, イギリス, イタリア, ドイツ, スウェーデン, 台湾である。エスピン・アンデルセン(1990; 1999)の比較福祉国家類型によると, アメリカ, イギリスは自由主義型に位置し, ドイツは保守主義型, スウェーデンは社会民主主義型の代表である。イタリアは家族主義型福祉国家として, 家族機能の大きさが強調される。日本は保守主義型と自由主義型の折衷型(アドホック型)と位置づけられ, 社会保障体系が家族機能に大きく依拠して設計されていると

いう点では, ドイツやイタリアと共通する(Esping-Andersen 1997; 白波瀬 2003)。日本は常に欧米と比較され, 唯一のアジアの国としての特殊性が強調される傾向にあったので, 同じアジアの国として台湾を比較対象国として入れる。高齢者の経済的ウェルビーイングをみるにあたって, 同居の持つ意味がすでに指摘されている(Smeeding and Saunders 1998)。誰とも同居しない高齢単身世帯について, 子世代との同居のもつ生活保障機能が大きい台湾とも比較することで, 日本の高齢単身世帯の位置づけを「唯一のアジアの比較対象国」という枠を超えて検討していきたい。

図5は各国の65歳以上世帯主層の世帯構造分布である。ここでの日本の特徴は, 「単身世帯」でもなく「夫婦のみ世帯」でもない「その他世帯」割合が比較対象国の中で最も高いことである。その他世帯とは「単身世帯」でもなく「夫婦のみ世帯」でもない世帯をいい, 代表的な高齢世帯のその他世帯とは三世帯世帯である。その他世帯の割合が高いもう一つの国はイタリアであり, 27.2%の65歳以上世帯主世帯はその他世帯である。一方, 台湾は, 「夫婦のみ世帯」割合がドイツやスウェーデン並みに高くほぼ過半数を占め, その他世帯割合は2割程度である。台湾のその他世帯割合はイタリアを除く欧米諸国に比べると高い値であるが, 日本の場合ほど高くない。同じアジアでも台湾では, 高齢者は一人で暮らすか, 夫

婦だけで暮らす場合が一般的である。

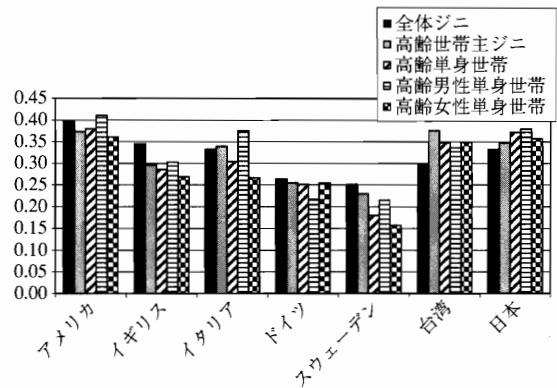
さらに高齢世帯構造における日本の特徴は、男性一人暮らし割合が低いことである。同じ単身世帯でも、日本では「単身世帯」割合のジェンダー差が大きい。しかし、高齢男性単身世帯の割合は単に平均寿命の男女差の大きさを反映させているわけではない。平均寿命の男女差をみると、日本が最も大きく6.9歳で、ドイツ、台湾の6.0歳、イタリアの5.7歳と続く。逆に平均寿命の男女差が小さいのは、スウェーデンの4.6歳、イギリスの4.7歳である。平均寿命の男女差が日本と台湾でほとんど同じであるにもかかわらず台湾高齢男性単身世帯の割合が高いのは、高齢者における未婚割合が他国に比べて大きいことにその原因がある。台湾の高齢男性単身世帯の3分の1近くが未婚者であるのに対し、日本は未婚者割合が1割程度と比較対象国の中でも最も低い。同じ高齢単身者といえども、これまでのライフコースの違いが、高齢期の世帯構造の違いに影響を与える良い例ともいえる。

世帯構造別に経済不平等度をみてみよう(図6)。2000年時点の全体のジニ係数に注目すると、日本の.3323は、アメリカの.3981とイギリスの.3448に次いで高い。全体のジニ係数はイタリア(.3329)と最も似通っている。65歳以上の高齢世帯主に限って日本の経済不平等度をみてみると、アメリカ(.3733)と台湾(.3758)に次ぐ、.3479である。1980年代半ば、日本も台湾と同様に全体世帯のジニ係数と高齢世帯のジニ係数が大きくかけ離れ、高齢世帯の中での経済格差が大きいことが特徴であった。しかし前節でもみたように(図3)、日本は、全体ジニ係数が上昇する

一方で、高齢世帯ジニ係数が低下し両者の違いが縮小し、欧米パターンに近づいてきた。一方、台湾はかつての日本のように全体ジニ係数に比べて高齢世帯ジニ係数が大きい状況が継続している。その一つの理由として、台湾における高齢福祉の未熟さがあげられよう。

高齢単身者の経済格差に着目すると、日本はアメリカと並ぶ経済格差の大きい国となる。それぞれのジニ係数は、.3718と.3798である。特に、高齢男性単身者における経済格差の大きさは他国と比較しても明らかで、高齢男性単身世帯における日本のジニ係数は.380とアメリカの.411に次いで高い。また、男性単身世帯の高い経済格差はイタリアでも認められる。

しかしながら、経済格差が大きいことだけをもって経済的ウェルビーイングをはかることはできない。もう一つ重要な視点として、どの程度のものが低所得リスクに陥っているかがある。表3は、



出所) 日本:「国民生活基礎調査」(2001年), 他国: LIS データ (2000年, イギリスのみ1999年)。

図6 世帯別不平等度の国際比較

表3 高齢世帯主世帯の世帯タイプ別低所得割合(%)

	アメリカ	イギリス	イタリア	ドイツ	スウェーデン	台湾	日本
全体低所得割合	17.00	12.40	12.70	8.30	6.50	9.10	16.30
高齢世帯低所得割合	24.19	18.70	14.20	9.75	7.36	37.92	21.50
高齢単身世帯	42.90	35.42	25.70	17.82	14.76	52.78	40.24
高齢男性単身世帯	35.04	20.85	15.55	9.30	10.00	42.99	24.68
高齢女性単身世帯	45.49	40.47	28.74	19.57	16.54	62.62	43.69
高齢夫婦のみ世帯	16.68	12.76	9.12	4.64	1.49	39.76	14.68

出所) 「国民生活基礎調査」(2001), LIS (2000年, イギリスのみ1999年)。

全体世帯の可処分所得の中央値以下の割合を世帯構造別に示した。日本全体の低所得割合の値は16.3%とアメリカの17.0%に次いで高い。逆に、スウェーデン(6.5%)、ドイツ(8.3%)、台湾(9.1%)は全体の低所得割合は低い。しかしながら高齢世帯に着目すると、台湾、アメリカ、日本の低所得割合は大きく上昇する。その値はそれぞれ、37.9%、24.2%、21.5%である。高齢期に突入することが低所得リスクの上昇と密接に関連していることが特に台湾で顕著であり、高齢単身世帯の低所得割合は過半数である。日本も高齢期に伴う高い低所得リスクが認められ、高齢者の高い低所得リスクはアメリカと極めて似通っている。日本の高齢女性の恵まれない経済状況はすでに指摘されている(白波瀬 2002; 清家・山田 2004)。その原因として清家・山田(2004)は、高齢女性の低い就労率と配偶者と死別した後の年金に防貧効果が不十分であることを、指摘する。高齢単身者の低所得割合は1980年代半ば以降改善された(表1参照)。それでも、日本は、欧米と比較して、高齢者の、特に単身女性が直面する低所得リスクは大きいといわねばならない。高齢期に一人でくらすことは、すべての比較対象国において共通して経済的リスクを伴う。特に、高齢期に一人で生活することは、男性よりも女性にとって高い低所得リスクを負う傾向があることも、共通して認められる。その経済リスクの大きさは、台湾の著しく高い値を別にしても、アメリカ、イギリスと同程度に日本でも高いことが明らかであ

る。

単身世帯の配偶関係を考慮にいれて、高齢単身者の経済的リスクをもう少し詳しく見てみよう。表4は高齢者の配偶関係別に低所得割合を男女で比較した結果である。日本の配偶関係による低所得割合の違いは統計的には有意ではなく、未婚者であろうが離別者であろうが、高齢期に独りで暮らすことの高い経済リスクは実質的にそれほど違わない。一方、日本以外の国では配偶関係別の低所得割合は統計的に有意な違いを呈している。一般に、未婚のまま高齢期に突入することは高い経済リスクを伴う。例えば、台湾男性やドイツ女性の場合は、離別単身者の高い経済リスクが認められる。残念ながら、ここで用いるデータは特定の一時点の状況を明らかにする横断調査であるために、未婚のままであること、離別したこと、死別したことが、一人で高齢期を過ごすことにどの程度のインパクトを与えたのかを厳密に把握することはできない。

岩田(2004)は20代から40代女性のパネルデータを用いて未婚のままであること、離別することの経済的リスクの高さを指摘する。未婚のまま高齢期を迎えたのか、離別したのか、配偶者とともに高齢期に突入したのかは、高齢期の経済的ウェルビーイングをも左右することは本分析結果からも想像できる。本分析結果を見る限り、日本では高齢単身者の間で配偶関係別の低所得割合の違いは統計的に有意ではない。しかし、今後未婚者、離別者が増えることが予想される中、結婚行

表4 配偶上の地位別、男女別単身者の低所得割合(%)

	アメリカ	イギリス	イタリア	ドイツ	スウェーデン	台湾	日本
男性単身							
未婚	45.17	23.43	39.83	17.33	18.72	42.07	27.91
離婚	33.44	18.68	13.10	10.09	9.79	51.29	18.99
死別	32.70	19.93	10.64	7.76	10.00	46.08	18.45
女性単身							
未婚	42.68	21.49	35.17	18.46	15.36	85.35	34.16
離別	40.36	23.48	35.32	39.53	9.22	—*	38.32
死別	46.00	45.17	27.30	16.39	18.04	62.29	36.10

注) *十分な該当ケースがないため省略。

出所) 「国民生活基礎調査」(2001年)、LIS(2000年、イギリスのみ1999年)。

表5 男女別、世帯間の所得格差（可処分所得中央値の比較）

	アメリカ	イギリス	イタリア	ドイツ	スウェーデン	台湾	日本
女性単身/男性単身	76.20	85.50	87.56	79.80	89.61	79.19	71.12
男性単身/夫婦世帯	78.04	86.68	90.40	93.19	75.30	92.00	81.86
女性単身/夫婦世帯	59.46	74.11	79.15	74.36	67.48	70.10	58.22

注) 所得格差は、各世帯の可処分所得中央値の比。

出所) 「国民生活基礎調査」(2001年)、LIS(2000年、イギリスのみ1999年)。

表6 訪問者別、訪問頻度に関する重回帰分析

	別居の親族		近所の人		友人	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	1.596**	1.360**	0.166	-0.010	-0.356**	-0.210**
学歴	-0.365	1.573	-2.493**	-0.108**	0.217	0.039
本人収入	4.107**	1.704	-0.329	0.005	0.125	0.093
一人暮らしダミー	68.455**	82.314**	-5.182	0.868**	1.196	5.501**
夫婦のみダミー	24.954**	33.405**	10.520	0.882**	-0.311	0.664
核家族ダミー	-7.398	9.979	4.982	0.350**	15.420**	1.304
要介護度	7.058*	6.567**	2.725	-0.072	-0.986	0.030
主世話親族ダミー	30.935*	46.461**	-19.947*	-0.327*	0.291	-2.872
介護期間	-0.455	-0.297	0.079	-0.008	0.255	0.112
定数	-146.596**	-163.031**	38.971	3.863**	30.737**	27.748**

注) **1%水準で有意 *5%水準で有意。

出所) 「高齢者の生活実態に関するアンケート調査」(2004年)。

動が高齢期の経済的ウェルビーイングに与える影響は無視できないであろう。

表5は、男性単身者、女性単身者、夫婦のみ世帯の等価可処分所得の中央値を比較することで、相対的な経済状況を国際比較してみた。ここでの日本の特徴は、単身者の経済状況のジェンダー格差が大きいことと、女性単身世帯と夫婦のみ世帯との格差(58.22)が最も大きいことにある。これらの結果から、女性が伴侶を失うに伴う経済的逸失の程度は日本とアメリカが最も大きいと推測することができる。本データ結果がパネル調査をもとにしていないので、厳密な死別に伴う経済的逸失の程度を比較することはできないが、単身世帯と夫婦のみ世帯の可処分所得を見る限り日本の高齢単身女性の相対的にめぐるべない経済状況はアメリカの高齢単身女性と同様に明らかである。

IV 要介護にある場合の一人暮らし

これまで経済状況を中心に、高齢単身世帯をみてきた。しかし、加齢(エイジング)に伴うリスクは経済的な資源だけでなく、物理的なケアをどの程度受けることができるか、といった支援ネットワーク資源の保有状況によって異なってくる。そこで、本節では、要介護にある高齢者に着目して、どのような、あるいはどの程度の人的ネットワークを保有しているのかを、世帯構造の違いに着目しながら検討する。本節で用いるデータは、2003年10月に東京都品川区、稲城市、千葉県鎌ヶ谷市の3自治体の65歳以上高齢者を対象に行った「高齢者の生活実態に関するアンケート調査」である⁷⁾。本分析では調査時点で要介護認定を受けているものに着目して、人的ネットワークの保有状況と世帯構造の関係を検討する⁸⁾。ここでは多様な介護ケアの参与を促しうるインフラと

してのネットワークの保有状況に着目する⁹⁾。

表6は別居の親族、近所、友人からの訪問についての結果である。それぞれの訪問頻度は、1.ない、2.年1回以下、3.年に2~3回、4.月1回以上、5.週1回以上、6.ほぼ毎日、の6カテゴリーの選択肢が用意されている。そこで訪問頻度を日数に換算して連続変数とし、回帰分析を行った。説明変数として投入したのは、年齢、学歴(最終学歴を年数に換算)、本人収入(昨年の税込み収入)、世帯構造(三世帯世帯を含むその他の世帯(以降、三世帯世帯)をレファレンスカテゴリーとして、単身世帯ダミー、夫婦のみ世帯ダミー、核家族ダミー)、要介護度、主たる介護人が親族であるダミー(レファレンスカテゴリーは、親族以外の主介護者)、介護期間、である。訪問者を別居の親族、近所の人、友人に分けて、男女別に訪問頻度を決定する要因について分析を行った。

まず別居の親族からみてみよう。男性の間で有意な効果を示したのは、年齢、本人収入、一人暮らし、夫婦のみ世帯、要介護度、主世話親族ダミーである。年齢や収入が高いほど別居親族からの訪問を頻繁に受け、一人暮らし、夫婦のみ世帯にいる男性高齢者は三世帯世帯にいる場合よりも別居親族からの訪問を受ける。要介護度が高いほど別居親族からの訪問を受け、主世話が親族であるほど、別居の親族からの訪問を受ける。

女性の要介護者については、年齢、一人暮らしダミー、夫婦のみ世帯ダミー、要介護度、主介護者ダミーが有意な効果を呈した。年齢が高くなるほど別居の親族からの訪問が増え、一人暮らし、あるいは夫婦のみ世帯にいる要介護女性ほど、別居からの訪問を受ける。要介護度が高くなるほど別居からの訪問が増え、主介護者が親族である場合ほど別居親族からの訪問が多い。

男女共に一人暮らしや夫婦だけで生活をしている場合、別居親族からの訪問頻度が高まる。しかし、一人暮らし夫婦のみダミー効果は、女性の方が大きい。一方、男性についてのみ所得効果が認められ、収入が多いほど別居する親族からの訪問を受けやすい。これは、高齢者の社会経済的状況が良好であるほど、たとえ要介護となった場合で

も頻繁に別居親族(子どもが中心)からの訪問を受けて良好な関係を保持することができる と解釈できる。他方、女性の場合は、一人暮らしか、夫婦のみ世帯か、といった世帯の影響が重要で、女性個人の社会経済的な要因(学歴・収入)は別居親族からの訪問を決定する際に有意な効果を及ぼさない。

近所の人からの訪問に移ろう(表6中段)。男性の要介護者が近所からどの程度訪問を受けるかの重要な要因は、学歴と主介護者が親族かどうかである。主介護者が親族である場合、近所からの訪問頻度は下がり、学歴が高いほど近隣からの訪問は少ない傾向にある。近所からの訪問頻度に関するマイナスの学歴効果は女性についても同様に認められ、学歴が高いほど近所からの訪問は少ない傾向にある。学歴は社会経済的地位を示す代表的な変数としてみなされるが、高い社会経済的地位にいるものほど近所からの訪問が少ない。言い換えれば、近所との関係は社会経済的地位が高くなるほど希薄になる傾向がある。特に経済的にも恵まれた男性の場合、近所からというよりも別居する親族とのネットワークを保有している。他方、女性の近所との関係は世帯構造によって決定される。一人暮らしや夫婦のみ世帯、核家族世帯であるものほど、近所からの訪問は促される。さらに主介護者が親族であるほど近所からの訪問は少ない。

このように、高齢者個人が恵まれた社会経済的地位にいる場合、別居する親族からの訪問が頻繁で充実した親族ネットワークを保有しており、近隣からの訪問は少ない。社会経済的地位が低い場合に、近隣は有効な人的ネットワークとしての機能を持ち、女性の場合には一人暮らしや夫婦のみ世帯、核家族世帯である場合も、三世帯世帯と比較すると近所との関係は緊密になる。しかしながら、男性の場合は一人暮らしだからといって近所からの訪問をそれほど受けるわけではなく、近隣とのネットワーク形成が女性に比べて十分でないことが想像できる。

友人からの訪問に関する結果は、表6の右段にある。男性の間で有意な効果を呈したのは、年齢

表7 介護に関わる人数に関する重回帰分析

	男性	女性
	係数	係数
年齢	0.006	0.005
学歴	0.005	0.028
本人収入	0.006	0.012
一人暮らしダミー	-0.590**	-0.193*
夫婦のみダミー	-0.244*	-0.175
核家族ダミー	-0.272	-0.560**
要介護度	0.151**	0.120**
主世話親族ダミー	0.363*	0.449**
介護期間	-0.008	-0.015
定数	1.479*	1.341**

注) **1%水準で有意 *5%水準で有意。

出所) 「高齢者の生活実態に関するアンケート調査」(2004年)。

と核家族世帯ダミーのみであり、年齢が高いほど友人からの訪問は低くなり、未婚の子と同居する核家族世帯にいる場合の方が三世帯世帯の場合に比べて友人からの訪問を頻繁にうける。これに対して女性について有意な効果を呈したのは、年齢と一人暮らしダミーであった。年齢は男性と同様に友人からの訪問に対してマイナスの効果を呈した。女性の一人暮らしの方が男性の一人暮らしに比べて、地域や友人とのネットワークを多く持っている。

最後に、どれくらいの人介護にかかわっているのか。その介護ケア提供者の規模を決定する構造を男女別にみてみよう(表7)¹⁰⁾。投入した独立変数は表6の訪問頻度に関する分析と同じである。男性の間で介護にかかわる人の規模を決定する上に重要な要因は、一人暮らし、夫婦のみ世帯ダミー、要介護度、主介護親族ダミーである。一人暮らしか、夫婦のみ世帯に暮らすものほど、介護にかかわる規模はその他世帯に比べて小さい傾向にある。一方、要介護度が高いほうがより多くのものが介護にかかわり、主介護者が親族の方が介護にかかわる人数が多い。女性についても一連の世帯変数、要介護度、主介護者ダミーが有意な効果を呈している。一人暮らし、夫婦のみ世帯、核家族世帯の方が介護にかかわる規模は小さく、逆に要介護度が高く、主介護者が親族である場合は介護

人数が多い傾向がある。

この結果は、介護にかかわるものの規模は、同居人数を含め親族の規模によって左右されると解釈することができる。どれくらい多くの者が介護にかかわっているかは、親族以外のものがどの程度多く介入しているかというよりも、親族規模によって左右される。多くの親族と同居する場合ほど、介護にかかわる人数が多くなり、一人暮らしや夫婦の世帯の場合は非親族による介護介入が促されるものの、その介護に関与する人数は親族規模が小さいのでそれほど大きくない。言い換えれば、現在親族以外からの介護ケアへの介入はホームヘルパーが中心で、非親族のケア提供者の種類が限定されている。今後少子化、高齢化に伴い親族規模そのものが縮小することは明らかで、親族規模の縮小に伴って介護に関与するものの規模も縮小せざるをえない。親族以外の介護関与とサービスの内容を充実させて多様にしていくことが、これからの介護サービスの層を拡大する上で重要である。

V 考 察

本稿では少子高齢化に伴う世帯構造の変化がこれからの高齢保障を考える上にあたって具体的にどのような意味を持つのかを、高齢単身世帯に着目して検討した。1980年代半ば以降、日本全体の経済格差が広がり、低所得割合も上昇した。65歳以上世帯主の高齢世帯に限ってみると経済格差の程度そのものは縮小しているが、まだ全体に比べて経済格差が大きい。低所得割合についても、1980年代以降、高齢世帯の間で大きく改善されているものの、特に高齢女性の一人暮らしに高い経済的リスクが内在する状況は変わらない。

高齢期に一人で暮らすことは、高い低所得リスクと隣り合わせであることが本分析結果から確認された。事実高齢期の低所得リスクは1980年代半ば以降改善されているものの、高齢女性単身者の半数近く、高齢男性単身者の4分の1近くが低所得者である実態は決して過小評価すべきでない。

高齢期の一人暮らしが低所得リスクと密接に関

連し、特に女性の一人暮らしが相対的に低い経済的ウェルビーイングに直面する状況は、日本だけに限ったことではなかった。本分析で検討したどの比較対象国についても、女性単身者は男性単身者に比べて高い低所得リスクを負い、低い経済的ウェルビーイングにある。しかし、特に日本の高齢単身女性の経済的地位は低く、夫婦のみ世帯に比べた経済格差は大きい。

国際比較分析を通じた重要な知見は、高齢世帯の状況がアメリカに近いことである。アメリカは市場原理が貫徹し、公的支援制度は低所得者を中心として限定的に展開されている。日本の経済格差はまだアメリカほどではないにしろ、もう一つの自由主義的福祉国家であるイギリスの経済不平等度と近い。アメリカとイギリスに共通することは、貧困率が高く格差が大きいことである。これら格差の大きい国に日本の高齢者の経済状況が似通っているという結果は、これからの福祉国家としての方向性を考える上に重要な示唆を提供している。さらに格差の大きな国に向かっていくことが何を意味するのかを、慎重に吟味すべきである。

社会保障財源が緊迫する中、民営化や市場原理の導入が積極的に推し進められ、小さな政府が志向されている。民営化、小さな政府を目指すことが、政府の役割の重要性を単純に下げることにはならない。人口は減少し、これまでのような恒常的な経済発展はもはや期待しえない社会を迎え、今ある社会経済的人口構造を前提とした社会システムを組みなおすべき時にきていることは確かである。

さらに本稿では、介護状況にある高齢者が保有する人的ネットワークを検討した。人的ネットワークの規模は、どの程度の親族規模を保有するかに拠っており、一人暮らしや夫婦のみ世帯のような親族規模自体が小さい場合には、人的ネットワークの規模も小さくなる。したがって、晩婚化、未婚化が進み家族・親族の規模そのものが小さくなったとき、親族以外の支援内容をいかに多様にし層を厚くしていくかが、最も重要な政策課題となる。

人的ネットワークの保有状況は高齢者が属する

世帯構造とともに、高齢者個人の社会経済的地位も重要であった。女性にとって、世帯構造の効果は大きい。特に、女性の一人暮らしは近隣や友人といった別居親族以外の人的ネットワークを拡大させる効果をもつ。他方男性については、親族に大きく偏重した人的ネットワークを保有しており、特に高学歴で高い経済的地位にある男性は親族ネットワークが唯一無二の頼りにできる人的資源となる傾向にある。

未婚化は男性の間でより進行しており、これから親族規模そのものが縮小することが予想される。そのような中、親族以外の人的ネットワークを形成し、介護が必要になったときや緊急時の人的資源となるようなインフラを形成できるよう、社会環境の整備が望まれる。親族が重要な支援提供源であるのは、たとえ少子高齢化が進んでも大きく変わらないであろう。事実、たとえ離婚が頻繁な国アメリカでも、家族・親族のもつ機能はそれほど低いわけではない。しかしながら、日本にみられるような親族に大きく依存する支援メカニズムを維持することは難しい。親族以外の社会的な支援ネットワークを充実させ、家族・親族、地域、社会がうまく連携するような社会を構築するための公的な底支えがいま求められている。

注

- 1) ここでいう出生率は合計特殊出生率をさし、15歳から49歳の再生産年齢にあるとみなされる女性の年齢ごとの出生率(該当年齢の女子の総人口を分母にして、該当年齢にある女性が出産した子どもの数を分子として算出した割合)を合計した値である。
- 2) 総人口に占める老年人口の比率(=Pe/Pt; Pe=65歳以上人口, Pt=総人口)を、老年人口係数と呼ぶ。
- 3) さらに未婚、離婚が増える中、配偶者との死別のみが単身世帯への移行の契機となるわけではないが、単身世帯を形成する高齢者の配偶関係の多くが死別者である。
- 4) 本分析は、平成17年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「少子高齢社会における社会経済的格差に関する国際比較研究」の一環として実施された。
- 5) ジニ係数とは、累積所得と累積人員を1で基準化して描かれたローレンツ曲線と完全平等を

想定する対角線とのズレを示す面積の2倍の値である。ジニ係数がゼロに近ければ、所得分布は平等であり、逆にズレの面積が大きく1に近ければ所得分布は不平等であることを意味する。

$$\begin{aligned} Gini &= \left(\frac{2}{\mu n^2} \cdot \sum_k k W_k \right) - \frac{n+1}{n} \\ &= \frac{2 \operatorname{cov} \left(W_k, \frac{k}{n} \right)}{\mu} \\ &= \frac{2}{n} \frac{\sum_{k=1}^n (W_k - \mu) \cdot \left(\frac{k}{n} - \frac{1}{n^2} \sum_{k=1}^n k \right)}{\mu} \end{aligned}$$

W_k は世帯 k のひとりあたりの等価可処分所得で、 $W_k = D_k / S_k^\epsilon$ と表すことができる。 D_k は世帯 k の可処分所得をさし、 S_k は世帯 k の人員数である。 ϵ は等価弾性値とよばれ、本分析では.5とする。 n は世帯総数、 μ は全世界の平均可処分所得をさす。

- 6) 国際比較研究において、全世界の所得中央値の5割以下をもって“poverty rate”とすることが多く、直訳すると「貧困率」となる。しかし、わが国で「貧困」の取り扱いを実証データから算出された値を超えた概念が介在する。そこで本稿では、実証的な操作をもって低所得リスクを算出したことを強調するため、「貧困率」ではなく低所得率または低所得割合を用いる。
- 7) 本調査は、平成15年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「介護サービスと世帯・地域との関係に関する実証研究」の一環として実施された。
- 8) 本分析では、3つの自治体をあわせた結果を提示する。3自治体別の違いは基本的にあまり認められなかった。自治体の違いを考慮にいたした分析については、白波瀬(2005a)を参照のこと。
- 9) 前節までの議論が全国データ分析をもとにしているため、本節の特定自治体を対象にしたデータ分析の結果を直接リンクさせることはできない。しかしながら、高齢者の一人暮らし割合が高い都市部に住む要介護高齢者に着目することで、一人で暮らすことが人的ネットワークの程度や範囲とどう関係しているのかを明らかにすることをめざす。
- 10) 要介護にある高齢者に、介護に携るものすべてを挙げてもらった。回答の選択肢は、1.配偶者、2.子、3.子の配偶者、4.きょうだい、5.親、6.孫、7.その他の家族・親族、8.ホームヘルパー、9.家政婦、10.ボランティア、11.友人、12.近所の人、13.その他、である。本分析では介護に携るものの人数を従属変数として、介護に関わる人的資源量の大きさとした。ここでは、子が1人か2人かといった各選択肢内の人数は不明であるため、資源量を過小評価している点は留意されたい。

参考文献

- 岩田正美(2004)「デフレ不況下の「貧困の経験」
樋口美雄・太田 清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』、日本経済新聞社、pp.203-233。
大沢真理(1993)『企業中心社会を超えて』、時事通信社。
国立社会保障・人口問題研究所(2005)『人口統計資料集 2005』。
白波瀬佐和子(2002)「日本の所得格差と高齢者世帯—国際比較の観点から」『日本労働研究雑誌』No. 500, pp. 72-85。
———(2003)「福祉国家レジームと世帯内性別役割分業—ジェンダーからみた比較福祉国家試論—」『海外社会保障研究』第142号, pp. 65-77。
———(2005a)「都市部高齢者の生活圏と潜在的リスク対応力に関する実証研究」平成16年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「介護サービスと世帯・地域との関係に関する実証研究 総括報告書」。
———(2005b)「高齢社会にみる格差—高齢層における所得格差と支援ネットワークに着目して」『社会学評論』第56巻第1号, pp. 74-92。
———(2005c)「単身・一人親世帯で格差大」『日本経済新聞』(経済教室 9月15日)。
清家 篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』、日本経済新聞社。
日本自由民主党(1979)『日本型福祉社会』、日本自由民主党。
原田純孝(1988)『「日本型福祉社会」論の家族像』東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家下』、東京大学出版会。
松谷明彦(2004)『「人口減少経済」の新しい公式』、日本経済新聞社。
Esping-Andersen, Gøsta. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton: Princeton University Press.
Esping-Andersen, Gøsta. (1997) “Hybrid or Unique? The Japanese Welfare State between Europe and America.” *Journal of European Social Policy*, 9 (3) : 92-123.
Esping-Andersen, Gøsta. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press.
Smeeding, Timothy and Peter Saunders. (1998) “How Do the Elderly in Taiwan Fare Cross-Nationally? Evidence from the Luxembourg Income Study (LIS) Project” LIS Working Paper, No. 183.
(しらはせ・さわか 筑波大学助教授)

家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障

——児童手当・扶養控除の対象の考察——

尾 澤 恵

I はじめに

子どもを持つ家族への所得保障制度には、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当と、所得税法及び地方税法上の扶養控除などがある。このうち児童手当と税制上の扶養控除は、目的は異なるものの、「子育てに係る経済的な支援という機能面では、児童手当と同様の機能を有するものと考えることができる」〔児童手当制度研究会 2004, p. 49〕。税制調査会基礎問題小委員会では、子育て支援の観点から、所得税法上の扶養控除を税額控除にすべきか否か、児童手当との関係をどうすべきかなどが検討されている¹⁾。

本稿では、児童手当と税制上の控除の関係が検討課題とされる中で、子どもを持つ家族への所得保障制度のあり方をどのように考えていけばよいかという問題の一部として、児童手当と子どもに関する所得税法上の扶養控除の対象者の範囲を採り上げ、家族形態の変容という観点から、児童手当と扶養控除等の調整について考える。両制度は、子育てに係る経済的な支援という機能を有する点では同じであるが、後で述べるように、所得の違いによって効果が異なり、対象者の所得や支給要件に掲げられる者(以下、「支給要件者」とする。)の年齢によって対象者の範囲が異なるなどの差違が指摘されてきた。本稿では、最1小判平成3年10月17日〔訟月38巻5号911頁〕をもとに、これまで検討されてこなかった支給要件者の身分による対象者の範囲の違いについて検討する。ともに子育てに係る経済的な支援という機能

を有することから両制度の関係が検討されるのであれば、対象者の範囲の異同は確認しておく必要がある。また、立法時と現在とで家族形態が変容しているのであれば、検討に際してそれも考慮すべきではないかというのが、本稿の問題意識である。

本稿の構成は、次の通りである。IIでは、まず、現行の児童手当制度と子どもに関する扶養控除の概要を確認し、児童手当と扶養控除等の調整をめぐる状況を整理する。次に、IIIで児童手当制度と子どもに関する所得税法上の扶養控除の対象者の範囲の違いについて検討する。最後に、IVで家族形態の変容という観点から、児童手当と扶養控除等の調整の問題を考察する。

II 児童手当制度と扶養控除等の関係

1 児童手当制度と扶養控除の概要

(1) 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童手当法(昭和46年法律第73号)を根拠とし、①「日本国内に住所を有する」という住所要件(同法第4条1項)、②支給要件児童(3歳未満の児童。特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童。)を監護し、一定の生計関係(父母の場合は生計同一、父母以外の場合は生計維持。)を有するという養育要件(同法第4条1項)、③所得が一定額に満たないという所得要件(同法第5条1項)を満たす者に支給される²⁾。児童手当の額は、第1子及び第2子が月額5千円、第3子以降が月額1万円である。

児童手当制度の目的は、「児童を養育している

者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」である(同法第1条)。このうち「家庭における生活の安定」の部分は所得保障施策の一環としての役割を有し、「次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上」の部分は児童福祉施策の一環としての役割を有しているとされる³⁾。

わが国の児童手当制度の特徴としては、受給要件・給付が全国単一であること、費用負担に事業主からの拠出金制度があること、他の公的給付と併給されること、所得制限があること、支給対象を低年齢に限定していること、制度創設が諸外国に比べて遅かったことなどが指摘されている⁴⁾。

(2) 扶養控除の概要

扶養控除は、所得税法及び地方税法上の所得控除の一つで(所得税法第84条、地方税法第34条第1項第11号、同法第314条の2第1項第11号)、基礎控除、配偶者控除等とともに「人的控除」と呼ばれる。人的控除は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という考慮に基づくもの」であり、「憲法25条の生存権の保障の租税法における現れ」だとされる〔金子2005, p.194〕。

子どもに関する所得税法上の扶養控除は、居住者⁵⁾が、①所得税法第2条第1項第34号に規定される扶養親族を有する場合、扶養親族1人につき38万円、②同法第2条第1項第34の2号に規定される特定扶養親族を有する場合、特定扶養親族1人につき58万円を、当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するというものである(同法第84条第1項)。また、子どもに関する地方税法上の扶養控除は、個人の道府県民税と市町村民税⁶⁾の所得割の部分で行われており、所得割の納税義務者⁷⁾が、①地方税法第23条第1項第8号又は同法第292条第1項第8号に規定される扶養親族を有する場合、扶養親族1人につき33万円、②同法第34条第1項第11号又は同法第314条の2第1項第11号に規定される特定扶養親族を有する場合、特定

扶養親族1人につき43万円を、当該所得割の納税義務者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するというものである。このうち、現在児童手当との関係が問題になっているのは、所得税法上の扶養控除である⁸⁾。以下、本稿では、子どもに関する所得税法上の扶養控除を「扶養控除」と言うこととする。

2 児童手当と扶養控除等の調整をめぐる状況

(1) 児童手当と扶養控除等の問題点と制度比較

児童手当と扶養控除の関係については、両制度が子育てに係る経済的な支援という点で同様の機能を有することから、審議会の答申等においても児童手当制度発足前からたびたび言及が行われてきた⁹⁾。そこで指摘されてきた扶養控除の主な問題点は、低所得者には非課税になった段階でそれ以上の負担軽減効果が及ばなくなるということと、高所得者ほど負担軽減効果が大きいということである¹⁰⁾。他方、児童手当の問題点としては、支給対象児童の年齢が低年齢に限定されていることが挙げられる¹¹⁾。

現在、両者の関係は、税額控除との関係も含めて検討課題とされているので、ここでは税額控除の問題点等についても確認しておきたい。「表1」は、児童手当、扶養控除及び税額控除を、主な問題点も含め、比較したものである。税額控除の場合、税額 \geq 税額控除であれば、適用される税率の高低にかかわらず負担軽減度合いは常に等しくなる。税額控除の問題点としては、扶養控除よりも手続きが煩瑣になるということが挙げられる。扶養控除の場合、課税所得がゼロになればそれ以上の計算は不要であるが、税額控除の場合、「税率を適用して税額を算出し、それから税額控除をして初めて納付税額の有無が明らかになる」〔注解所得税法研究会2005, p.222〕。現在扶養控除等との関係で検討課題になっている税額控除は、非払戻(非還付)型の税額控除であるが¹²⁾、税額 $<$ 税額控除の場合に差額の全部又は一部を給付する払戻(還付)型の税額控除の場合には、手続きはさらに煩瑣になると思われる¹³⁾。

表1 児童手当、扶養控除及び税額控除の比較

	児童手当(現行)	扶養控除(現行)	税額控除(注1)
目的	所得保障, 児童福祉	担税力への配慮	子育て世帯への財政支援(注2)
概要	一定額の金銭を給付する制度。	課税標準(所得税の場合は所得金額)から一定額を控除する制度。	課税標準に税率を適用した後の税額から一定額を控除する制度。
所得による違い	所得制限があり, 高所得者は対象にならない(扶養親族等及び児童の数が3人の所得制限限度額は, 所得額415万円(特例給付の場合, 574万円)。所得額に給与所得控除額相当分を加算した収入額では, 前者が596.3万円, 後者が780.0万円)。	・課税標準<課税最低限(所得のうちそこまでは課税されない金額。夫婦と子2人の給与所得者の場合, 325万円。)>の場合, 負担の軽減効果は課税されないという限度でしか及ばない。 ・段階税率(10%, 20%, 30%, 37%の4段階)をとっているため, 高所得者ほど負担の軽減度合が大きくなる(注3)。	<非払戻(非還付)型の税額控除の場合> ・税額 \geq 税額控除の場合には, 負担の軽減度合は常に等しい。 ・税額<税額控除では, 負担の軽減効果は課税されないという限度でしか及ばない。 <払戻(還付)型の税額控除の場合> ・負担の軽減度合は原則として常に等しい(税額<税額控除の場合, 払戻し方式によっては差異が生じることもある)。
負担軽減額	・第1子・第2子=6万円/年 ・第3子=12万円/年	子ども一人につき38万円/年(16歳以上23歳未満の場合, 58万円/年)	—
支給要件者(児童等)の年齢	3歳未満(児童手当に相当する特例給付は, 小学校第3学年修了まで)。	制限なし(特定扶養親族は, 16歳以上23歳未満)。	—
税率変更の影響	影響なし(児童手当法第16条により非課税)。	税率の引き下げが行われると, 負担の軽減効果は小さくなる。	影響なし。
財源	被用者に対する児童手当の支給に要する費用の7/10は事業主拠出金。	一般財源	—
認定権者/確定権者	市町村長	税務署長	税務署長
受給者数/控除適用者数	5,958,399人(注4)	2,092,886人(ただし, 全扶養控除)(注5)	—
支給対象児童数/一般・特定扶養親族数	6,929,237人(注4)	(一般)2,017,403人 (特定)921,905人(注5)	—
支給額/控除額	約4353億4471万円(注4)	約1兆7815億8900万円(ただし, 全扶養控除)(注5)	—

出所) 筆者作成(平成17年8月現在)。

注) 1) 税額控除には非払戻(非還付)型の税額控除と払戻(還付)型の税額控除があるが, 差異が生じる「所得による違い」の部分でのみ両者を書き分けた。

2) 税制調査会第37回基礎問題小委員会「資料」p.4.では, 所得控除の考え方は「扶養者の担税力の減殺に配慮」, 税額控除及び手当の考え方は「子育て世帯への財政支援」だとされている。

3) 高所得者ほど恩恵が大きいという問題に対しては, 所得階層が高くなるに従って所得控除額を漸減する「逓減的所得控除」(vanishing exemption)で対処するという方法もある(注解所得税法研究会2005, p.223.)。

4) 出典: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『平成15年度 児童手当事業年報』p.13.

5) 出典: 国税庁「統計表第3表 所得控除表」『平成15年度 直接税(申告所得税標準調査結果)』
<<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/h15/hyouhon.htm>> (Last access 2005.8.31.)

(2) 先行研究

類似の機能や目的を持つ制度の類似点に着目し, それらと一緒に考える視点の重要性は, ティトマ

スによって指摘され〔ティトマス1967, pp.25-47.〕, 日本では, 福祉施策のハーモニゼーション問題として都村らによって論じられてきた¹⁴⁾。そ

ここでは、児童手当と扶養控除の調整の必要性が説かれて¹⁵⁾。

両制度の調整に加えて、税額控除にも言及した先行研究は少ない¹⁶⁾。このうち、税額控除について最も踏み込んだ言及をしているのは、都村1985である。都村1985は、福祉政策の調整の方法として、①社会保障給付を所得税と合併する方法(負の所得税)、②所得控除を税額控除に置き換える方法、③社会保障給付と所得税の機能を分離し、税制上の福祉的給付を社会保障給付に一元化する方法(例えば、扶養控除を廃止して児童手当に統合すること)の3つを挙げ、①は「多くの点で事態を一層悪化させることがしばしば指摘されて」おり、②は、「低所得グループにとっては、負の所得税の制度を税額控除と連動させない限り、potential benefitは失われることになる」ので¹⁷⁾、③が適切であるとしている。

3 児童手当と扶養控除等の調整状況のまとめ

児童手当と他の制度の調整については、児童扶養手当の児童手当への統合を論じるものもあり〔福田1999, pp. 23-75.〕、税制上の控除との関係だけでなく、子どもを持つ家族への所得保障制度のあり方をどのように考えていけばよいかという観点から考えていくべき問題であると思う。児童手当と扶養控除等の調整の問題はこのうちの一部であるが、現行の扶養控除のあり方の問題点の一つとして、低所得者には非課税になった段階でそれ以上の負担軽減効果が及ばなくなり、高所得者ほど負担軽減効果が大きいことが挙げられる。この問題点に対処する方法としては、①逡減的所得控除に改正する方法、②非払戻型税額控除に改正する方法、③払戻型税額控除に改正する方法、④児童手当に一元化する方法の4つが考えられる¹⁸⁾。ここでは、児童手当と扶養控除等の調整をめぐる状況を整理するとどめ、次節以降、児童手当制度と扶養控除の対象者の範囲の違いという観点から、児童手当と扶養控除等の調整の問題を考えてみたい。

III 児童手当と扶養控除の対象者の範囲の違い

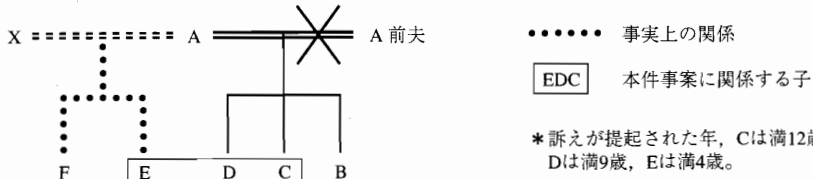
社会保障制度に属する児童手当と税制上の扶養控除とでは、対象者の範囲に違いがある。これまで指摘されてきた両制度の対象者の範囲の違いは、対象者の所得による違いと支給要件者の年齢による違いである。すなわち、児童手当は所得制限があり、高所得者は対象とならないが、扶養控除は課税標準<課税最低限の場合、負担軽減効果は課税されないという限度でしか及ばず、高所得者ほど負担の軽減度合いが大きくなる。また、児童手当は、支給要件者の年齢が3歳未満(児童手当に相当する特例給付は小学校第3学年修了まで。)に限定されている。しかし、両制度は、支給要件者の身分によっても範囲に違いが生じる。以下、この点について検討する。

1 扶養控除において対象となる児童の範囲～最1小判平成3年10月17日

最1小判平成3年10月17日は、事実上の父であるX(原告、控訴人、上告人)が、Xの事実上の配偶者である訴外Aの連れ子で同一生計内の訴外C及びDと、Aとの間の未認知の子で同じく同一生計内の訴外Eを扶養親族とする確定申告を行ったが、認められず、更正処分が行われたため、その取消し等を求めて訴えを提起した事案(以下、「本件事案」とする。)の上告審判決である。同判決では、扶養控除において対象となる児童の範囲が問題になり、最高裁判所では初めて、扶養控除の対象となる親族は民法上の親族に限られ、事実上の子は扶養控除の対象とならないと判示された¹⁹⁾。「表2」は、本件事案の身分関係をまとめたものである。

同判決では、第1に、事実上の子(Aの連れ子及びAとの間の未認知の子)が所得税法第2条第1項第34号の「親族(その居住者の配偶者を除く。)」に該当するか、第2に、事実上の子が扶養控除の対象となる親族に該当しないとされた場合(第1審判決²⁰⁾及び控訴審判決²¹⁾の立場)、所得税法第84条及び同法第2条第1項第34号は、

表2 本件事案の身分関係



XとAの関係	XとC・D・Eの関係	Cの身分/氏/親権者/入籍戸籍の筆頭者 [父母等との続柄の記載]	Dの身分/氏/親権者/入籍戸籍の筆頭者 [父母等との続柄の記載]	Eの身分/氏/親権者/入籍戸籍の筆頭者 [父母等との続柄の記載]
事実婚	(a) 養子縁組や認知をせず(現状)。 (b) 養子縁組や認知をする。	A及びAの前夫の嫡出子/A姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A又はAの前夫 [長男(長女)等]	A及びAの前夫の嫡出子/A姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A又はAの前夫 [長男(長女)等]	非嫡出子(未認知)/A姓/親権者A/A [男(女)又は長男(長女)等] (注2)
婚姻(A姓)	(c) 養子縁組や認知をせず。 (d) 養子縁組や認知をする。	A及びAの前夫の嫡出子/A姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A又はAの前夫 [長男(長女)等]	A及びAの前夫の嫡出子/A姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A又はAの前夫 [長男(長女)等]	非嫡出子(未認知)/A姓/親権者A/A [男(女)又は長男(長女)等] (注2)
婚姻(X姓)	(e) 養子縁組や認知をせず。 (f) 養子縁組や認知をする。	A及びAの前夫の嫡出子/A姓又はX姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A姓を名乗る場合A又はAの前夫 [長男(長女)等], X姓を名乗る場合X [長男(長女)等]	A及びAの前夫の嫡出子/A姓又はX姓/親権者A又はAの前夫(注1)/A姓を名乗る場合A又はAの前夫 [長男(長女)等], X姓を名乗る場合X [長男(長女)等]	非嫡出子(未認知)/A姓又はX姓/親権者A/A姓を名乗る場合A [男(女)又は長男(長女)等] (注2), X姓を名乗る場合X [男(女)又は長男(長女)等] (注2)

出所) 筆者作成 (* Xが扶養控除を受けられる場合をマーカー□で示した)。

- 注) 1) 子の身上監護を行う監護者と親権者は、同一であるとは限らない(民法第766条, 同法第771条, 同法第819条第1項及び第2項)。
 2) Eは平成16年11月より前に出生した非嫡出子であるため、「男(女)」と記載されていた可能性もあるが、希望すれば「長男(長女)」等と記載ができる。
 3) Xと養子縁組すればXの嫡出子の身分を取得するが(民法第809条), 特別養子縁組(民法第817条の2)でない限り, 実の血族との親族関係は終了しない。
 4) EはAの嫡出子ではないので, XがAと婚姻して未成年者である子を養子にする場合, 配偶者であるAとともに養子縁組しなければならない。それにより, EはX及びAの嫡出子の身分を取得する。

憲法第13条、同法第14条第1項、同法第24条、同法第25条等に反するかが争点になった²²⁾。

第1の争点について、同判決は、所得税法第2条第1項第34号に規定される「親族は、民法上の親族をいうものと解すべきであり」、事実上の子は所得税法第2条第1項第34号の「親族(その居住者の配偶者を除く。)」には該当せず、よって「同法84条に規定する扶養控除の対象となる親族には該当しない」とした²³⁾。租税法律主義の原則から、課税要件は明確に法律で定められなければならないし、租税法が「私法上におけると同じ概念を用いている場合には、別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らか場合は別として、それを私法上におけると同じ意義に解するのが、法的安定性の見地からは好ましい」〔金子2005, p.122.〕。所得税法が、明文の規定によらず、独自の解釈によって「親族」に事実上の子を含めることはできないと思われる。

それでは、所得税法第84条及び同法第2条第1項第34号は、憲法第14条第1項等に反するであろうか。同判決はこれを否定したが、その理由として最大判昭和60年3月27日(サラリーマン税金訴訟事件)〔民集39巻2号247頁〕の趣旨を、その他の主張が違憲の問題を生じさせない理由として、最大判昭和30年3月23日(固定資産税賦課取消請求事件)〔民集9巻3号336頁〕と最大判昭和57年7月7日(堀木訴訟上告審判決)〔民集36巻7号1235頁〕の趣旨を挙げ、立法府の広範な裁量の問題として、扶養控除において事実上の子と法律上の子を区別することが著しく不合理ではない理由については踏み込んで述べなかった。

扶養控除における事実上の子と法律上の子の区別については、立法的な解決を示唆した裁判例もあり²⁴⁾、本件控訴審判決も、「法律上の子となるか事実上の子となるかは、親の意思に基づくもので、子の意思とは全くかわりがない場合が多いのであり、(中略)両者に対する取扱の差異が生ずるのは親の責めに帰すべきであるから、子に対してはこれをすべて撤廃すべきであるとの主張は、立法論としては格別、(中略)現行法の解釈

としてはにわかには採用することができない。」と述べている。そのような区別が著しく不合理ではないとしても、合理的ではないということになれば、所得税法を改正して事実上の子に扶養控除を適用する規定を置くということも考えられる。そこで、扶養控除における事実上の子と法律上の子の区別が著しく不合理ではない理由についてももう少し具体的に述べた本件第1審判決を手がかりにして、その区別の合理性について検討したい。

2 扶養控除における事実上の子と法律上の子の区別の合理性

本件第1審判決は、所得税法が扶養控除の対象となる親族に事実上の子を含まないことが著しく不合理であるとまではいえない理由として、①民法が「法律上の子を事実上の子と区別する態度を維持していること」、②「事実上の子を法律上の子とすることについて、民法上、子の認知及び養子縁組の届出といった手続が認められ、その手続をするにつきさほどの困難性は認められないこと」、③「身分法の分野における解釈においても、事実上の子を法律上の子に準じて取り扱うものはしつつ、なお、両者の間に有意な差異の存在が肯認されていること」の3つを挙げた。これらは、扶養控除における事実上の子と法律上の子の区別を合理化し得るだろうか。

(1) 法文規定の変遷

本件第1審判決が述べるとおり、「民法は、親族、実子及び養子について、それに関する規定を置き、法律上の子を事実上の子と区別する態度を維持している」。それでは、民法、所得税法及び児童手当法において、本件事案で問題になった規定にこれまで変化はあっただろうか。以下、それについて見てみる。

① 民法

民法第725条は、親族の範囲を、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族と規定する。本件事案において、事実上の父であるXとAの連れ子は養子縁組をしておらず、Aとの間の子も未認知であるので、Xと事実上の子の間には血族関係は生じない。また、XとAは婚姻して

いないので、Xと事実上の子の間には姻族関係も生じない。Xと事実上の子は民法上は親族とは言えないということになる。AとC、D及びEは、1親等の血族であり、民法上の親族である²⁵⁾。民法における親族の範囲は、明治民法成立時から変わっていない。

② 所得税法

所得税法上初めての扶養控除の規定は、所得税法(大正9年法律第11号)第16条である。一定所得以下の場合で、「同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者」がいる場合に、所得を有する者の申請により扶養控除が認められた。同法では、「家族」の範囲については特に述べられていない。

この所得税法は、所得税法(昭和15年法律第24号)で全部改正され、扶養控除は税額控除に改められた。同法第24条は、「甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス」と規定し、同法第25条では、「不動産所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得稅」について同様に規定している。「扶養家族」の範囲については、同法第26条で、「本法ニ於テ扶養家族トハ當該所得ヲ有スル者ノ同居ノ妻竝ニ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未満若ハ六十歳以上又ハ不具癱疾ノ者ヲ謂フ」とされている。

この所得税法は、さらに所得税法(昭和22年法律第27号)で全部改正された。同法第14条は、「第一條第一項の規定に該当する個人については、扶養親族一人につき二百四十円を、前條の規定を適用して計算した所得稅額から控除する。」と規定する。ここに言う「扶養親族」は、同法第8条第3項で、「この法律において扶養親族とは、納稅義務者の同居親族のうち配偶者及び年齢十九歳未満若しくは六十一歳以上又は不具癱疾の者(命令で定める者を除く。)をいう。」とされ、さらに同法第8条第1項で、「この法律において同居親族とは、配偶者及び三親等内の親族で生計を一に

するものをいう。」と規定されている。

この所得税法は、昭和25年のシャープ税制において扶養控除が税額控除から所得控除に改正された後、現在の所得税法(昭和40年法律第33号)に全部改正される。現行の方が扶養親族に里親に委託された児童等も含めるなど、扶養親族を広く規定してはいるが、事実上の子との関係で問題になる部分については、所得税法(昭和40年法律第33号)制定時から規定のしかたは変わっていない。本件事案において、AとC、D及びEは民法上の親族であるので、Aは扶養控除を受けることができる。しかし、Aの所得は低いため、Aが扶養控除を受ける場合にはその効果は限定的なものになる〔森1992, p. 87.〕²⁶⁾。

③ 児童手当法

現在の児童手当法(昭和46年法律第73号)は、制定時から、「この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。」とし(制定時第3条第3項。現第3条第2項。)、他の要件をみたせば、事実上の父が児童手当を受給することを認めていた²⁷⁾。本件事案においては、XとAがともに児童手当を受給することはできないが(児童手当法第4条第2項)、他の要件をみたせば、Xが児童手当を受給することは可能である。

民法は、一貫して事実上の子を法律上の子と区別してきたが、児童手当法は、当初から事実上の親子関係を念頭に置いている。所得税法は、大正9年法律第11号及び昭和15年法律第24号では同居の家族という緩やかな概念を用いていたが、昭和22年法律第27号以降、より厳格な親族という文言を用いている。

(2) 原告の状況～事実上の子を法律上の子にしなかった経緯

子どもがXの民法上の親族であれば、Xが扶養控除を受けられないという問題は生じなかった。XがAと婚姻すれば、事実上の子はXの1親等の姻族になる。また、XがC及びDと養子縁組し、Eを認知するかEと養子縁組すれば、子どもは皆、1親等の血族になる。XがAと婚姻す

るか、Xが事実上の子を養子としたり認知したりすれば、子どもはXの民法上の親族となり、Xは扶養控除を受けることができる。本件第1審判決は、事実上の子を法律上の子とする手続きにさほどの困難は認められないと述べている。それではなぜ、Xはそのような手続きをとらなかつたのであろうか。XとAは、ともに離婚経験がある事実婚カップルで、事実上の子どもは皆、Aの氏を名乗っている。Aの氏はAの前夫の氏であるが、Aは子どもの氏の変更に配慮して離婚による復氏を行わなかったとされる〔森1992, p. 75, p. 81.〕。

まず、XとAが事実婚のまま、XがC及びDと養子縁組し、Eを認知するかEと養子縁組する場合を考えてみる(「表2」(b)の場合)。C、D及びEは本件の訴えを提起した時点で未成年であったので、Aの同意と家庭裁判所の許可があればXはC、D及びEと養子縁組をすることができる²⁹⁾。その場合、C、D及びEの氏は養親となったXの氏に変更され(民法第810条)、親権もXが行うことになる(民法第818条第2項)。戸籍もAの戸籍からXの戸籍に移ることになり(戸籍法第18条第3項)、戸籍の父母等との続柄に「養子(養女)」という記載が加わる。EはXの実子なので、XはEを認知することもできる。XがEを認知しても、氏等には必ずしも影響しない。

この方法をとる場合、CとDについては氏、親権、戸籍に必ず変更が生じる。氏等の変更の問題もあるが、実親であるAが養育できるにもかかわらず親権がAからXに移ってしまうのは、CやDにとって良い方法だとは思えない。XがEを認知した場合には、氏等は従前のままとなるのが原則である²⁹⁾。XがC及びDと養子縁組し、Eを認知し、Eの氏等を原則どおり従前のままとした場合、Eと兄弟であるC及びDとでは氏と親権が異なることになる。この方法は、子どもの氏の変更や子どもの福祉の点で問題があり、「子どもたち5人³⁰⁾を分け隔てなく、できるかぎり平等に育てたい」〔森1992, p. 80.〕と考え、子の氏の変更に配慮するXとしても採りがたいと

思われる。

また、XがAと婚姻し、Aの氏を称することにした場合(「表2」(c)・(d)の場合)、子どもの氏は変更せずにすむが、XがAの前夫の氏を称することになる。この点についてはX自身、「大きな疑問が残る。」と述べている〔森1992, p. 81.〕。

XがAと婚姻してXの氏を称することにし、子どもと養子縁組や認知をしなかった場合(「表2」(e)の場合)、子どもの氏の変更を避け、Aの氏を称することになると(Xが子どもと養子縁組や認知を行うまで、子どもは原則としてAの氏のまま)、親子で氏が異なることになる。

XがAと婚姻してXの氏を称することにし、C、D及びEと養子縁組した場合(「表2」(f)の一類型)、親権はXとAとで行えるようになるが、子どもは氏を変える必要がある。XがAと婚姻してXの氏を称することにし、C、Dと養子縁組し、Eを認知した場合(「表2」(f)の別類型)、実子であるにもかかわらずX及びAがEをとともに養子にしなければならない事態は回避できるが、氏を変える必要がある点に変わりはない。

子どもの身分や氏等の変動について考えていくと、事実上の子を法律上の子とする手続きに「さほどの困難性は認められない」と簡単に言い切れないうい面もある。

(3) 事実上の子や親子関係への法的権利関係の拡大の状況

本件第1審判決は、事実上の子と法律上の子の取扱いにはなお有意な差異があるとし、民法第732条ないし第736条の婚姻障害の規定が事実上の婚姻に適用されないことと、事実上の婚姻又は事実上の子に相続権がないことを挙げた。それでは、事実上の子や親子関係への法的権利関係の拡大の状況は、どのようになっているであろうか。

平成17年8月現在、直接事実上の子に言及した規定を置いている法令は少なくとも18あるが、そのほとんどは給付金等の失権等についての規定である³¹⁾。しかし、事実上の子を法的に保護する方向で働く規定もいくつかあり、「被扶養者」の

定義に事実上の子を含める法令が6法令³²⁾、介護休暇の付与要件となる者に事実上の子を含める法令が1法令³³⁾ある。事実上の子を給付の対象者として直接規定する現行法令は少ない。これに対して、「事実上婚姻」という文言のある法令は99ある。この中には事実上の親子関係を法的に保護する方向で働く規定もあり、児童手当法もこのうちの一つである。同法は、母が児童を懐胎した当時の事実上の配偶者を「父」に含めることによって(同法第3条第2項)、事実上の父が児童手当を受給することも認めている。児童手当法よりも前に制定された児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)も、母が児童を懐胎した当時の事実上の配偶者を「父」に含めるが(同法第3条第3項)、これは、事実上の親子関係がある場合を支給対象から除外する方向で機能している³⁴⁾。事実上の配偶者への法的権利関係は相当程度拡大されてきているが〔青山・有地編1989, pp. 255-276.〕、事実上の子や親子関係への法的権利関係の拡大は、まだ限定的だと言える。

3 考 察

民法は、当初から事実上の子を法律上の子と区別しており、所得税法も、昭和22年法律第27号以降、家族という緩やかな概念ではなく、より厳格な親族という文言を用いている。また、事実上の子や親子関係への法的権利関係の拡大は、まだ限定的である。親子関係が「婚姻した夫婦と婚姻した夫婦から生まれた子」という枠組みから外れた場合、子どもの身分や氏等は親の選択に大きく影響され、複雑化する。本件事案においてX及びAが「表2」の(a)の方法を選択していることは必ずしも最良とは言えないかもしれないが、その背景には子どもの身分や氏、戸籍の記載等の変動の問題があると思われる、手続に「さほどの困難性は認められない」と簡単には言い切れない面もある。

所得税法が扶養控除の対象となる親族に事実上の子を含めないことは、たしかに、著しく不合理であるとまでは言えないように見える。しかし、これまでの経緯ということ以上に、所得税法が扶

養控除の対象となる親族に事実上の子を含めない状態を維持しなければならない積極的な理由は、これまで見てきた範囲では見あたらない。現在及びこれまでの規定のしかたでは対応できないケースに所得税法が対応していくべきか否かを決めるには、扶養控除の目的と実現可能性も考慮する必要がある。

法律上の子であっても事実上の子であっても、実際に扶養しているのであれば「担税力への配慮」の必要性には変わりはない。「担税力への配慮」という扶養控除の目的からすれば、事実上の子への適用を認める方がむしろ素直である。

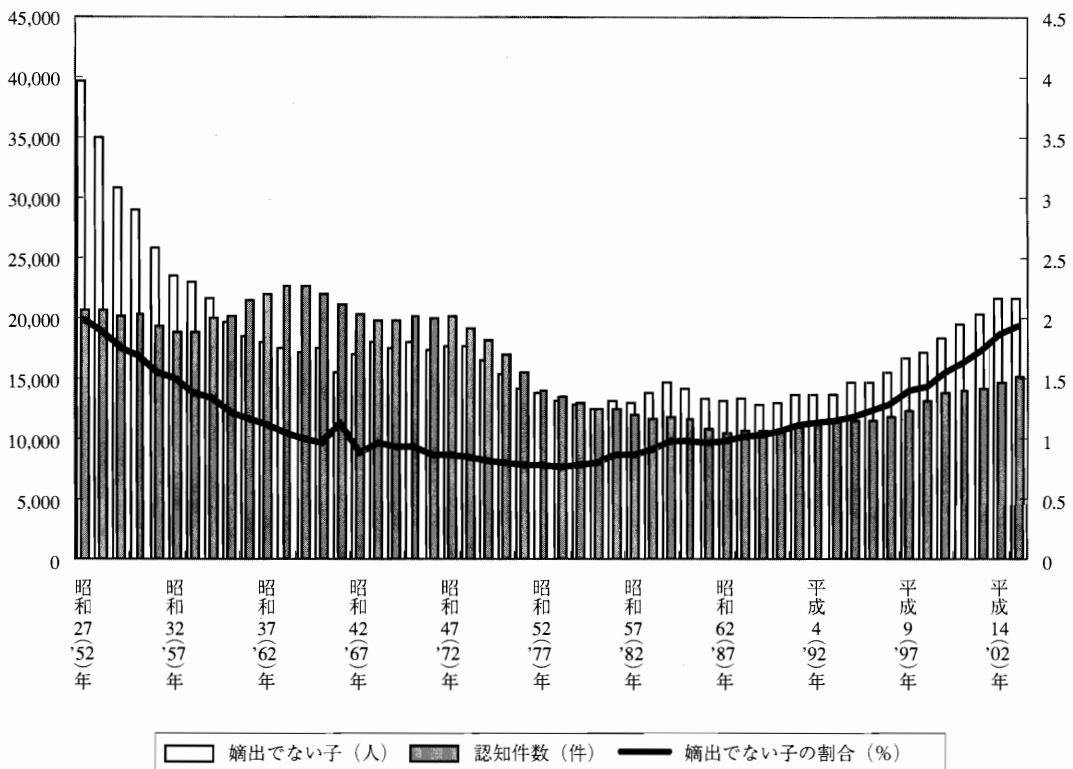
実現可能性については、手続き上の問題を考慮する必要がある。本件控訴審判決において、被控訴人は、扶養控除において事実上の子と法律上の子を区別することの合理性の根拠として、「扶養控除の対象となる親族に事実上の親族も含まれるとした場合には、その認定に非常な困難を伴い、大量かつ回帰的に行われる租税の徴収に支障をきたすので、これを戸籍の記載等の明確な徴憑を有する法律上の親族に限定して、确实かつ的確な租税の徴収を図ることにした」と述べている。税務手続き上の問題に関しては、さほど困難ではないと述べた裁判例もあるが³⁵⁾、事実上の婚姻関係の真偽や事実上の親子関係の真偽は「認定判断が非常に難しく、大量・反復・継続的に行われる税務審査にはなじまない。そればかりか、プライバシーに直結する法律関係の審査を税務職員に委ねること自体、問題である」という指摘もある〔岩崎1993, p. 153.〕。児童手当法が制定時からなぜ事実上の父に受給を認めたのかは明らかではないが、児童手当の認定及び支給の事務を市町村長が処理することとした理由については、「受給資格者の便宜を図ること、地域における児童福祉施策の一環としての効果が発揮できること、さらには受給資格者の家族構成、所得等の状況を現行公簿により市町村長が確認できるので事務処理の的確、簡素化が図られること等を考慮したものである。」と説明されている〔児童手当制度研究会2004, p. 84.〕。また、市町村長は、受給資格者に対して受給資格の有無等について調査権を行使すること

ができ(児童手当法第27条第1項),受給資格者の資産又は収入の状況について郵便局その他の官公署に対し資料の提供等を求めることができる(同法第28条)。他方,税務署の職員等も,納税義務者等の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査をすることはできるし(所得税法第234条第1項),官公署又は政府関係機関に所得税に関する調査に関し参考となるべき資料等の提供等を求めることはできる(同法第235条第2項)。所得税法第235条第2項に基づき市町村に家族構成等の資料の提供等を求めれば,税務署の職員が事実

上の婚姻関係の真偽や事実上の親子関係の真偽の認定に必要な資料を入手することは可能である。ただ,「大量・反復・継続的に行われる税務審査」になじむか否か,「プライバシーに直結する法律関係の審査を税務職員に委ねること」が適切か否かという問題は残る。

IV 家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障のあり方

先に述べたとおり,児童手当と扶養控除の関係



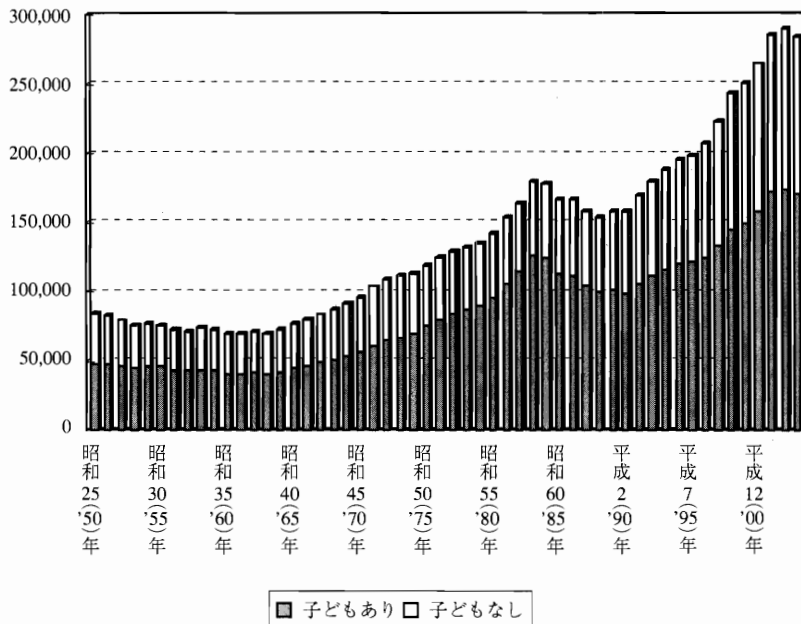
出典) 嫡出でない子の出生数・割合については,厚生労働省大臣官房統計情報部『平成15年人口動態統計 上巻』p.119,厚生省大臣官房統計情報部『平成元年人口動態統計 上巻』p.109,同『昭和58年』p.83,同『昭和51年』p.67,国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2005』p.67,認知件数については,法務省『第117民事・訟務・人口統計年報II 平成15年』戸籍関係—pp.2-3,同『第107 平成5年』戸籍関係—pp.2-3,同『第97 昭和58年』戸籍関係—pp.2-3,同『第87 昭和48年』pp.110-101,同『第86 昭和47年』pp.100-101,法務省『法務年鑑』昭和27年~昭和37年各年版(『昭和27年』p.225,『昭和28年』p.103,『昭和29年』p.104,『昭和30年』p.108,『昭和31年』p.120,『昭和32年』p.131,『昭和33年』p.109,『昭和34年』p.294,『昭和35年』p.289,『昭和36年』p.277,『昭和37年』p.274。)より筆者作成(認知件数は,本籍人居出及び非本籍人居出に関するもの)。

図1 嫡出でない子の出生数・割合と認知件数

は、目的は異なるものの子育てに係る経済的な支援という点で同様の機能を有することから、児童手当法発足前からたびたび言及が行われてきた。諸外国においても、児童手当と扶養控除の調整は行われている³⁶⁾。わが国の児童手当制度は、支給要件者の年齢が低年齢に限定されており、費用負担に事業主からの拠出金制度があり、所得制限があるなどの扶養控除との違いがある。他方、扶養控除には、課税最低限についてどう考えるかという問題がある³⁷⁾。また、扶養控除は児童福祉を目的としているわけではなく、児童への影響は間接的なものであるが、児童手当は、児童を直接給付の対象者にしているわけではないものの、所得保障と児童福祉を目的としている。このような差異を考えると、わが国においては、児童手当と扶養控除の調整は必ずしも行わなくても良いという考え方もできよう。しかし、両制度はこれまでも児童一般についての経済的な支援という機能を有していたし、今後児童手当の支給要件者の年齢が拡

大され、税制が必要経費的なものへの配慮以上に踏み込んで子育て世帯への財政支援を行なっていくということになれば、児童手当と税制上の控除はこれまで以上に重なり合うことになる。今後も両者を並存させていくにせよ、子どもを持つ家族への所得保障のあり方をどのようにすればよいかという観点から両制度の位置づけを考えておくことは必要である。

本稿は、両制度の調整を行うべきかという点について検討したものではないが、これまでの児童手当と扶養控除等の調整の議論で出てきた問題点を踏まえると、所得による公平という観点からは、①児童手当、払戻型の税額控除、②非払戻型の税額控除、③扶養控除の順になると思われる。また、本稿で検討してきた支給要件者の身分による対象者の範囲の違いという点では、扶養控除よりも児童手当の方が児童にとっては公平である。支給要件者の身分による対象者の範囲の違いの問題は、税法上も解決できないことはないと思われるが、



出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部『平成15年人口動態統計 上巻』p. 458, 厚生省大臣官房統計情報部『離婚に関する統計 人口動態統計特殊報告』(2003年) p. 64. より筆者作成。

図2 離婚件数(親権を行わなければならない子の有無別)

その場合には、家族構成等に関する情報をどこが扱うのが適切かという点も考慮する必要がある。

本稿で採り上げたような事例は多くはないと思われるが、両制度の関係を考える際には、児童の身分による対象者の範囲の違いも考慮する必要がある。大村 2004 は、「家族の限界」という節の中で、本件事案とはやや異なるが、連れ子のいる再婚型の家族に言及している。そこでは、再婚家庭における継親子関係は、現行民法上は、事実上の継親子として「法的な保護の埒外にとどまるか、養子縁組を結んで実親子に準ずる関係をつくり出す」しかないが、「実際には、両者の中間的な解決、すなわち、実子とは違うが単なる他人でもないという関係の構築が望まれていることが多いのではないか。」と述べられている〔大村 2004, p. 277〕。本件の場合、X と A が婚姻していれば、X と事実上の子の間には姻族関係が生じ、民法上の親族となるので、必ずしも養子縁組を行わなくても X が事実上の子について扶養控除を受けることは可能であった。しかし、本件事案の背景には、子どもの身分や氏、戸籍の記載等の変動の問題があると思われる。親子関係が「婚姻した夫婦と婚姻した夫婦から生まれた子」という枠組みから外れた場合、子どもの身分や氏等は親の選択に大きく影響され、複雑化する。子どもを持つ家族への所得保障という観点から両制度を考えた場合、そこに言う子どもは、民法上の親族に限定されるべきだろうか。

近年、嫡出でない子の出生数と全出生数に占める嫡出でない子の割合は増加傾向にあり、2003 年現在、21,634 人 (1.93%) である (図 1 参照)。嫡出でない子の出生数の増加に比べると、認知件数の増加は緩やかである。また、子どもがいて離婚する件数も増えている (図 2 参照)。子どもの年齢によっても違いがあると思うが、子どもは、親の離婚を止める要因には必ずしもなくなってきた。今後、子どもがいて再婚する家族は以前よりも増えるかもしれない。子どもが置かれている状況は、不安定になりつつある。家族形態がこれまでよりも多様化しつつある中で子どもをどのように保護していくかは、本稿で採り上げた

児童手当法と所得税法に止まる問題ではない。しかし、子どもを持つ家族への所得保障のあり方についても、家族形態の変容について考慮していく必要はあろう。子どもが自分の置かれる状況を選べない以上、経済的な支援が届く先にいる児童が、所得や身分によって不利にならないような制度にしていく必要があると考える。

注

- 1) 税制調査会第 37 回基礎問題小委員会議事録 (平成 17 年 5 月 27 日) 等。
- 2) 制定時には「日本国民である」という国籍要件も規定されていたが、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」(昭和 56 年法律第 86 号)により削除された。なお、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成 12 年法律第 84 号)及び同 (平成 16 年法律第 108 号)により、3 歳以上小学校第 3 学年修了前の児童に関して同様の支給要件を満たす者には、児童手当に相当する特例給付が支給されている (同法附則第 7 条)。
- 3) 児童手当制度研究会 2004, p. 46. なお、島崎 2005, pp. 86-88. は、後者をさらに「児童の福祉の観点」と「次世代労働力としての児童の観点」の 2 つに分けて分析している。児童手当制度は、人口政策、賃金政策、雇用政策等を目的とするものではなく、それらは「副次的な効果」と考えられる点に留意する必要がある (児童手当制度研究会 2004, pp. 45-48.)。
- 4) 西村 2003, pp. 427-428, 都村 2002, p. 21, 副田 1986, pp. 28-30.
- 5) 「国内に住所を有」するか「現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する」個人 (所得税法第 2 条第 1 項第 3 号)。
- 6) 地方税法第 1 条第 2 項により、都及び特別区に準用。
- 7) 当該道府県又は市町村内に住所を有する個人 (地方税法第 24 条第 1 項第 1 号, 同法第 294 条第 1 項第 1 号)。
- 8) 「個人所得課税は、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえて所得控除によって対処してきた。政策的に子育てを支援するとの見地からは、税制において、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる。この問題については、今後、少子化対策全体の議論の中で、他の政策手段との関係、諸外国の事例を踏まえ、引き続き検討を深めていく必要がある。」(税制調査会基礎問題小委員会 2005, p. 9.)
- 9) 「児童手当制度について (中央児童福祉審議会児童手当部会中間報告)」(昭和 39 年 10 月 5 日),

- 「児童手当制度に関する報告(児童手当懇談会報告)」(昭和43年12月20日)、「児童手当制度の基本的あり方について(中央児童福祉審議会意見具申)」(昭和55年9月10日)など。
- 10) 所得税は、10%、20%、30%、37%の4段階の段階税率がとられているため(所得税法第89条、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)第4条)、高所得者ほど負担の軽減度合いが大きくなる。子ども1人につき38万円の扶養控除の税額負担軽減効果は、10%の税率が適用される場合3万8千円、20%の税率が適用される場合7万6千円、30%の税率が適用される場合11万4千円、37%の税率が適用される場合14万6百円になる。
- 11) 西村2003, p. 428. は、この点を指摘しつつも、「児童手当の財源につき新たな原資を見つけることが難しい以上、手当の対象となる児童の年齢を一定の範囲に限定することもやむを得ない措置であるといわざるを得ない。」と述べている。
- 12) 「税制調査会などで前から考えているのは、税額の範囲内で還付を認めるという税額控除の発想ですから、先ほどのお話のように、非納税者の人に及ばない」(税制調査会第37回基礎問題小委員会前掲議事録)。
- 13) 払戻型の税額控除をとる場合には、どのような方式で払戻しを行うかなどについても考える必要がある。本稿執筆時、税額控除の払戻しの方式について詳述した資料を見つけることはできなかったが、払戻型の税額控除に似た概念の「負の所得税」については、2つの代表的な考え方がありとされる(金子1980『4』, pp. 258-259, 岩崎・平野・川端2001, pp. 725-726. 参照)。一つはロールフの割戻し所得税と言われるもので、租税額(=所得×税率)が割戻し額に満たないときはその差額分の給付を国庫から受けるという考え方である。もう一つは、フリードマンが提唱した貧困ギャップ補てん方式と言われるもので、所得ゼロの場合には最低保障所得額を、0<所得<貧困線の場合には、(貧困線-所得)×負の所得税率で出た額の給付を受けるという考え方である。
- 14) 都村1977, pp. 40-53, 木村1999, pp. 55-56. など。
- 15) なお、両者の調整に関して実証分析を行った研究には、次のものがある。都村2002, pp. 34-35, 都村1985, pp. 113-114, 都村1977, pp. 46-52. は、扶養控除を廃止し、児童手当に統合すると給付システムはどのように変化するかを試算している。また、阿部2005, pp. 132-136. は、児童手当、児童扶養手当及び扶養控除の貧困削減への効果を、阿部2003, pp. 72-79. は、平成12年に行われた児童手当の拡充と扶養控除の引き下げが有子世帯内及び有子・無子世帯間の所得格差に及ぼす影響を分析している。
- 16) 阿部2005, p. 138, 都村2002, pp. 29-31, 都村1985, p. 109, 山田2001, p. 239.
- 17) 税額<税額控除の場合、税額控除から税額を引いた差額の全部又は一部を給付する払戻型の税額控除にしない限り、その差額分の負担軽減効果は及ばない。
- 18) ①から③の場合、児童手当との関係について別途考える必要がある。
- 19) 内縁の配偶者と内縁の配偶者との間の未認知の子が所得税法上の「配偶者その他の親族」にあたらないとされた裁判例として、岡山地判昭和39年1月28日(行裁集15巻1号101頁)がある。また、「所得税法83条及び83条の2にいう「配偶者」は、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られる」と判示した初めての最高裁判決として、最3小判平成9年9月9日(訟月44巻6号1009頁)が、内縁の配偶者は扶養親族には含まれないとされた裁判例として、大阪地判昭和36年9月19日(行裁集12巻9号1801頁)がある。
- 20) 東京地判昭和62年12月16日(判タ661号167頁)。(以下、「本件第1審判決」とする。)
- 21) 東京高判平成元年9月19日(税資173号744頁)。(以下、「本件控訴審判決」とする。)
- 22) 第3の争点として過少申告課税の付加決定処分の違法性があるが、ここでは省略する。
- 23) 同判決はその理由を述べていないが、第1審判決は、その理由として、「ある法律において、「親族」と規定している場合に、当該法律にその定義規定を置いていないときは、特段の理由がない限り、民法上の親族を指すものと解すべきである。」こと、社会保障等の分野で「事実上の婚姻(配偶者)又は事実上の子を、法律上の婚姻(配偶者)又は法律上の子と同様に取り扱う旨を定めた規定が少なからず存在していることは、立法者において、事実上の婚姻(配偶者)又は事実上の子を、法律上の婚姻(配偶者)又は法律上の子と同様に取り扱うべきものと考えた場合には、その旨の明文の規定を置くこととしていたものと理解することができ(中略)、その旨の明文の規定のない行政法規については、事実上の子を法律上の子と同様には取り扱わないとの立法者の意図が表明されているものと解」されることなどを挙げている。
- 24) 岡山地判昭和39年1月28日(前掲注19)は、所得税法においては「内縁配偶者やまだ認知していない子は扶養控除すべき親族に含めてはならないものといわなければならない。もちろん、所得税の扶養控除制度、わが国の内縁関係の本質等を考えると立法論としては議論の存するところであろうけれども現行法上においては、右

- のように解するほかはない。」と述べている。
- 25) 民法上は母子関係も認知によって成立するが(民法第779条)、「今日では、母子関係は分娩の事実によって当然に発生するとされ、認知は不要と解されている(最2小判昭和37年4月27日民集16巻7号1247頁)」(大村2004, p.180.)。
- 26) 同一人が複数の者の扶養親族として扶養控除を受けることはできない(所得税法第84条第2項)。Aの所得が低く、Aが扶養控除を受ける場合にその効果が限定的なものになる一方で、Xの方がAよりも所得が多い(本件控訴審判決「第二当事者の主張」)本件事案においては、Xが扶養控除を受けた方がXとAの世帯にとっては有利である。
- 27) 制定時の議事録等では、児童手当法が制定時になぜ事実上の父に受給を認めたのかは明らかでない。
- 28) XとAは事実婚関係なので、民法第795条の夫婦協同縁組の規定は適用されないと思われる。
- 29) 民法第790条第2項、同法第819条第4項。ただし、同法第791条第1項及び同法第819条第4項により、氏及び親権を変更することも可能である。氏を変更すれば、戸籍も変わる(戸籍法第18条第2項)。
- 30) 本件の訴えの提起時、X及びAと生計を一にし、X及びAが養育していた子は、B、C、D及びEの4人であった。このうち、本件事案に関係する子は、C、D及びEの3人である。森1992が書かれたときには、X及びAと生計を一にし、X及びAが養育している子の数は、5人になった。
- 31) 例えば、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第63条第1項は、遺族厚生年金の受給権が消滅する場合として、「養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき」を挙げている。
- 32) 例えば、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項第3号は、被扶養者の一つに「被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの」を挙げている。同法は、昭和14年法律第74号で「被保険者ト同一ノ世帯ニ屬シ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者」を保護の対象に加え、昭和17年法律第38号で「世帯員」を「被扶養者」に改めている。その他、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第8条の2第2項第2号、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第2号ハ、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第2号ハ、船員保険法(昭和14年法律第73号)第1条第3項第3号、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第8条第4項第3号がある。
- 33) 「職員の勤務時間、休日及び休暇」(平成6年人事院規則第15-14号)第23条第1項。
- 34) 同法については、近年、嫡出でない子の法的保護を拡大する方向の法令改正も行われている。同法第4条第1項第5号は、児童扶養手当の支給要件児童の一つとして「その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの」を挙げているが、これを受けた同法施行令(昭和36年政令第405号)第1条の2第3号は、「母が婚姻(事実婚を含む。)によらないで懐胎した児童(父から認知された児童を除く。)」と規定していた。この「(父から認知された児童を除く。)」の部分は、平成10年政令第224号により削除された。
- 35) 大阪地判昭和36年9月19日(前掲注19)。
- 36) 諸外国で児童手当と扶養控除の調整を行った国としては、イギリス、ドイツ、スウェーデンが挙げられる(島崎2005, pp.93-94, 塩野谷他1999-2000参照)。また、カナダの連邦児童給付はこれらとは異なる興味深い制度変遷をたどっており、扶養控除が廃止されて非払戻型の児童税額控除が導入された後で、児童手当、払戻型児童税額控除及び非払戻型児童税額控除の3制度の調整が行われている(都村1999, pp.168-173.)。
- 37) 課税最低限の定義は一律ではないが、「所得のうちそこまでは課税されない金額という意味であり、給与所得者の場合は人的控除のほか、給与所得控除および社会保険料控除を含むものとして観念されている」(金子2005, p.196)。伊藤2001, p.23, 注193.では、「生存に関わる自らの需要を賄うのに必要な所得は、課税標準から控除されるべきであって(所得控除のこと)、租税債務から控除(税額控除)されるべきではない。」という見解があることが紹介されている。

参考文献

- 青山道夫・有地 亨編(1989)『新版 注釈民法(21)』, 有斐閣。
- 阿部 彩(2005)「子どもの貧困—国際比較の視点から—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, 国立社会保障・人口問題研究所。
- (2003)「児童手当と年少扶養控除の所得格差は正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 1。
- 伊藤嘉規(2000)「憲法論から見た課税最低限の再構成(一)」『六甲台論集(法学政治学篇)』47巻2号。
- (2001)「憲法論から見た課税最低限の再構成(二・完)」『六甲台論集(法学政治学篇)』48巻1号。

- 岩崎政明 (1993) 「所得税法上の扶養控除の対象たる「親族」の解釈」『ジュリスト』No. 1021。
- 岩崎政明・平野嘉秋・川端康之編 (2001) 『全訂版税法用語辞典』, 財団法人大蔵財務協会。
- 大村敦志 (2004) 『家族法 [第2版補訂版]』, 有斐閣。
- 金子 宏 (2005) 『租税法 第10版』, 弘文堂。
- 金子 宏編集代表 (1980) 『税務百科大辞典 3』・『同 4』, ぎょうせい。
- 木村陽子 (1999) 「少子化と財政・社会保障」高藤昭編『法政大学現代法研究所叢書 18 少子化と社会法の課題』, 法政大学現代法研究所。
- 京極高宣 (2002) 『児童福祉の課題』, インデックス出版。
- 塩野谷祐一他編 (1999-2000) 『先進諸国の社会保障 1, 3~7』, 東京大学出版会。
- 島崎謙治 (2005) 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 児童手当制度研究会監修 (2004) 『三訂 児童手当法の解説』, 中央法規出版。
- 税制調査会第37回基礎問題小委員会議事録 (平成17年5月27日)。
- 税制調査会第37回基礎問題小委員会「資料(個人所得課税)」[基礎小37-2] (平成17年5月27日)。
- 税制調査会基礎問題小委員会 2005「個人所得課税に関する論点整理」(平成17年6月21日)
<<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>> (Last access 2005.8.2.)
- 田中 治 (1992) 「所得税法上の扶養控除の対象となる「親族」の意義」『民商法雑誌』106巻4号。
- 注解所得税法研究会編 (2005) 『注解所得税法』, 大蔵財務協会。
- 都村敦子 (1977) 「福祉政策の“Harmonization”問題について—児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 2。
- (1985) 「福祉政策の調整問題」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』, 東京大学出版会。
- (1999) 「児童給付」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 3 カナダ』, 東京大学出版会。
- (2002) 「家族政策の国際比較」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 福田素生 (1999) 「児童扶養手当と児童手当」『社会保障と構造改革—子育て支援重視型システムへの転換—』, 中央法規出版。
- 副田義也 (1986) 「家族政策の展開と危機」一番ヶ瀬康子・古川孝順編『講座社会福祉 第2巻 現代家族と社会福祉』, 有斐閣。
- 西村健一郎 (2003) 『社会保障法』, 有斐閣。
- 二宮周平 (1992) 「事実婚の家族と所得税法上の扶養控除」『法学教室』No. 141。
- 森 友義 (1992) 「事実婚と法的扶養」『非婚を生きたい—婚外子の差別を問う』, 青木書店。
- 山田 晋 (2001) 「児童手当制度の展望」日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第2巻』, 法律文化社。
- R. M. ティトマス (1967) 「福祉政策の社会制度上の区分—平等への努力に関する二三の考察—」
谷 昌恒訳『福祉国家の理想と現実』, 社会保障研究所。
(おざわ・めぐみ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるか ——日本の社会的保護の仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイアス——

永瀬 伸子
村尾 祐美子

I はじめに

現在われわれが享受し、また支えている社会保障の仕組み、具体的には、年金、医療、介護、失業に対する社会保険、児童手当などの社会手当等、また解雇や更新、雇入れ、賃金等に関するルールメニューは、一見他の先進国と類似であるが、制度の資格要件、カバレッジ、給付水準等を基準に、歴史的経緯あるいは文化圏によって3つの類型化ができることを指摘した Esping-Andersen (1990) の研究は新しい領域を開いた。加えてケアに対する福祉国家政策で類型化する重要性を示したのが Sainsbury (1994, 1999), O' Conner et al (1999) 等である。ケア活動が私的に行われることを前提に主婦を保護する政策をとるのか、男女ともに働くことを前提に雇用者もケア活動を行えるような労働時間規制を敷き、社会的なケアの拡充をする政策をとるのか、彼らは社会政策の大きい2つの類型を示した。しかし両者の中間に、パート労働に対する権利保護の強さ、税制のあり方、保育制度のあり方、公的年金が男性型の長期就業期間をどの程度前提とするか等によって、さまざまなバリエーションが出ている。

社会的保護の諸制度は、20世紀に入り、先発国の制度から影響を受けつつ社会状況を反映して拡充されてきたが、暗黙に社会がどのような家族像を想定しているかに応じて形作られ、またいったん制度が形成されると、それは経済社会の変化を反映し適応しようとする家族に対して、変化を抑制し、一定の家族を奨励する力ともなっている

ことに気づかされる。

今日の日本の経済社会が直面する大きな変化は、グローバル化による競争圧力と、諸外国の中でもとりわけ早いスピードで進む少子高齢化であろう。グローバル化による競争激化は、各国で柔軟な雇用（あるいは不安定な雇用）を拡大させている。しかし一方で、不安定雇用の拡大は、従来型の家族の形成を不可能とし少子高齢化を一層促進する。われわれは今日、このように矛盾する圧力に面しており、このような矛盾する力に対して、社会が維持可能であるように社会的保護の制度を再構築する必要に迫られているのである。

本稿では、日本の社会保障、社会的保護の仕組みが持つ、特定家族タイプの奨励と、特定家族タイプへのペナルティを示し、そうした奨励と罰則が、今後見込まれる社会変化のもとで制度の維持可能性を持つかを検討し、変化すべき方向について考察する。なお、ここに示す実証的な研究は、男女共同参画局において行われたワーキングチームの研究をもとにしている¹⁾。

II 正社員の雇用保護に偏った雇用ルールが人的資本形成や家族形成に与える影響

1 正社員と非正社員とで大きい条件格差

雇用に対する社会的保護のルールを見ると、日本は「正社員の保護」に偏っており、比較的保護の厚いEU諸国やもともと常用雇用者に対する保護も薄いために格差が小さい米国と比べて、非正社員との格差は、より大きいものである(表1)。格差が容認されてきた背景には、新卒採用し配置

表1 非正規雇用者の労働法制上の位置づけ

雇用の安全ネットのあり方の格差
日本型(正社員保護型, 正社員=生計維持者型重視型, 外部労働市場に対する安全ネットはきわめて手薄)
米国型(比較的流動的な雇用市場を想定した安全ネット)
欧州型(非典型的雇用に対する保護のあり方ではかなりのバリエーション)
ただしEUの労働時間指令(1993), パート均等待遇指令(1997), 有期雇用に関する指令(1999)という共通項あり。
例えばオランダは非典型的雇用と典型的雇用とで連続的, イギリスは非連続的な枠組み

転換を通じた企業内訓練が実施される日本の雇用慣行が大企業を中心に定着していたこと, そうした雇用慣行が従業員の高いコミットメントと生産性に利するという見方があること。また「より根本的にみると, 従来の労働政策や企業の諸制度は一家の大黒柱が正社員として企業に長期雇用され, 年功賃金のもとで家族の生活を支える一方, 家族(特に専業主婦)はパートタイム等で家計補助的な就労を行うというイメージを, 暗黙のうちにせよ前提としていた部分が多」(山川(2004), 29頁)く, 長期雇用される大黒柱の男性とパートの女性とに差をつけることは容認されるという見方が暗黙にあったと考えられる²⁾。

相対的に劣化する非正社員の処遇改善を目指して, パートタイム労働法に基づく「パートタイム労働指針」に2003年10月より「均衡処遇」のルールが導入された。職務, 人材活用の仕組みや運用等が異なる雇用者については均衡等を考慮するというものである。しかし正社員とパートの雇用区分を見直し統合をすすめている企業の事例調査からは, 処遇差の基準が, 「転居を伴う転勤」や「変形労働時間」の適用を受け入れるかどうかなどが多いと示されており³⁾, 家族ケアを担う者が低賃金とならざるを得ない処遇基準がパートにも広がってきている。退職金についても長期雇用者に対象を限る場合がほとんどである。このような処遇差は, 諸外国では間接性差別⁴⁾と推定される可能性があるものである。浅倉(2000)は, 総合職の全国転勤同意条項, パート労働者の先順位解雇, 早朝・深夜にわたる交替制労働, 採用時の年齢制限などを, 間接性差別禁止原則に照らせば, 性差別の推定を受ける事案と例示している(浅倉(2000), 500頁)。こうした雇用慣行は, 家庭ケ

ア責任と雇用の両立を困難なものにさせる慣行であり, この条件を非正社員にも適用することは, 家族ケア時間をとる者にペナルティを課すルールを拡大することを意味する⁵⁾。雇用不安定化時代において, 共働きをすることで失業のリスク分散を可能とする方向に規制改革が進んだという評価は, いまだ出せない状況である。

しかしグローバル化と競争圧力の激化により, 1960年代生まれ以降では途切れがちな雇用が男女ともにより一般的化していることが他の先進国でも指摘されている。雇用流動化が帰らぬ道であるとすれば, 安定雇用の男性がいるという想定のもとで(女性の無職化を通じた)家族形成は難しく, 家族形成と雇用のあり方について社会的保護の再構築が必要となる。また流動化された雇用のもとでは, 雇い主依存の教育訓練でない訓練機会の拡大, また流動化された雇用を前提とした, 解雇ルール, 更新ルールが求められている。

2 非正社員の利益代表の不在

労働条件の設定は基本的に市場取引の動向と労使自治に委ねられており(諏訪(1999), 179頁), 労使自治には労働組合がある企業では, これが大い役割を果たす。しかしスーパー等の一部業界は別として, 多くの労働組合は非正社員を組織対象としておらず, ゆえに労働条件の話し合いに非正社員の利益代表が実態的にはいない基本構造を持つまま, 従業員規則の改定等がなされている。またスーパーにしても依然として労働組合は正社員の利益代表という色彩が強であろう。加瀬谷(2005)は「連合」の『賃金・一時金・退職金事情調査』をとりあげ, 「標準=男性労働者の勤め先収入で世帯全体の生活費をまかなうライフスタ

イルをモデルとしての分析方法は基本的に変わっていない」とし、男性＝標準者モデルは不変であるとする。

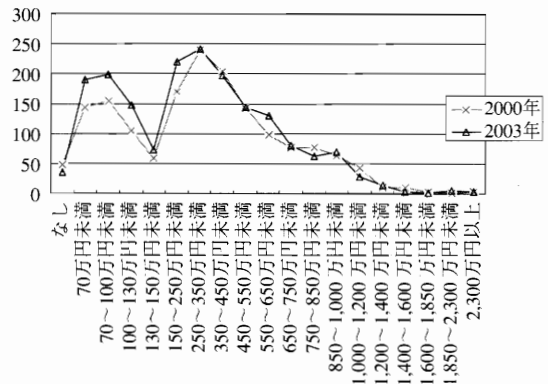
木本(2004)は、日本的雇用慣行は、オイルショックの減量経営の中でむしろ「会社人間」化が強化されたとし、「家族賃金体制」は基調として継続してきたとする。1990年代後半になると労働市場の規制緩和により非正規雇用者が拡大する一方、中核労働者には成果主義の拡大と競争圧力の強化が起きた。しかし規制緩和後の非正規労働者に対して社会的保護を拡大するための本格的なルール変更はなされていないままであり、労働組合も男性の勤め先収入で世帯の生活費をまかなうという家族モデルから脱していない。

III 税制・社会保険制度が奨励する有配偶女性の低収入就業

1 103万、130万超えペナルティの大きい影響

税制・社会保険制度も、パートを補助的就業にとどめることに大きい役割を果たしている。Gustafson(1992)や、Smith, Dex, Vlasblom Callan(2003)は、ドイツ、スウェーデン、英国、アイルランド等の税制を比較し、夫婦合算課税であるか個人課税であるか、また税の累進度、さらに妻が無業の場合、基礎控除が夫に移転できる制度があるか等を比較、各国が持つ諸制度が変化した場合に有配偶女性の就業がどの程度変化するかを推計する。夫婦合算課税の場合は、夫の税率で妻の収入が課税されることになり、妻の就業に抑制的となる。国別の有配偶女性の就業水準格差は残るものの、税制の変化のみで就業行動がかなり変化するというシミュレーションを示している。

日本は個人課税であるが、配偶者控除と給与所得控除によって非課税限度が103万円と高い。その結果、III-2に示すように、常勤共働き世帯と専業主婦世帯と比べると、世帯収入650万未満層では事実上の合算課税がなされている。企業も、妻が非課税の場合に夫の給与に配偶者手当を上乗せする処遇ルールを持つ場合が多い。配偶者手当のカットは、ボーナス、公的年金、退職金の算出



出所) Japan General Social Survey (HPより作成)。

図1 就業者の年収分布

基準等、多重に収入を低下させる。また年金制度上は第3号被保険者制度が1985年から作られ、現在ではサラリーマンの配偶者はその年収が130万円までであれば社会保険料を回避した上で給付を受けられるようになった。つまり103万円あるいは130万円までの家計補助的な就業がもっとも奨励される課税・社会保険の負担給付構造が続いている。

実際に安部・大竹(1995)や大石(2003)は、就業調整の規模の大きさを指摘している。永瀬(1997, 2001, 2003b)は就業調整の規模の大きさを指摘するだけでなく、(賃金率が上昇すると労働時間を自ら減らすという)就業調整行動が、パート市場賃金が熟練に応じて上昇しにくい構造を形づくるという形で、賃金水準にも影響が及ぶとする。

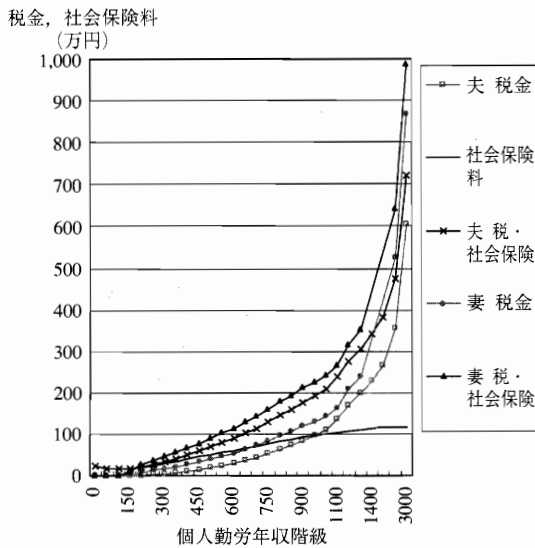
図1は、JGSS(日本版総合的社会調査)の2000年と2003年の調査対象者男女の「主な仕事からの収入」の分布を見たものである。賃金分布は右にゆがんだ1ピークになるのが通常である。ところが社会保険料賦課となる130万以上150万円未満の階級に大きい落ち込みが見られる。税制・社会保険制度がいかに大きい影響を与えているかが如実にデータに示されているといえよう。

2 妻の働き方が世帯の税・社会保険負担に与える影響

現実の税・社会保険料負担はどのようなものとなっているか、『全国消費実態調査』平成11年の個票データを用いて、勤労者世帯、夫59歳以下について、当時の税制・社会保険制度をもとに、諸控除等を勘案し個人および世帯の税金、社会保険料を推計⁶⁾し、個人勤労年収階級に階級平均値を示したものが図2である。個人課税であるため、基本的には、夫、妻ともに同じ税率で課されるはずだが、現実には、夫は配偶者控除、扶養控除等的人的控除が適用される者が多数であるため、同じ勤労年収階級の妻は税負担が重くなっている。社会保険料は常用雇用者であれば夫、妻ともに同じ負担である⁷⁾。

次いで、妻の働き方によって、世帯の勤労年収に対して税・社会保険料負担がどう異なるかを検討する。比較が容易なように世帯での負担水準を見たが、筆者等は女性の就業に抑制的な影響を持つ合算課税を支持しているわけではない。

図3は、税金(国税・地方税の夫婦合計)について、妻の就業形態別に、同じ世帯勤労収入階級



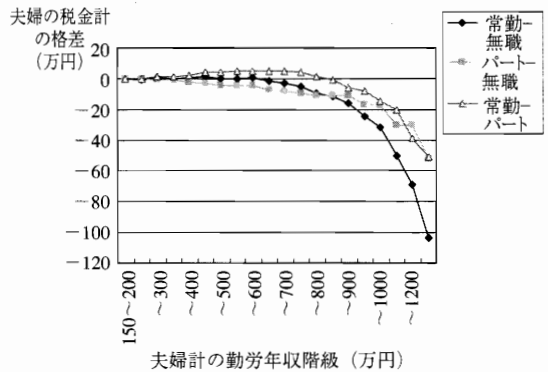
出所) 『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が計算。

図2 夫、妻それぞれの税金、社会保険料およびその合計

での負担格差平均を計算したものである。世帯収入1100万以上で(妻が)「常勤」-「無職」は大きい負を示しているから高収入の専業主婦世帯の税負担が重いことがまず目につく。さらに細かく見ると、妻が非課税限度内で就業(主にパート就業)している世帯は、非課税の収入が増えるため税負担はやや低い。一方、パートと常勤との比較では、中所得層と高所得層とで効果は異なっている。中所得層では、配偶者控除等により夫の税負担の軽減ができるパート就業は節税効果が高い。しかし高所得層(世帯年収851万以上)では、給与所得控除が2人分あること等による税負担の軽減が大きくなる。

この推計による発見は、世帯年収650万未満では、常勤共働き世帯と妻が無職の世帯とでは(配偶者控除等によって)税負担が同一であるという事実上の合算課税が成立していたことである⁸⁾。つまり低中所得層の世帯の妻に就業抑制的構造をもつ。なお世帯年収701万以上では常勤の税負担が専業主婦世帯に比べて相対的に軽くなる。

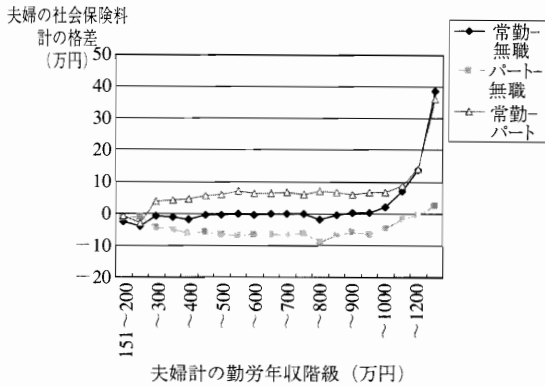
図4は、社会保険である。130万未満のサラリーマンの配偶者は社会保険料が免除されるため、パートの負担が低くなっている。専業主婦世帯と、



出所) 『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が計算。

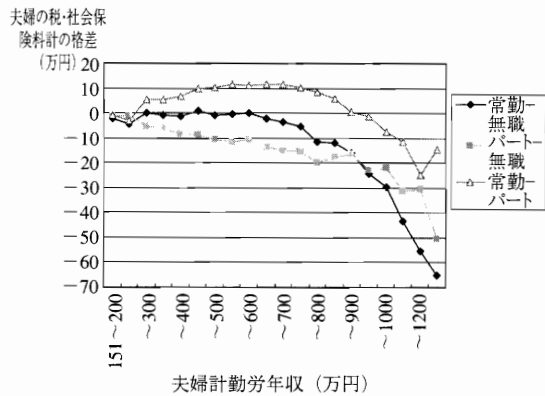
注 凡例の「常勤-無職」は同じ世帯勤労年収階級において、妻が常勤の世帯の世帯税負担から妻が無職の世帯の世帯税負担を除いたということを示している。図3-図5の他の表示も同様である。

図3 夫婦計の勤労収入別に見た夫婦計の税金：妻の働き方による格差



出所) 「全国消費実態調査」平成 11 年をもとに筆者等が計算。

図 4 夫婦計の勤労収入別に見た夫婦計の社会保険料：妻の働き方による格差



出所) 「全国消費実態調査」平成 11 年をもとに筆者等が計算。

図 5 夫婦計の勤労収入別に見た夫婦計の税・社会保険料負担：妻の働き方による格差

夫婦常勤共働き世帯については負担は同一である(家庭時間の差が大きいのに負担が同じということのバイアスについては後述)。また年収が高くなると、常勤共働き世帯の年金負担が上昇するのは、個人について設けられている負担の所得上限が夫婦だと二倍に増える設計となっているためである。

両負担を合わせたものが図 5 である。多くの世帯が分布する所得層(夫婦合計が 251 万から 850 万円まで)でもっとも有利なのはパートという働き方である。これは主には社会保険料負担の格差

表 2 世帯勤労収入が 501-550 万円の世帯の夫、妻の勤労年収と税・社会保険料負担合計：妻の就業形態別 (万円)

	無職	常勤	パート
夫勤労収入	528	364	445
妻勤労収入	5	169	84
税金社会保険料計	76	76	65

表 3 夫婦の勤労収入合計の分布：妻の就業形態別

	無職	常勤	パート
550 万以下	40%	16%	29%
551-1000 万以下	57%	49%	65%
1001 万以上	10%	39%	13%

によるが、図 3 に示した税負担の差も一部含まれている。また世帯年収 600 万までにおいては、夫婦常勤と妻無職世帯とで、負担は同一であり、共働き世帯の負担が過重になっている。世帯年収 951 万以上になると、はじめて給与所得控除が 2 人分あることや累進税率の効果が出てきて、夫婦常勤共働き世帯の負担が専業主婦世帯より低くなる。

より具体的なイメージがわかるように、表 2 に世帯の勤労年収が 501-550 万階級に入る世帯の平均の夫の勤労年収、妻の勤労年収、および税・社会保険料合計を示した。妻が常勤の世帯は、夫の収入は、160 万円程度低い、妻の収入がほぼこれを補う。このため夫婦合計の世帯収入水準は妻が無職の世帯と同水準である。妻が常勤世帯では、使用可能な時間の大部分を仕事に用いてようやく同じ年収水準を達成しているのであり、担税力は低いと考えられるが、税・社会保険料負担も 76 万と同額である。この点で、中低所得の常勤共働き世帯に重い構造を持つことを意味する。一方、妻がパートの世帯の負担は妻が無職や常勤の世帯よりも 10 万円程度低く、中低所得層の妻のパート就業が奨励される構造が見られる。事実、妻の働き方別に世帯収入分布を見ると、表 3 に見られるように、大きい世帯年収区分で見ると相対的にもっとも有利な働き方が結果として選択されるように見受けられる。

ここまでの分析から、第 1 に日本の税制・社会

保険制度は、妻の非課税限度、社会保険料免除限度のパート就業を奨励する構造を持ち実際に多くの有配偶女性がこのような調整を行っていること、第2に低中収入の常用雇用の共働き世帯の負担は、パートよりも無職よりも重い傾向があることが明らかになった。

IV 給付面に見られる特定家族類型に対するバイアス

1 年金給付

日本の年金保険が、1985年改正により、第3号被保険者を創設し、明示的に「世帯類型」によって異なる給付体系をとることにしたことは良く知られているところである。同じ社会保険料の納付金額に対して、単身男女、および双方が被保険者本人となっている共働き男女は、配偶者の一方が、低収入もしくは無収入である男女に比べて、基礎年金分だけ、給付が低い。この点で明らかに低収入の配偶者のいる世帯を優遇している。また年金給付率の削減によって、2階部分の給付乗率は、1994、2000、2004年改正で下がっていることから、この傾向は強化されている。

無論、有配偶女性の多くが低収入であるため、給付面で何らかの配慮をとらない限り女性の多数が低年金となるのであり、主婦に対する配慮は、英国、米国などにもある。ただし日本の制度は、低賃金者の再分配部分（保険料拠出に対して定額で給付される部分）すべてが婚姻により本人の拠出なしに支給される点で、有配偶者の一方が「130万未満」に留まることを強く奨励する。医療保険、介護保険の負担も、サラリーマンの妻については同じ構造がある。すなわち年収130万未満であれば、保険料免除で同じ給付を受けられ、130万を超えるとすべて1人前の保険料の拠出を要求される。この点で、配偶者の一方が低収入にとどまることを強く奨励する。

2 児童に対する給付

児童手当は、所得制限つきで1人あたり年間6万円程度であり、高齢者には基礎年金のみで年間

約80万円弱（満額）の公的年金が給付されるのとは比べてきわめて低いものとどまっている。2000年から要介護者の増加にあわせて自動的にサービス給付が増える介護保険が、自己負担は1割、残余の社会負担は税負担と社会保険料半々として実施された。一方、保育園は全額税負担であり、自動的に伸びる構造はないためきわめて緩慢にしか増えておらず（永瀬（2002）、永瀬（2003a））、自己負担も（所得比例とはいえ）厚生労働省の原則は1/2と介護より高い。また教育についても、高校、大学の私学比率は国際的にも高く、奨学金制度が不備な中で、家族が私的に支えることが前提とされている。換言すれば、高齢期は社会連帯として支えても、児童期は私的に支えるものであることが前提とされた社会保障制度であるといえよう。

V 結果としての世帯類型による格差

1 国際的に大きい夫婦間収入格差

このような社会の暗黙のルールの結果として、表4のとおり夫婦間の収入分担を見ると、有配偶世帯の妻の家計貢献は驚くほど低いものとどまっている。『全国消費実態調査』平成11年を用いた特別集計から、妻の収入が夫の収入に占める割合を見ると、幼い子どもがいると思われる世帯（夫35歳以下で子あり）では、妻が無収入の世帯が7割弱を占める。妻がパートの場合も、夫の収入の3割以下が6割と多数を占める。妻が常勤では、5割以下は3割に落ちるが、妻常勤の世帯は少数派である。

表4 夫の収入に対する妻の収入割合（妻54歳以下）

妻の年収/ 夫の年収	全体 (数)	妻 常勤	妻 パート	夫35歳以下 子なし	夫35歳以下 子あり
0%	44%	2%	3%	41%	66%
1~30%	23%	7%	59%	16%	15%
31~50%	10%	22%	13%	8%	5%
51~80%	8%	27%	5%	12%	4%
81%~	8%	34%	3%	16%	5%

出所) 『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が特別集計。

国際比較をしたものが表5である。ドイツ、英国の数字は1980年代と古く、現時点ではもっと上昇していると思われるが、日本は、当時のドイツ、イギリスに比べても、現時点で、妻の収入貢献割合が格段に低い。驚くことに、勤労者世帯の家計に対して平均的には1割しか貢献していない。子どもがいない夫婦であっても、英国40%、ドイツ30%に対して日本は17%しか妻は家計貢献をしていない。

女性の収入貢献が小さい原因の1つは、日本の女性の7割が現在でも第1子出産後には無職化する(厚生労働省『21世紀縦断調査』)のが常態であること、その後の再就職賃金が、1節で述べたように正社員と分離された雇用者として低いままにとどまることがある。また正社員として長期に就業継続をした場合にも男女賃金格差は年齢による賃金上昇が男女で差が大である(たとえば中田(1997))のために大きい。

出産後の継続就業は、均等法世代でやや増えており政策効果が出ているとする研究もある(樋口・酒井(2004))。しかしその規模はきわめて小さいと言わざるを得ない。厚生労働省『21世紀縦断調査』や『出生動向基本調査』の第11回と第12回と比べた限りでは変化は小さく、出産後の就業継続が難しい状況に変わりはないが³⁹⁾、それは出産育児といったケア活動をどう福祉国家政策で保護するかについて、税、社会保険、児童手当、雇用ルールを含めて無職の妻の保護から、普

通の女性が雇用上の身分を確保しつつ出産育児が可能な形へと移行するといった基本思想の変更がないためであろう。

2 離婚による貧困のリスク

妻の収入貢献が低いことは幸福感とは直結しないかもしれない。日本においては有配偶女性の離職は本人の生活満足度を引き下げるとはいえないとされる(色川(2004))。また出産により離職した女性の半数程度は自身が望んだとする(日本労働研究機構(2003b))。しかし結婚や出産が女性の離職と結びつくとすれば、女性の仕事の機会がよくなるほどに、結婚の機会費用を拡大し、結婚しない者が増えることになるだろう。

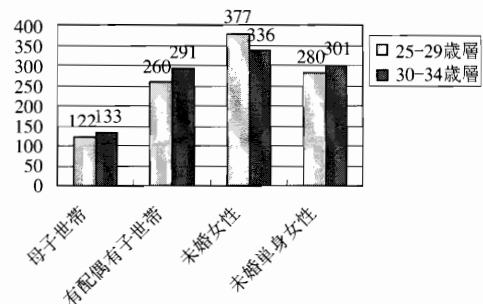
また離婚については、妻の収入貢献が低いほど、そのリスクは高まる。Hobson(1994)はシングルマザーの貧困率は米国60%、ドイツ2割強、英国2割弱と米国で特に高いことを示している。日本は母子世帯の母の多くが仕事を持っているにもかかわらず貧困から抜け出せない点に特徴がある。筆者の一人が日本労働研究機構で特別集計をした結果(図6)を示すと、有配偶の有子世帯と比較して母子世帯は平均年収が半分以下である。未婚にとどまった場合と比べると(子どもが生まれ妻が無収入となる場合が多く、児童手当等の社会的な給付が薄いため)、有配偶世帯でも有子世帯の1人あたり年収は未婚者に比べるとやや低下

表5 有配偶女性の家計への貢献：3カ国比較

	日本	英国	ドイツ
全 体	16%	30%	20%
勤労者世帯	11%	—	—
夫婦と子どものいる世帯*	13%	24%	16%
子どものいない夫婦世帯*	17%	40%	30%
夫婦と子どものいる世帯(勤労者世帯)*	11%	—	—
子どものいない夫婦世帯(勤労者世帯)*	14%	—	—

注) *について、日本については、54歳以下、ドイツ、イギリスは、夫婦世帯については60歳未満。日本は1999年『全国消費実態調査』の特別集計より、イギリスは1986年、ドイツは1984年、Daly(2000)より転載。

1人あたり年収(有子世帯については等価尺度換算)



出所) 日本労働研究機構(2003a, 258頁)『就業構造基本調査』1997年を用いた特別集計。

図6 母子世帯と貧困

するが、母子世帯の場合には、さらに1人当たり年収は半分に落ち込む。

日本で、同棲、婚外子ともに少なく、母子世帯も西欧諸国と比べれば低い背景には文化的な規範観の差も大きいだろうが¹⁰⁾、中絶が比較的容易であること、同時に母子世帯の貧困があまりに確実に予見されることから、結婚に慎重になり、中絶という方法をとる男女が多いかもしれない。

3 非正社員の人的資本形成や家族形成の遅延

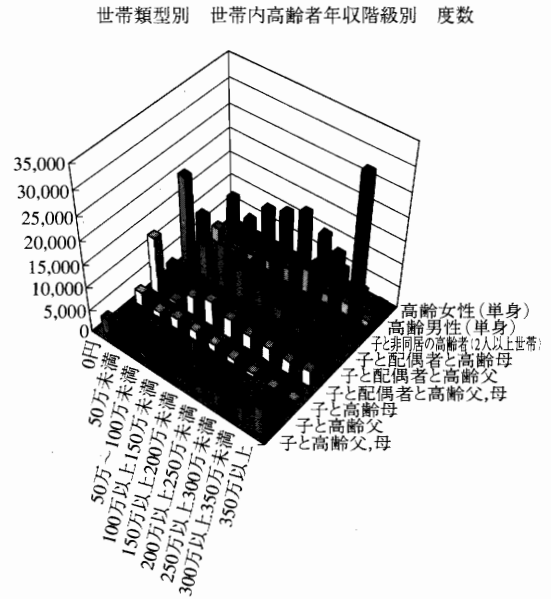
1990年代後半より、正社員の職の入口の縮小が続く、変化は2000年代に加速している。その結果、労働市場の新規参入者である若者に非正規社員が大幅に増え、若者は企業内訓練を受ける機会を失った。高校より上級の学校に進学する家計のゆとりがない家計の階層問題という指摘も出ている(宮本(2005))。また失業や訓練に対する社会的な仕組みである雇用保険は、日本では不安定な雇用者にはそもそも加入の資格要件を与えてこなかった(永瀬(2004))¹¹⁾。若年非正規雇用者は、企業内訓練だけでなく、雇用保険を通じた公的訓練機会の付与といった社会的保護からも除外されてしまっている。

非正規就業の拡大は家族形成をも阻害している。男性の収入が一定以上でない者は未婚に留まりやすいこと(労働政策研究・研修機構(2005))、また女性も非正規就業化が結婚を抑制すること(酒井・樋口(2005)、永瀬(2002))が示されている。安定雇用への移行、賃金水準、育児休業等の法的保護等の面で、非正規就業で仕事をはじめた若年層が子どもを持てるように、新たな社会的なルールが必要となっている。たとえばEU諸国では、EU指令を遵守した契約更新の繰り返し制限があり、一定の更新後は、雇用期間の定めのない契約に移行することが定められている(大沢・ハウスマン編(2003)、71頁)。一方米国では常用雇用自体に対する保護が薄いため、常用雇用への登用も多い。これに対して日本は格差が大きいまま、非正規雇用が広がっており、常用雇用への登用も多くはない。

4 年金給付と世帯類型

(1) 高齢者に対する給付

高齢者に対する年金給付を同居世帯類型別に見たものが図7である。高齢夫婦世帯では、半数が、公的年金を年間350万円以上給付されており、これは現在のモデル年金を大きく越える数字であり、実態としての給付の高さに驚く。一方、80歳以上の高齢の女性に無年金者も一定割合おり(1985年当時すでに50歳以上であるため、現在80歳以上の女性は、第3号被保険者期間はほとんどな



出所) 『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が集計。

- 注) 1) 65歳以上85歳未満の者を、世帯内高齢者とする。
 2) 「子と非同居の高齢者」は、2人以上世帯でかつ子と同居していない高齢者のいる世帯である。この類型の9割以上が、高齢の夫婦のみ世帯である。
 3) 子どもに配偶者がいる場合、続柄「父」「母」は、実父母と養父母の双方を意味する。
 4) 計算の都合上、世帯内高齢者が「その他の世帯員」(世帯主や世帯主配偶者ではない世帯員)であるとき、65歳以上85歳未満の「その他の世帯員」が3人以上いる世帯を除外して作図している。
 5) 高齢父母が同居する世帯では父母の年金収入金額を、高齢父または高齢母の一方しかいない世帯では父または母本人の年金収入金額を、世帯内高齢者年金収入階級とする。

図7 高齢者の家族類型と年金給付

い)、子ども世帯に引き取られて暮らしている者が多い。また子同居の高齢夫婦にも無年金者が一定以上いる。加入期間25年という長い要請が無年金を生んでいるのかもしれない。永瀬・高山(1997)では、年金給付が高い高齢世帯が夫婦独

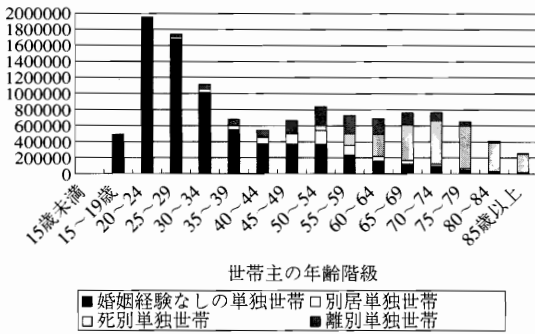
立世帯となる確率が高まることを示したが、年金の拡充により夫婦2人暮らしが増えたものと考えられる。配偶者の死別をきっかけに子ども世帯に引き取られるパターンが多くなったが、加えて近年は死別後も一人暮らしが大きく増えている。

(2) 单身男女の生活保障

そこで单身者について現状の年金給付を特に注目しよう。『全国消費実態調査』は婚姻経験についての質問がない。そのため、世帯員が一人だけの世帯(単独世帯)を取り出しても、①世帯主に婚姻経験のない単独世帯②世帯主は現在婚姻中だが単身赴任など何らかの理由で配偶者と別居している単独世帯(以下「別居単独世帯」)③配偶者と死別したため現在無配偶である単独世帯(以下「死別単独世帯」)④配偶者と離別したため現在無配偶である単独世帯(以下「離別単独世帯」)の4つのうち、どれにあたるかを判断することはできない。しかし、平成12年国勢調査から、単独世帯の種類は世帯主の年齢によって大きく異なることが分かる(図8)。20代を中心とした若年期には婚姻経験のない単独世帯がほとんどであるのに対し、65歳以上では死別単独世帯が約6割かそれ以上を占めるようになる。このような点を念頭におき、单身男女の生活保障についてみてゆく。

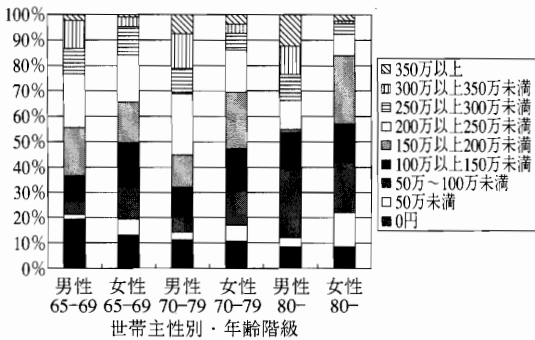
図9は65歳以上の单身男女の公的年金・恩給収入階級の構成比を示したものである。同じ年齢階級で比べれば、公的年金・恩給収入が多いのは男性のほうで、年齢が上昇するにつれ、男女の差は大きくなる傾向がある。

世帯主が65歳以上の単独世帯のうち、公的年金・恩給収入のない者の属性について詳しく示してみると、表6のようなになる。無年金者について



出所)『国勢調査』平成12年。

図8 世帯主の年齢階級別 単独世帯数



出所)『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が集計。

図9 性別・年齢階級別 公的年金・恩給収入階級 (単独世帯)

表6 公的年金・恩給収入のない単独世帯の属性

	男性世帯主			女性世帯主		
	65-69	70-79	80-	65-69	70-79	80-
持ち家比率	50%	23%	27%	48%	62%	54%
有業率	53%	38%	50%	33%	5%	0%
消費支出(円)	137331	101465	153438	114076	143001	121870
貯蓄額(万円)	303.2	221.2	142.3	477.7	622.7	386.2

出所 『全国消費実態調査』平成11年をもとに筆者等が集計。

言えば、男性世帯主のほうが総じて厳しい状態にあることが分かる。70歳以上のグループでは持ち家率は女性の半分かそれ以下である。貯蓄額もすべての年齢において男性世帯主のほうが少ない。

無年金単独世帯の場合、年をとると貯蓄額が減少するのが自然に思われるが、女性世帯主の場合、65～69歳から70～79歳の間に貯蓄額が増大するという現象が起きている。この現象は、70～79歳の間に夫が財産を残して亡くなった女性が、70～79歳の無年金単独世帯に合流してくるためと解釈できる。持ち家比率が65～69歳と70～79歳で14ポイントも上昇していることは、このような解釈に適合的である。

上記のような解釈が正しいとすれば、同じ無年金単独世帯といっても、現在、男性と女性とでその暮らし向きは大きく異なってくるのは当然と言えよう。70～79歳の無年金単独世帯の男性の財産は、同じ年齢の無年金単独世帯の女性の財産に比べずっと少ないが、ここに現れている差の多くは、世帯主の性別の差というよりも、男性稼ぎ手モデルに基づく男性間競争の結果の反映であると考えられる。

高齢男性単独世帯は高齢女性単独世帯に比べ数が少なく、高齢男性単独世帯のさらに一部である無年金単独世帯の生活水準の低さは、現在さして大きな問題とは見なされないかもしれない。しかし現在、雇用の非正規化は急激に進展しつつあり、国民年金の保険料を払うことができない層が若年層を中心に男女を問わず増大しつつある。また、非婚化・離婚率上昇などにより今後単独世帯が増大するであろうと思われる。さらに図8から離別単身が50歳代に多いことがわかる。死別単独世帯でない単独世帯化するということは、女性にとっては、男性稼ぎ手モデルの中で守られた存在ではいられないことを意味する。このような一連の流れのなかで、現在高齢男性の無年金単独世帯において顕著に現れている問題は、将来的には、一層多くの人々が共有する問題となるであろう。

VI おわりにかえて

この分析で明らかになったのは、少子高齢化が問題とされた1990年代になっても、日本の社会的保護のルールは、雇用者については主な世計維持者を社会的に保護し、主婦には主な世計維持者を通じて社会権を与え、子どものケアは私的な活動として扱うという暗黙の家族モデルに大きい変更がされてこなかったということである。有配偶女性のパート就業が増え、高齢期の介護保険や年金保険の充実が「男性稼ぎ手、女性ケア者」モデルを微修正はされた。しかし①税・社会保険制度は低収入での妻の就業を推進し、低収入の常勤共働き夫婦に対してはペナルティを課してきた。②雇用ルールは長期雇用者を保護し、短時間労働を望む者、あるいはフルタイム雇用であっても残業や転勤に制約のあるものの低賃金を容認したが、これはケア活動を行う女性に大きいペナルティを課してきた。③給付面では高齢者を所得保障、ケアともに優遇、児童は所得保障、ケアともに私的責任に任せたことを本稿は明らかにしている。

正社員の長期雇用、性別役割分業を前提とした雇用慣行のもと、社会保障制度、税制が形づくられ、現実に雇用慣行は依然として男性優位であるため、有配偶女性は子が幼いうちは無業を、子供が成長した後は、パート就業をする者が多い。これは企業がそのような仕事機会しか開かなかつたということでもある。正社員と非正社員との賃金格差の本格的な是正には取り組まれず、かわりに、低収入にとどまる主婦は税金や社会保険を免除、配偶者控除、配偶者特別控除、第3号被保険者等の制度で権利付与する政策が持続した。このため、女性の低収入での就業化がすすみ、男女の収入格差の縮小は(非正規雇用を含めた全体では)ほとんど進まなかつた。そして婚姻が離婚で終わればその大きいリスクを母子が貧困という形で大きく蒙る構造が続いている。

高齢者に対しては、社会保障は拡充され、高度成長と安定雇用の中で長い年金加入年数が実現し、その後の年金削減の影響をほとんど受けていない

60歳代から70歳代の高齢夫婦世帯は、その過半がモデル年金を上回る給付を受給している。もっとも現役時代の勝ち負けが年金に持ち越されて無年金が残る側面もある。加えて2000年開始の介護保険は、要介護5の高齢者には月間35万ものサービス給付を1割の自己負担で保障する制度を開始した。

これに対して児童を持つ家族に対する政策は遅れ、育児ケアや子どもの経済負担については家族の責任(生む自由、ただし生んだ責任)とされ、保育園整備も緩慢、母親の無業化傾向に変化はなく、教育負担も私的負担が高いままである。現在の高齢者に比べると、児童層は、将来に低い社会保障給付しか受けられないことは既知である。児童・青年期の給付を増やすのが世代バランスに合致しようが、ほとんど増加していない。育児休業給付を受ける世帯も最近出産した世帯の14%にとどまる¹²⁾。学校教育についても、階層格差によって上級学校に進めない者が増えていることが指摘されている。

しかし男女の雇用不安定化と女性の労働参加は基調として今後も続くと見られる。正社員と専業主婦の保護を中核にすえ、諸制度が形成されてきただけに、非典型的雇用に保護を拡大する規制改革は、税制、社会保険、雇用ルールなど、多面的に同時に進める必要があり、そうでなくては齟齬が生じるだろう。また普遍主義、自由主義の福祉国家が女性の高い労働力率を支持するのと比べ、日本やドイツのような保守主義の福祉国家は家族とジェンダー関係の変化については政治的葛藤を持ちやすい(Gottfried and J. O' Reilly (2002))。そして改革が進まないために、特に若い世代は、非正規雇用の拡大の中で、低賃金、有期雇用契約の不安定さ、社会保険の不適用、企業内訓練にかわる訓練機会の喪失といった不利益を蒙っている。さらに働き方が、家族形成を阻害している。正規雇用に入れた男女は、仕事量についての企業の拘束性や期待水準が高く残業も多いことから、また非正規労働は低賃金からである。男性の生涯の雇用安定の見通しが下がっても、かわりに女性の賃金稼働能力見通しはあがることで、新しい形の家

族形成がすまないのは、社会的ルールの変化が遅いことが一因だろう。

社会保障・社会的保護の仕組み・税制等は家族・家族形成に影響を与えるかという問いに対して答えは、世代別、あるいは年齢階層別に見て異なる影響があるが、イエスであり、また特定家族にバイアスがあるかという点でもイエスである。

少子高齢化のもとで制度の維持可能性を高めるためには、若年世代が有子共働きも幸せな生活と思えるように、雇用ルールや諸制度を改革し、保育を充実することが必要である。財源の一部は豊かな高齢者に対する移転の削減から捻出する必要がある。これまで見過ごされがちなジェンダーの視点をいれ、税制、社会保険、雇用ルール、それぞれ矛盾しない形で舵取りを転換しないと、家族・家族形成に諸制度が及ぼす影響を正確に捉えきれず、したがって適切な対応を見失うことになるであろう。

注

- 1) 本稿は、男女共同参画会議影響調査会、モデルケース・ワーキングチームにおける研究論文「夫婦の税制、社会保険の現状と妻の労働供給に与える影響、および高齢男女、児童に対する社会保障」2004年に基づく個人論文である。執筆メンバーは永瀬伸子(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科)、縄田和満(東京大学大学院工学系研究科)、村尾祐美子(東洋大学社会学部)、原尚幸(東京大学大学院工学系研究科)、出島敬久(上智大学経済学部)である。ただし示されている見解は個人のものである。また国立社会保障・人口問題研究所金子能宏氏から有益なコメントをいただいた。
- 2) 整理雇用の四要件の一つとして解雇する人選の合理性の基準があるが、解雇のショックが少ないということで夫のいる女性労働者から優先的に解雇するという人選基準が採用されることもあった(諏訪(1999), 150頁)。
- 3) 『ビジネスレーバートレンド』2005年1月号のスーパーの事例報告より。
- 4) EUの均等待遇指令(1976)は「婚姻上の地位、家族の地位に言及することによって直接間接に性を理由に差別してはならない」としている。また2001年から「性に基づく差別事件における立証責任に関する指令」が施行され、間接差別を「外見上は中立的な規定、基準、または慣行が、一方の性別に属するものに対して、実質的

- に相当程度高い割合で不利益を与える場合をいうものとする。」とした上で、立証責任を被告側におく、より厳しいものとしており、「慣行」までを含んでいる(浅倉(2000), 497頁)。
- 5) あるパート組合役員は、「うちは男社会です。というか、パートが処遇につられて朝から晩まで働いたりして『オトコ化』している」と表現し、「パートが仕事第1になったら家はいったいどうなってしまうの。」と述べているが、正社員も家庭を顧みられるようにルールを課さない限り、正社员的な拘束を受け入れるかどうかを処遇向上の条件とすることは、パートが(正社員より低賃金である上に)家庭を顧みない働き方に近づき、家庭に問題をもたらすという警鐘ととれる(『ビジネスレパートレンド』2005年1月号16頁)。
- 6) 夫婦それぞれの勤労年収から、給与所得控除や配偶者控除、配偶者特別控除、子どもの扶養控除、同居高齢者の特別控除、社会保険の控除等を勘案して、税負担(国・地方)を推計。社会保険については勤労年収、従業上の地位、推計労働時間から、第1号、第2号(厚生年金を仮定)、第3号を想定し推計した。
- 7) 非正規雇用者のサラリーマンの配偶者は第3号として免除される者が多く、それ以外の非正規雇用者は国民年金の定額保険料の者もいるため働き方によって負担の差はあるが図2ではその細かい差は年収130万未満に集中するため表示されていない。
- 8) 夫婦それぞれの勤労年収と家族状況の実際の分布がわからないとこのような計算はできず知られていなかった。
- 9) 最近では正社員の仕事機会が縮小している。2005年4月から契約期間が定められている雇用者も一部は育児休業をとれることになった。しかしその条件は、1年以上勤続しており、かつ子が1歳になった時点で引き続き雇用されることが見込まれる者に限ると厳しい。またその後の1年間に雇用契約が終了し更新されないことが明らかである者は除かれる。以上の条件にあてはまるのはごく一部の契約社員に限られると想像される。
- 10) 国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査』によれば同棲比率は1997年調査で5%弱、2002年調査では7%程度。婚外子は内閣府平成16年版『少子化社会白書』によれば低いと言われる南欧も2桁台だが日本は2003年で2%弱と一段と低い。母子世帯は増えてはいるが、親と非同居で20歳未満の子どもをもつ世帯に占める母子世帯の割合は、平成9(1997)年調査で6.2%、昭和62(1987)年調査で5.2%であり(日本労働研究機構2003)、たとえばイギリスの19%、米国の25%、ドイツの12%と比べると格段に低い(埋橋(1997), 127頁)。
- 11) 加入資格は週20時間労働、というだけでなく、引き続き1年以上雇用される見込みがある、という要件で引かれ、所得比例で拠出と負担が要請される。失業の多い米国型は、雇用保険料負担を事業主だけに課し、事業主都合で仕事を失った者すべてに低水準の保険が出るが、日本は安定的な雇用を前提とした仕組みと言えるだろうが、若年に増えるアルバイト的な非正社員は視野の外になっている。
- 12) 第12回出生動向基本調査。

参考文献

- 浅倉むつ子(2000)『労働とジェンダーの法学』、有斐閣。
- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』第31巻, pp. 120-134。
- 色川卓男(2004)「女性の幸福感はどう変化しているか」樋口美雄・太田 清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』、日本経済新聞社。
- 埋橋孝文(1997)『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』、日本評論社。
- 大石亜希子(2003)「有配偶女性の労働の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』第39巻, pp. 286-300。
- 大沢真知子・スーザン・ハウスマン編(2003)『働き方の未来—非典型労働の日米欧比較』、日本労働研究機構。
- 加瀬谷まゆみ(2005)「労働組合調査にみるジェンダー視点」お茶の水女子大学『労働組合とジェンダーに関する研究調査報告書(仮題)』(刊行予定)。
- 木本貴美子(2004)「家族と企業社会」渡辺治編『変貌する<企業社会>日本』、旬報社。
- 小林雅之(2005)「教育費の家計負担は限界か—無理する家計と大学進学」『季刊家計経済研究』No. 67, 10-21頁。
- 酒井 正・樋口美雄(2005)「フリーターのその後—就業・所得・結婚・出産—」『日本労働研究雑誌』No. 535。
- 諏訪康雄(1999)『雇用と法』、放送大学出版会。
- 内閣府『少子化社会白書』平成16年版。
- 『国民生活白書』平成15年版。
- 永瀬伸子(1997)「パート賃金はなぜ低いのか? 諸制度の足かせ」雇用促進事業団『国際化の進展と労働市場—制度政策の影響』、(財)統計研究会, pp. 159-191。
- (2001)「パート賃金に103万円の壁は重要か」『日本労働研究雑誌』489, pp. 60-61。
- (2002)「子供を持たない・持たない社会への疑問—仕事と家庭の両立政策の現状と効果」『都市問題研究』第54巻3号(通巻615号),

- pp. 87-99.
- (2003 a) 「都市再生と保育政策」山崎福寿・浅田義久編著『都市再生の経済分析』, 東洋経済新報社。
- (2003 b) 「正社員と非正社員の賃金格差の納得性に関する分析」『国立女性教育会館研究紀要』7, pp. 3-19.
- (2004) 「非正規雇用者に対する社会的保護の現状と課題」『季刊社会保障研究』第40巻第2号, pp. 116-126.
- 永瀬伸子・高山憲之 (1997) 「女性高齢者の暮しと年金受給が与える影響」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究 I — 高齢者就業実態調査による実証分析』, 調査研究報告書 No. 98.
- 中田喜文 (1997) 「日本における男女賃金格差の要因分析」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』, 東京大学出版会。
- 日本労働研究機構 (2003 a) 『母子世帯の就業支援に関する調査研究報告書』, 日本労働研究機構調査研究報告書 No. 156.
- (2003 b) 『育児休業制度に関する調査研究報告書—女性の仕事と家庭生活に関する研究調査—結果を中心に—』, 日本労働研究機構調査研究報告書 No. 157.
- 樋口美雄・酒井 正 (2004) 「均等法世代とバブル崩壊後世代の就業比較」樋口美雄・太田 清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』, 日本経済新聞社。
- 宮本みちこ (2005) 「家庭環境からみる」小杉礼子編『フリーターとニート』, 勁草書房。
- 労働政策研究・研修機構 (2005) 『若年就業支援の現状と課題—イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から』, 労働政策研究報告書 No. 35.
- (2005) 「パートと正社員の均衡処遇: 新たな潮流と課題」『ビジネスレーバートレンド』1月号。
- 山川隆一 (2004) 「日本の解雇法制」『解雇法制を考える: 法学と経済学の視点, 増補版』, pp. 3-29.
- Akabayashi, H. (2001) "How Do Japanese Wives Respond to the Allowance for Spouses? A Structural Estimate of Labor Supply and a Test of a Unitary Household Model" Mimeo.
- Daly, M. (2000) *The Gender Division of Welfare: The Impact of the British and German Welfare States*, Cambridge University Press.
- England, P. Marie Evertsson and Joan Hermsen "The Gender System: What's Changing? What's Not?" Paper presented at The 37th Congress of the International Institute of Sociology, Stockholm July 2005.
- Esping-Anderson (1990) *Three State of Welfare Capitalism* Princeton University Press.
- Gottfried, H. and J. O' Reilly (2002) "Reregulating Breadwinner Models in Socially Conservative Welfare Systems: Comparing Germany and Japan", *Social Politics* Spring 29-59.
- Gustafsson, S. (1992) "Separate Taxation and Married Women's Labor Supply. A Comparison of West Germany and Sweden", *Journal of Population Economics*, 5, 61-85.
- Hobson, Barbara (1994) "Solo Mothers, Social Policy Regimes, and the Logics of Gender" *Gendering Welfare States*, Sage Publications.
- Joshi, H. and P. Paci (2000) *Unequal Pay for Men and Women*, MIT Press.
- O' Conner, J., A. S. Orloff, and S. Shaver (1999) *States, Markets, Families: Gender, Liberalism and Social Policy in Australia, Canada, Great Britain and the United States*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Sainsbury D. eds. (1994) *Gendering Welfare States*, Sage Publications.
- (1999) *Gendering Welfare State Regimes*, Oxford University Press.
- Smith, N., S. Dex, J. D. Vlasblom, and T. Callan, (2003) "The Effects of Taxation of Married Women's Labour Supply Across Four Countries", *Oxford Economic Papers* 55, 417-439.
- (ながせ・のぶこ お茶の水女子大学 助教授)
(むらお・ゆみこ 東洋大学講師)

総 括 コ メ ン ト

平 岡 公 一

本号の特集企画「家族形態の変容と社会保障」に関して総括的なコメントを行うことが、筆者に与えられた課題である。Ⅰにおいて、各論文の独自性と意義についてコメントを加え、Ⅱでは、五つの論点に即して、これらの論文が提起する問題について考察を行うことで、責を果たすことにしたい。なお、筆者の主たる専門領域は、社会福祉サービスの政策論・運営論であり、各論文が扱っている主題は、この領域の外にあるものが大部分である。したがって、各論文についてのコメントは、客観的な学問的評価というよりも、筆者の研究関心と視点からの論評という性格のものにならざるを得ないことをお断りしておきたい。

Ⅰ 各論文の独自性と意義

今回の特集は、六本の論文から構成されている。

「家族形態の変化と見通し」(小島克久)は、特集全体の序論的な性格をもつものであり、国勢調査の結果と国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を用いて、近年のわが国における家族形態の変化の基本的な特徴と今後の見通しを明らかにするとともに、増加している家族形態の社会的・経済的な姿のいくつかの側面について検討を加えたものである。この論文で取り上げられている家族形態のさまざまな変化のうち、単独世帯・夫婦のみ世帯、あるいは離別母子世帯の全般的な増加傾向などは、よく知られている点であるが、コーホート別にみた場合の家族構成の変化などは、従来注目されていなかった点である。例えば、1936～40年出生コーホートで80～84歳時点での

単独世帯割合が27パーセント強になる見通しであるという指摘は、高齢者介護の今後のあり方を検討する上で重要な示唆を与えてくれる。

これに続く五本の論文は、家族と社会保障に関わる個別テーマに関して、いずれも独自のデータ分析(もしくは判例の分析)を通して実証的な検討を加えたものである。いずれも、これまで研究の蓄積の少ない、もしくは全くないテーマをあつかったものであり、その点からみても今回の企画の意義は大きいと考えられるが、以下では、筆者の関心と視点に即して、それぞれの研究の独自性と意義についてコメントを行うことにしたい。

「子どもに対する意識構造のジェンダー比較－潜在クラス・モデルによる分析－」(福田亘孝)は、出生行動を左右する基本的要因でありながら、従来は立ち入った検討がされてこなかった「子どもを持つことに対する意識」に関して、潜在クラス・モデルという手法を用いて、男女間意識構造の共通点と相違点を分析したものである。

この研究で特に興味深い点は、夫婦の実際の家事分担度が子どもに関する意識に与える影響を分析し、家事分担の平等度が子供を持つことに対する女性の意識構造に強い影響をもたらすことを明らかにしている点である。多項ロジット潜在クラス回帰モデルによる分析結果によれば、家事分担の不平等度が高く、女性に負担が集中することは、子どもを持つことに関する女性の意識を否定的なものにするよう作用する。これは、フルタイムで働く女性だけの問題ではない。同じモデルの分析結果によれば、パートタイムで働くことは、フルタイムで働くことよりも、子どもを持つことに関

する意識を否定的にする効果を持つ。この知見は、既婚女性のフルタイム就労が必ずしも一般化せずにパートタイム就労が増加するなかで出生率の持続的な低下を経験してきたわが国の状況に照らして示唆的である。

この研究ではまた、子どもを持つことを否定的に考える人の割合が、男性よりも女性の場合に高いなど、子どもに関する意識に、男女間でさまざまな違いがあることを明らかにしている。最近では、少子化の問題をジェンダー平等の問題と関連づけて論じることに否定的な見解を示す論者もいるが、この研究は、この2つの問題の密接な関連を示唆している点で、少子化問題をめぐる論議に一石を投じるものといえる。

「母子世帯の生活状況とその施策」(濱本知寿香)は、母子福祉施策の動向と母子世帯の生活実態の概況の把握を行った上で、パネル調査のデータを用いて、母子世帯になる直前から3年後までの生活状況の変化を多面的に分析したものである。

筆者は、次の点に関するこの研究の視点、方法、分析結果の独自性を評価したい。

その第一は、この研究が、パネル調査データを用いた分析を行っている点である。時間の経過のなかでの生活の変化については、出生コーホート分析の結果から推定が行われたり、回顧的質問(過去の出来事を思い出してもらって回答してもらう質問)による調査データを用いて分析が行われたりすることがある。しかし、コーホート分析による推定では、個人レベルの変化をとらえることができず、回顧的質問に対する回答データは、バイアスを伴うものになりがちである。その点で、パネル調査データを用いた分析を行えば、個人レベルの変化に関するより信頼のおける知見を得ることができる。筆者の濱本氏には、パネル調査データを用いた貧困の動態分析の研究実績(濱本, 2005)があるが、その分析方法がここでも有効に活用されている。

第二に、この研究は、このような特徴をもったデータの分析により、母子世帯になる以前から常勤の仕事に就き、それを継続することが、貧困に陥るのを免れること、あるいは貧困から脱出する

ことを可能にする上で重要な要因であることを明らかにしている。従来の研究に欠けていたこのような独自の観点からの分析の結果は、母子世帯の自立支援・就労支援策をめぐる議論にとって重要な示唆を与えてくれる。

第三に、この研究は、母子世帯の自立支援・就労支援策に関して、母子世帯の生活状況、特に母子世帯になる前後の生活状況の変化をふまえて、多面的な対策を実施することを提案している。ここで提案されている対策のなかには、母子世帯になる以前から利用できる身近な相談機会の整備や、一時保育や病児保育の充実、住宅対策などの幅広い内容のものが含まれている。従来の母子施策の枠を超えたこうした対策を充実することこそが、母子世帯の就労・自立問題の解決にとってかえって近道になることをこの研究は示唆しているように思われる。

第四に、この研究では、母子世帯が貧困に陥るリスクが一般世帯と比べて著しく高いという従来から指摘されている点を再確認したのに加えて、母子世帯が、健康、社会的支援網(ソーシャル・サポート・ネットワーク)、信用供与、教育機会などの点でも不利益を被りがちであることを明らかにしている。母子世帯の貧困・低所得問題や、その問題の世代的再生産の問題を、相対的剥奪(relative deprivation)、あるいは社会的排除という観点から分析していくことの必要性が示唆されているといえる。

以上の点に関するこの研究の独自の意義にかかわらず、その分析に限界があるとすれば、それは、分析の対象としたサンプル数が少ないという点であろう。この点は、今後、より大きなサンプル数を確保できる調査デザインでデータを収集することが期待されるところであるが、しかし実際には、母子世帯になる以前の段階から母子世帯になって以降までをカバーするパネルデータを収集することを前提にすると、十分なサンプル数の確保には相当な困難が伴うと考えられる。なぜならば、近い将来に母子世帯になる可能性が高いサンプルを抽出するということはほとんど不可能であり、したがって、ある年齢層の女性一般を対象にするパ

ネル調査で得られたデータから、調査期間中に母子世帯になったケースのみを取り出して分析の対象にするという手順を踏む以外に、必要なパネルデータを入手する方法はないといえるからである。この主題に関する研究の前進のためには、公的機関が大規模サンプルのデータを収集し、研究者に公開することが必要と考える。

「高齢期をひとりで暮らすということ—これからの社会保障制度をさぐる—」(白波瀬佐和子)は、各種の政府統計を活用するとともに、国際比較データ(マイクロ・データ)を独自に集計・分析することを通して、わが国の一人暮らし高齢者の経済的ウェルビーイング、あるいは社会関係・人的ネットワークの状況について、それに影響を及ぼすライフコース要因等の背景要因も考慮しつつ多角的に分析したものである。白波瀬氏は、最近、高齢期や子育て期における経済格差の問題を扱った研究の成果をまとめた著作(白波瀬, 2005)を刊行されており、これらの主題に関する氏の研究成果はよく知られている。この論文は、その成果をふまえつつ新たな分析を行った結果をまとめたものであり、筆者としては特に次の点に関心をもった。

第一に、この研究では、一人暮らし高齢者のウェルビーイングの状況をとらえるにあたって、時間的な経過のなかでどのように変化してきたのかという観点からの分析と、国際比較の観点から見て、日本の一人暮らし高齢者の状況にどのような特徴があるのかという観点からの分析を組み合わせを行っている。そのことにより、一人暮らし高齢者の経済状況が、1980年代後半以降、(低所得割合の低下という点でみて)改善されてきたものの、比較の対象とした欧米諸国との対比において、単身女性の低所得リスクが高いという日本の一人暮らし高齢者のおかれている状況の特徴が明らかにされている。「女性が伴侶を失うことに伴う経済的逸失の程度は日本とアメリカが最も大きい」という点も重要な知見である。このことは、ジェンダー論的社会政策研究において社会政策の主要な評価基準の一つとされる女性の経済的自立を保障する機能という点で、両国の社会保障制度が問題

を抱えていることを示唆しているのである。

第二に、相対的にみて多くの生活リスクに直面しがちな一人暮らし高齢者は、さまざまな支援を必要としているが、この論文が明らかにしているように、利用できる支援の程度や範囲には相当な個人差があり、それは社会階層等のさまざまな社会的要因や、その高齢者のライフコース的要因に左右される。親族ネットワークの規模が縮小していくなかでは、親族以外の支援の重要性が増すが、それが得られる可能性もさまざまな要因によって制約されるのである。

「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障—児童手当・扶養控除の対象の考察—」(尾澤 恵)は、子育てに係る経済的な支援という点で共通の機能を有していることから調整もしくは一元化の必要が論じられることの多い児童手当制度と、税制における扶養控除について、対象者の範囲、特に事実上の子を対象に含めるかどうかという点からみた相違点を分析したものである。

児童手当と扶養控除の調整をめぐる問題については、1977年の都村敦子氏の論文(都村, 1977)以降、研究者の注目するところとなり、1980年の児童福祉審議会の意見具申「児童手当制度の基本的あり方について」を始めとして、政策的論議の場でもしばしば言及されてきた。しかし、尾澤氏の指摘するように、その場合の議論の焦点は、もっぱら所得階層別の受益の程度の両制度間の相違という点におかれてきた。事実上の子の扱いという観点からこの両制度の問題を取り上げたのは、おそらくこの論文が最初なのではないかと思われる。

一昔前であれば、事実上の子の扱いということは、社会保障制度全体の問題から見ればマイナーな問題とみなされたかもしれない。しかし、今日では、嫡出でない子に不利となる社会制度の見直しが課題となる一方で、ライフスタイルの選択に対する中立性という観点から、社会保障制度のあり方を考える際に無視できなくなってきたことから、この論文の扱う主題の重要性が増してきている。

ライフスタイルの選択に対する社会保障制度の

インパクトという問題は、「**社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるかー日本の社会的保護の仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイアス**」(永瀬伸子・村尾祐美子)が正面から取り上げて検討しているテーマである。

この論文では、全国消費実態調査の再分析等を通して、日本の社会保障制度や雇用制度・税制が、「雇用者については主な生計維持者を社会的に保護し、主婦には主な生計維持者を通じて社会権を与え、子どものケアは私的な活動として扱うという暗黙の家族モデル」を維持・強化する機能を果たしてきたことが明らかにされている。このような視点からの社会保障等の公共政策の分析は、「男性稼ぎ手モデル (male-breadwinner model)」に基づく社会保障や税制等のあり方を問題にしてきたジェンダー論的社会政策研究の研究視角に対応するものであるが、この論文を含む永瀬氏の一連の研究は、日本に固有の雇用慣行のあり方や、パートタイム労働の労働法制上の位置づけなどを踏まえつつ、きめ細かな分析を展開しているところに、その特徴と独自の意義が認められる。

また、この論文では、介護保険を含めて高齢者のための社会保障の水準が相当なレベルに達している一方で、児童を持つ家族に対する政策が遅れ、子どものケアが依然として私的な活動として位置づけられているという点が強調されている。

高齢者ケアが社会化されている一方で、子どものケアが私的な活動と位置づけられているという指摘については、わが国で、1960年代から70年代にかけて保育サービスが、障害者・高齢者サービスに先立って整備され、北欧・フランス等を除けば、欧米諸国との対比で、その整備水準が特に低いとは言えないと言う点からみれば、やや意外な感があるかもしれない。しかし、児童のいる家族に対する現金給付の対象範囲や給付水準が、先進国中で相対的に低位にあることは近年の比較研究でも明らかにされており(所, 2003), わが国の民間企業の労働時間や雇用慣行・職場慣行のあり方が、一定水準の保育サービスの整備にもかかわらず、出産・子育て期の女性の民間部門でのフ

ルタイム就労の継続を困難にしている現実に即してみれば、子どものケアが私的責任とされる部分が実質的には相当に多いとみるのが妥当と考えられる。このような状況は、近年において、雇用流動化が進む中で、結婚・出産・子育て期にあたる若い世代の将来の生活に対する不安や子育て費用の負担感が高まってきている点から見て確かに放置できないものである。

II 家族と社会保障の関連を検討する上での示唆

それでは、これらの論文が、家族と社会保障の関連を検討する上でどのような示唆を与えてくれるのかという点について、五つの論点に即して考察を行うことにしたい。

1 子育て支援をめぐる政策研究の新たな前進

近年では、家族と社会保障の関連という主題をとりあげる場合、少子化対策としての子育て支援策に関心が集中する傾向がみられる。このような傾向は、「1.57ショック」を契機に、「少子化」と「子育て支援」いう用語が広く使われるようになり、少子化への対応が公共政策全般に関わる政策課題であるという位置づけがなされるようになるまでは見られなかった現象である。このような傾向が生まれるのとほぼ同じ時期に、家族政策のとらえ方に関して、国家による家族の規制という側面を重視する考え方から、欧米諸国の場合と同様に、家族への支援、とりわけ出産・子育てに関わる家族への支援というとらえ方へという変化が生じた(下夷, 2001, p. 10)。

ちょうどこのような変化が起きつつあった時期に、社会保障研究所と、厚生省人口問題研究所は、それぞれの研究プロジェクトの成果をまとめて『現代家族と社会保障ー結婚・出生・育児』(社会保障研究所, 1994)と『先進諸国の人口問題ー少子化と家族政策』(阿藤, 1996)という研究書を刊行しているが、その時期には、家族と社会保障の関連についてもっばら出産や子育てに焦点を合わせて検討することや、出産・子育てに関わる支援策という意味で家族政策という用語を用いるこ

と自体が、斬新な発想のように受けとめられていたように思う。その後、これらの問題への関心が政策面でも研究面でも高まったことは言うまでもないが、両研究所に関して言えば、その後、国立社会保障・人口問題研究所として統合再編がなされ、これらの問題に関する研究に集中的に取り組む環境が整えられることとなった。こうした環境のなかで行われた研究は、『少子社会の子育て支援』(2002年)『子育て世帯の社会保障』(2005年)を始めとする多くの成果を生みだしており、そのような研究の蓄積を背景として、今回の特集の企画が組まれたということが出来る。

今回の特集を構成する六本の論文のうち三本(福田論文、濱本論文、尾澤論文)は子育て支援策そのものを主題とする論文であり、その他の二本の論文(小島論文、永瀬・村尾論文)も、子育て支援策と密接に関連する内容の論文である。それぞれの論文の意義と独自性については、前節で述べたとおりであるが、そこで述べたことから明らかなように、こうした主題に関する研究の水準は、ここ十年ほどの間に大きく向上しており、これらの論文は、さらにその水準を引き上げるものと評価できると筆者は考えている。

2 家族と社会保障の関連に関する多様な研究主題

家族と社会保障との関連について研究を進める場合に、子育て支援策に関心が集中するのは十分根拠があることであるが、そのほかにも、研究として発展性があり、かつ政策的に重要なインプリケーションを持ちうる研究主題が少なくない。白波瀬論文と永瀬・村尾論文が扱っている主題がその代表例といえるだろう。

白波瀬論文が扱っている一人暮らし高齢者の問題については、社会学・老年学等でこれまで多くの研究が行われ、多くの政策的・実践的論議が行われてきている。しかし、経済的ウェルビーイングや社会的ネットワークという観点からみた場合のわが国の一人暮らし高齢者の状況が近年の社会変動のなかでどう変化してきたか、また、国際比較の観点から見てどのような位置にあるのかという点について体系的な検討を行った研究は、管見

の限りでは、白波瀬氏の研究以外にはない。この研究の延長線上にある未開拓な研究の主題として、一人暮らし高齢者になるプロセスの出生コホート別、地域別、社会階層別の違いであるとか、所得・資産や社会的ネットワークに関する格差が発生するプロセスの分析などの主題が思い浮かぶ。

こうした主題に関する研究の成果は、また、高齢者ケアのあり方を検討する際にも参照される必要がある。というのも、今日では、高齢者ケアのあり方に関して、家族同居を前提にするケアのモデルから、一人暮らし高齢者に対応するケアのモデルへの転換が求められているのであるが、その転換がスムーズに実現するためには、単にケアの技法を開発するだけでなく、高齢期の一人暮らしに伴うさまざまなリスクのありかたや、活用する資源の状況を十分に把握しておくことが重要と考えられるからである。

3 標準的家族モデルに基づく社会保障制度の限界

永瀬・村尾論文は、正面からこの主題に取り組んでいるが、他の論文の課題設定の背景にも、この主題に関する問題意識があるとみてよいだろう。

標準的家族モデルの概念は、家族社会学者の山田昌弘氏によるものであり、夫が主な稼ぎ手となり、妻が家事・育児を担うという性別役割分業を前提とする家族のあり方(山田, 2001, p. 34)を意味する。先進諸国において第二次大戦後に確立した福祉国家体制における社会保障制度は、多くの場合、この標準的な家族モデルを前提とし、このモデルに基づく家族の形成を支援するよう設計されてきた。その一方で、そのような特徴を持つ社会保障制度は、このモデルから逸脱するライフコースを歩む個人に不利益をもたらしがちであった。

先進諸国では、オイル・ショック以降、このモデルの前提条件であった男性労働者の安定的な雇用の保証が不確実となり、性別役割分業についての合意も揺らいだことにより、このモデルに基づく社会保障制度の再編成の課題に直面することになった。ところが、わが国の場合、少なくとも1970年代から80年代という時期に関する限り、

これらの前提条件の動揺は限定的なものにとどまり、企業主義の再編強化と、パートタイム労働の雇用機会の拡充による対応が成功をおさめたため、1985年の年金制度改革などこの時期に実施された社会保障制度改革においては、標準的家族モデルの根本的な見直しが行われなかった。今日に至るまで社会保障・税制・雇用制度のあり方は、既婚女性のパートタイム労働を組み込み部分的に修正された標準的家族モデルに適合的なものであり続けている。そして、このことが、永瀬・村尾論文が指摘するところの、既婚女性の「パートという働き方」の優遇と、子どものケアの私的な活動として位置づけの持続という結果をもたらしている。

しかしながら、一方では、雇用の一層の流動化が進みつつあり、他方では、欧米諸国とはやや違う形ではあるが標準的家族モデルに代わる家族のあり方がひろがりつつあるなかで、永瀬・村尾論文で指摘されているように、このような性格を持つ諸制度の維持可能性に疑問がもたれる状況が生じている。

このような認識を前提にすると、今日の社会保障研究が取り組むべき課題の一つは、標準的家族モデルの根本的な見直しに基づく実現可能な制度改革の構想と提案を提示していくという点にあると言えるのではないだろうか。

4 家族の役割の再評価と社会保障

しかしながら、現実の政策論議のなかでは、家族により大きな役割と責任を担わせることによって社会保障制度の財源確保の困難を緩和することができるのではないかという期待に基づいて、あるいは、家族の役割と責任の後退が、社会保障制度の財政的困難を一層悪化させるのではないかという不安に基づいて、家族の役割の再評価の必要が論じられることが少なくない。

このような議論は、今日の日本社会の家族に起きている現実の変化を直視することを回避することにつながりがちであり、そのことの問題性を軽視することはできない。しかし、その一方で、さまざまな生活リスクに対する対応において家族が

現実に果たしている役割の大きさは無視されるべきではなく、また、家族の果たす役割がただ一方的に減少し続けると断定する根拠もない。

このような点を踏まえて、家族の役割の再評価の課題に取り組む際には、家族に関する社会学その他の研究の成果に照らして、次のような観点を考慮する必要がある。

第一に、今日の家族研究において、家族のなかでの権力関係や不平等を問題にすることが当然のこととされている。家族が生活リスクへの対応において一定の役割を担うとされる場合、実際にその負担と責任を負うのは誰なのかという問いを無視することはできない。

第二に、虐待やDVなどの問題に典型的にみられるように、家族は、その構成員の福祉を阻害する機能を果たす場合もある。家族が、その構成員の福祉を促進する機能を果たすために、どのような社会的支援が必要かという観点が必要である。

第三に、家族の機能だけを過大に評価するのではなく、家族以外の親族や近隣住民、知人や友人等のインフォーマルな資源が果たす役割にも注目する必要がある。濱本論文と白波瀬論文において、社会関係や人的ネットワークに関する分析が行われているのは、社会的支援網が、人々の心理的ウェルビーイングの向上や生活機会の拡充に果たす機能が、福祉問題に関する研究で注目されているためである。

第四に、家族が、その構成員の福祉を促進したり阻害したりする程度は、その家族の構成員の意思や能力・性格だけによって決まるわけではなく、家族を取り巻く社会的環境によっても規定されるという点に留意する必要がある。生活リスクに直面し、相互扶助が期待される家族や地域社会は、相互扶助の能力が最も低下している家族や地域社会であったりする。

5 エビデンスに基づく政策分析・政策評価と政策立案の課題

現実の家族関係のあり方や、家族に関する意識が急速に変化する一方で、社会保障制度の前提とする家族モデルについての合意形成が容易でない

状況の下で、家族に関わる社会保障政策の分析・評価を行い、あるいは政策立案に取り組むに当たっては、家族に関するエビデンスの提示と活用がますます重要になっている。

今回の特集の各論文は、そのような意味でのエビデンスの提示の機能を果たすものといえるが、今後、政策研究によるエビデンスの提示の機能を強化していくためには、政策課題に即した体系的な調査データの収集と活用が一層重要になるだろう。このような取り組みは、国立社会保障・人口問題研究所等において、活発に行われているが、さらにアメリカ・イギリス等の諸国と同等のレベルにまで政策研究を引き上げていくためには、諸外国に見られるように、公的機関が収集した大規模な調査データが、データ・アーカイブ等を通して研究者の利用に供される状況を実現することや、生活リスクの発生状況等の情報を含む長期縦断調査のデータを整備していくことなどが望まれるところである。

参考文献

阿藤 誠編(1996)『先進諸国の人口問題—少子化

と家族政策』、東京大学出版会。

国立社会保障・人口問題研究所編(2002)『少子社会の子育て支援』、東京大学出版会。

国立社会保障・人口問題研究所編(2005)『子育て世帯の社会保障』、東京大学出版会。

社会保障研究所編(1994)『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児』、東京大学出版会。

下夷美幸(2001)「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究2』, pp. 8-27。

白波瀬佐和子(2005)『少子高齢社会のみえない格差—ジェンダー・世代・階層のゆくえ』、東京大学出版会。

都村敦子(1977)「福祉政策の“Harmonization”問題について—児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 1, pp. 40-53。

所 道彦(2003)「比較のなかの家族政策—家族の多様化と福祉国家」埋橋孝文『比較のなかの福祉国家』, ミネルヴァ書房, pp. 267-296。

濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分布とダイナミックスーパーパネル調査にみる貧困変動—」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』, ミネルヴァ書房, pp. 71-93。

山田昌弘(2001)「転換期の家族政策」『社会政策研究2』, pp. 28-48。

(ひらおか・こういち お茶の水女子大学教授)

「資本主義の諸類型」論から見た日本型福祉レジーム

稗 田 健 志

I はじめに

本稿は、近年注目を集める「資本主義の諸類型 (Varieties of Capitalism)」論を紹介し、その観点から日本型福祉レジームを巡る諸論考を整理することで、それが日本型福祉レジームの理解に対して持つ意義を探ることを目的とするレビュー論文である。

日本における近年の比較福祉レジーム研究は、エスピン-アンデルセンの「三つの世界」(Esping-Andersen 1990)の強い影響の下、左派動員力に着目する労働中心アプローチから日本を普遍的枠組みのなかに整合的に位置づけようと努力してきた。しかしながら、左派動員力に基礎をおく権力資源動員論では、日本の事例は「例外」あるいは「境界事例」となり、それを克服するために他の理論と組み合わせることで日本の内実を描き出すとすればするほど、社会民主主義モデルを理念型におく既存の福祉国家論とは齟齬をきたしてきた。これに対し、「労働中心アプローチから経営者中心アプローチへ」という近年の比較政治経済学の潮流を反映し、生産レベルでの技能形成と制度的補完性という概念枠組みから福祉レジームを把握する資本主義の諸類型論が描く日本型福祉レジーム像は、これまで日本国内で蓄積されてきた日本型企業社会論のそれと極めて親和的であり、より実相に即した形で日本型福祉レジームを比較の枠組みに位置付けることができるように思われる。それゆえ、資本主義の諸類型論は日本型福祉レジーム把握に大きく貢献できるのではないかという

のが本稿の問題意識である。

以上の主張を検討すべく、本稿は以下のように構成される。第一節では近年の比較政治経済学の諸論考の検討を通じ、「資本および経営者」と「制度的補完性」への注目という二つの特徴を析出する。第二節では、資本主義の諸類型論の理論的フレームワークを説明し、それが明らかにする生産レジームと福祉レジームとの連関を検討する。第三節では、日本型企業社会論と従来の日本の福祉国家研究を概観した上で、資本主義の諸類型論がこれらの議論に対して持つ優位性を論じる。第四節で全体の議論を要約し、資本主義の諸類型論が抱えていると思われる課題を提示してまとめたい。尚、資本主義の諸類型論による日本の福祉レジーム理解という筆者の問題意識に限定されたレビューとなるため、本稿は比較政治経済学の包括的なレビューとはなりえない。比較政治経済学全体の動向については、ホール (Hall 1997, 1999)、新川他 (2004) を参照されたい。

II 近年の比較政治経済学の特徴

近年の比較政治経済学の特徴としては、第一に資本および経営者への注目が挙げられる。これは、階級内対立と階級交叉連合というマクロレベルでの資本側への注目と、生産レベルでの経営者の生産戦略というミクロレベルの経営者の選好への注目、という二つのレベルに分けられる。そして、第二の特徴は、様々な制度の間に形成されている制度的補完性 (Institutional Complements) に注目する点である。

第一の特徴とした「資本および経営者への注目」だが、これは従来の研究が持っていた労働中心主義に対する批判を念頭に置いたものである。1970年代、80年代の比較政治経済学における支配的学説は労資和解体制に注目するネオ・コーポラティズム論 (Schmitter and Lehmbruch 1979; Lehmbruch and Schmitter 1982; Goldthorpe 1984), および左派動員に着目する権力資源動員論 (Korpi 1983; Esping-Andersen 1985) であった¹⁾。この議論では、労資の利害対立は自明であるとされ、インダストリアルイズム論²⁾の予想した収斂が生じず先進諸国の間に差異が残った理由は、諸国家間での労資のパワーバランスの違いに求められた。これに対して異を唱えたのが「修正派 (revisionist)」と呼ばれる人々である。彼らは、ネオ・コーポラティズム論や権力資源動員論が「労働」と「資本」を一枚岩のように見ていると批判し、資本の側の利害や組織能力といった点に注意を向けるよう力説する (Iversen and Pontusson 2000: 31)。

その代表例ともいえるのが、スウェンソン (Swenson 1991) の議論である。彼は北欧におけるコーポラティズム体制の確立過程における経営側の組織能力に焦点を当て、通説とは異なり、それを国際競争セクターにおける階級交叉連合³⁾の成立から説明している。スウェンソンは、1930年代のデンマークとスウェーデンにおける中央交渉システム成立の要因を、国内セクター (とりわけ建設業) の高賃金に悩まされた国際競争セクター (とりわけ金属産業) の労資によって形成された階級交叉連合による賃金抑制戦略に求めた。金属産業の労資それぞれが、労働組合中央組織と経営者中央団体の主導権を握り、中央交渉システムの設立を通じて、国内セクターのストライキと賃上げを抑制する連合を形成したということである。

また、ポンツソンとスウェンソン (Pontusson and Swenson 1996; Swenson and Pontusson 2000) は国際競争セクターにおける階級交叉連合の観点から、今度はスウェーデンの中央交渉システムの崩壊を描く。スウェーデンでは1983年に金属産業経営者連盟 (VF) が寛大な賃上げを条件

に金属労組 (Metal) を中央交渉制度から離脱させることに成功した。金属産業の経営者が賃金交渉システムの分権化を求めたのには、国際競争セクターと国内セクター、とりわけ公共セクターとの間の賃金格差を大きくすることで、国際競争セクターへ有能な労働者の供給を確保すること、そして従業員の企業へのコミットメントを強化する手段として賃金を用いることで品質と生産性の向上につなげようという意図があった。スウェーデン金属産業経営者は賃金の柔軟性を確保するために賃金交渉システムの分権化を図ったということである。

これらの議論に共通するのが、階級内利害対立と階級交叉連合の強調である。さらに彼らが「多品種高品質生産 (diversified quality production)」や「柔軟な専門化 (flexible specialization)」といった生産戦略を求める、企業レベルでの経営者の選好⁴⁾を説明変数として導入している点は注目に値しよう (Pontusson and Swenson 1996: 88)。

近年の比較政治経済学の第二の特徴は制度的補完性への着目である。制度的補完性とは、ある制度の存在がある他の制度の有効性 (生産性) を高める方向に働く状態を指している。すなわち、ある制度が有効に機能することが、もう一方の制度が有効に機能する前提となっているような状態である。このとき、この二つの制度は制度的補完関係にあると呼ぶことができる⁵⁾。この制度的補完性という考え方をを用いることにより、例えば中央賃金交渉制度など、単一の制度が経済パフォーマンスなどに与える影響を考察してきた従来の比較政治経済学の持つ限界の乗り越えが図られてきた。制度的補完関係で結びついた制度の複合体をレジームとして捉える後述の生産レジーム論などは、その典型といえよう。

具体的な事象の説明に制度的補完性を用いた例としては、金融政策と賃金交渉システムの相互作用の議論が挙げられる。ホールとフランツェゼ (Hall 1994; Hall and Franzese 1998) は、中央銀行の金融姿勢がシグナルとして賃金交渉に影響を与えるため、失業率とインフレ率の両者を抑制

するには賃金交渉がある程度集権化されている必要があると主張する。また、アイヴァーセン (Iversen 1999, 2000) は、高度に集権的な中央賃金交渉システムを持つ国では連帯賃金政策が賃金ドリフトを招くため良好な経済パフォーマンスを維持するには融和的な金融政策を必要とする一方、セクターレベルで賃金交渉を行う国では抑制的な金融政策が賃金インフレを抑え良好なパフォーマンスを達成すると主張する。結論は異なるが、両者が注目するのは制度間の相互作用という視点である。中央銀行の果たす金融政策のシグナリング機能が調整的賃金交渉制度あるいは集権的賃金交渉制度の働きを支えていると見る点で、彼らの議論は制度的補完性に注目した議論とみることができよう。

もう一つの例としては、年金制度と金融システムとの間の制度的補完関係を論ずる研究が挙げられる。ジャクソンとヴィトルズ (Jackson and Vitols 2001) は、イギリス・日本・ドイツ・アメリカの年金制度を比較して、ドイツと日本の年金制度が「忍耐強い資本 (patient capital)」を形成し銀行中心型の金融システムに寄与してきたのに対し、イギリスとアメリカでは外部の年金基金に集められた資金の株式市場への流入が株主志向のコーポレート・ガバナンスに寄与していることを明らかにした。また、エステヴェス-アベ (Estevez-Abe 2001) は、日本では厚生年金や簡保・郵貯が公的な安定的資金を形成し、生命保険会社か信託銀行での運用を義務付けられた税制適格年金や企業年金が民間の長期資金を形成し、これらが長期志向の企業統治を促進したと論じている。すなわち、公的年金と規制された私的年金が金融システムやコーポレート・ガバナンスの性質と補完関係にあったのである。

従来の比較政治経済学が専ら労使関係に注目していたことを考えれば、こうした制度間の相互作用への着目は比較政治経済学における新しい傾向といえることができよう。また、こうした制度的補完性への注目は、経済学の新しい潮流である比較制度分析と軌を一にしている (青木 2001)。

III 「資本主義の諸類型」論

資本主義の類型論としては、アルベールのアングロサクソン型対ライン型、ドーアのアングロサクソン型対日独型が有名であるが (アルベール 1992; Dore 2000; Crouch and Streeck 1997)、ここでは多くの比較政治経済学者に影響を与えているホールとソスキス (Hall and Soskice 2001) の「資本主義の諸類型」論を紹介したい。というのも、ホールとソスキスのそれは、前節で指摘した近年の比較政治経済学の二つの特徴、すなわち経営者および経営者組織の戦略への着目と制度的補完性への注目という二つの視点、を精緻に組み合わせることで理論化しており、福祉レジーム論に対しても大きな理論的含意を持つと考えられるからである。そこで、本節ではホールとソスキスの「資本主義の諸類型」論の概要と、それに基づいて展開された「福祉-生産レジーム」論を検討する。

ホールとソスキスは、企業が労使関係、職業訓練・教育、コーポレート・ガバナンス、企業間関係、従業員という五つの領域で調整問題 (coordination problem) を解決する仕方に基づいて、政治経済体制を二つの生産レジーム⁹⁾に類型化する。すなわち、アメリカやイギリス等のアングロサクソン諸国を含む自由型市場経済 (Liberal Market Economies) と、大陸ヨーロッパ諸国と日本・韓国を含む調整型市場経済 (Coordinated Market Economies) である (Hall and Soskice, 2001: 6-9)。自由型市場経済では企業が主に競争的市場を介してその活動を調整するのに対し、調整型市場経済では企業はその調整の多くを非市場的關係に依拠している。非市場型の協調とは、包括的で不完全な契約、ネットワーク内の内部情報に基づいたモニタリング、競争力を構築するための他企業との協働関係といったものを指している。

この調整型市場経済という区分には、実はもう一つの分断線が隠されている。それは北ヨーロッパ諸国を中心とした産業調整型と、日本や韓国を中心とした集団調整型という区分である。産業調

整型では、調整は産業ラインにそって組織される経営者団体や労働組合に基づいて行われ、産業特化型の技術を育成する職業訓練制度の重要度が高く、賃金交渉はセクターごとに行われる。これに対し、集団調整型では、一つの大企業を中心として垂直的に組織される産業横断型の稠密な企業集団が形成される。そして、集団調整型では技能形成が垂直的な企業集団内で行われるため、従業員は企業特化型の技術を身につける。このような企業特化型の技能形成を促進するのが、日本で言えば終身雇用制であり、企業別組合だったのである(Hall and Soskice, 2001: 34-5)。

ここで、資本主義の諸類型論の枠組みにおいて重要となるのが制度的補完性(Institutional Complementarities)というアイデアである。資本主義の諸類型論に立つ論者によれば、教育訓練制度・人的資本投資・金融制度・コーポレートガバナンス・企業間関係・労使関係・生産戦略が補完関係で結びつき、自由型市場経済と調整型市場経済という二類型を作り出しているという。そして、この制度的補完関係の中心に位置するのが技能形成である(cf. Soskice 1999: 109)。例えば、自由型市場経済では市場調整に依拠した各種制度が企業間で持ち運びの容易な一般的技能の形成と補完関係にあるのに対し、調整型市場経済では、間接金融主体の金融制度とそれが可能にする長期志向のコーポレート・ガバナンスが産業特化型あるいは企業特化型の技能形成を支えている。さらに、調整型市場経済内でも、産業調整型では産業別組合と職業別徒弟制度(apprenticeship)が産業特化型技能の形成を促進し、集団調整型では企業別組合と終身雇用制が企業特化型技能の形成を促している。そして、それぞれの生産レジームのもつ技能形成レベルが、「多品種高品質生産(diversified quality production)」、「柔軟な専門化(flexible specialization)」、「多品種大量生産(diversified mass production)」と呼ばれるような、ミクロレベルでの生産戦略を可能にしているのである(cf. Hollingsworth and Boyer 1997)。

このように、資本主義の諸類型論は、比較政治経済学における経営者再考の潮流と制度的補完性

への注目という前節で指摘した要素を含みながらも、それをさらに洗練し統合した形で一貫性のある理論体系を構築していることがわかる。そして、この理論は、経営者の生産戦略と「社会的保護(social protection)」との間の制度的補完関係という視点から、生産レジームと福祉レジームの連関という新しい研究領域を生み出すことになった⁷⁾。福祉国家研究に生産レジーム論を摂取した研究のうち、経営者の選好を強調したものとしては、マレス(Mares 2003)とスウェンソン(2002)を挙げることができる。また、福祉国家論と生産レジーム論との接合という観点からの研究としては、エッピングハウスとマノウ(Ebbinghaus and Manow 2001)、フーバーとステューヴンス(Huber and Stephens 2001 a, 2001 b)、ならびに後述のエステヴェス-アベ(Estevez-Abe 1999)が挙げられる。ホールとソスキスの議論を直接的に継承し、生産レジームと福祉レジームの関係を理論化した論考として、エステヴェス-アベ、アイヴァーセン、ソスキスの福祉-生産レジーム論(Estevez-Abe, Iversen and Soskice 2001)を以下で検討したい。

資本主義の諸類型論と福祉レジームとの関係を論じたエステヴェス-アベ、アイヴァーセン、ソスキスは企業の生産戦略、従業員の技能形成方式、それらを支える社会的、経済的、政治的制度の総体を福祉-生産レジームと呼ぶ(Estevez-Abe et al. 2001: 145)。そして、かれらの中心的主張は、福祉-生産レジーム論に埋め込まれた社会的保護のあり方が、それぞれの生産レジームにおける技能形成の方式と補完関係にあるということである。いいかえれば、社会的保護を提供する諸制度が技能形成方式を支えているというのである。

失業補償と雇用保障を例にとって説明しよう。自由型市場経済諸国では、ともに低い水準の失業補償と雇用保障が労働市場の流動性を支え、自由型市場経済諸国の企業戦略に必要な一般的技能の形成を労働者に促している。一方、調整型市場経済諸国のうち、日本など企業特化型技能形成を競争力の源泉としている国々は、その企業特化型の技能が当該企業の外側では価値をもたないため、

従業員にそのような技能を形成させるには高い水準の雇用保障を必要とする。また、産業特化型技能の形成を行う国々では、雇用保障自身の重要性は低く、むしろ失業時に他産業への転職によって賃金を切り下げなくて済むだけの失業補償の充実が重要になる。高い賃金代替率と安定した給付の失業保険は、経営者と労働者双方において産業特化型技能への投資のリスクを抑え、産業における高技能の蓄積を可能にするのである (Estevez-Abe et al. 2001: 147-153)。つまり、失業補償・雇用保障という社会的保護の制度のあり方が、企業内における技能形成のあり方を支えているのである。

資本主義の諸類型論による福祉—生産レジーム論を解釈すれば、彼らは福祉レジーム論の組み替えを意図していると考えられよう。ソスキスとホールは社会政策や福祉国家の形成において経営者団体の果たす役割を重視しており、比較政治経済学における経営者再考の流れから福祉レジーム論に新たな視座を提供しようとしているといえる (Hall and Soskice 2001: 50)。もちろん、彼らは労働組合の強さや左派政権の影響を否定するわけではないが、ここで重要視されているのはやはり企業のマイクロレベルの生産戦略であり制度的補完性なのである。

以上のように、資本主義の諸類型論の立場に立つ論者達が描く福祉—生産レジーム論は、従来の福祉国家論の描くそれとは容貌が大きく異なる。例えば、権力資源動員論の立場に立つコルピやエスピン—アンデルセンが北欧の経験を理念型化して描いた福祉国家の「社会民主主義モデル」では、雇用保障や所得保障といった社会政策は、労働力の脱商品化を図り、階層間の格差を縮小することを通じて、階級内および階級間の連帯を醸成するという役割を担っていた (Esping-Andersen and Korpi 1984: 182-5; Esping-Andersen 1985: 30-36)。ところが、技能形成を媒介として生産レジームと福祉レジームを結合すると、「雇用保障と所得保障は特定の雇用タイプへの依存を強める試みであると解釈することができる」 (Estevez-Abe et al. 2001: 181) とまでされてしまうのであ

る。資本主義の諸類型論の立場に立つ論者の「福祉レジーム」解釈では、国家の社会政策を通して社会的市民権の確立を図るという、社会民主主義モデルの「福祉国家」概念の持っていた規範性が失われてしまっている点には注意が必要であり、この理論を評価する際の一つの論点となりうるであろう⁸⁾。

IV 日本型福祉レジームと資本主義の諸類型

ここまで紹介してきた資本主義の諸類型論は、日本型福祉レジームの理解に対してどのような意義を持つのであろうか。本節では、日本型企业社会論と、日本を欧米の普遍的な福祉国家論の枠組みに位置づけるこれまでの試みを批判的に検討したうえで、資本主義の諸類型論が日本型福祉レジームのより整合的な理解を促進し、日本に閉じた既存の研究を比較の地平へと開いていく可能性をもつことを論じる。

これまで日本型福祉レジームの実情を的確に描いてきたのは、日本型企业社会論であった⁹⁾。この立場にたつ論者によれば、企業による強力な労働者支配と労働者の自発的従属を基礎におく日本型企业社会は、もちろん従業員の忠誠心の涵養という目的を持つてのことではあるが、低水準の国家福祉を企業福祉で代替してきた。企業福祉は、大企業を中心としてではあったが、住宅や退職金制度を中心に発達した。政府としても税控除によりこれらを促進し、社会保障制度の整備も企業福祉を阻害しない形で進めたのである。そして、企業別組合は生産性向上への協力の見返りに企業福祉の拡充を求め、企業福祉の充実の結果として組合運動の目を国家福祉の充実が逸らさせた。このようにして、企業による国民の統合が日本における狭義の「福祉国家」の発展を阻害したのである。

このような日本型企业社会論による説明は、日本に住む人々のいわば「皮膚感覚」に訴えかけるという意味で、強い説得力を持ってきた。そして、企業社会が形成する日本社会の特殊性を指摘する膨大な研究がこれまで積み上げられてきた。しかしながら、この理論は明確な比較の枠組みを持た

ないという欠点を有していた。というのも、企業による労働者支配のあり方を他国との比較が可能となるような形で操作化してこなかったからである。実際、説明変数が企業支配の「強弱」しかないため、議論はややもすると企業支配の強い日本とそれ以外という構図になってきた。これは容易に日本特殊論へと陥る。「企業社会」なる概念は、いかに日本の描写に優れていようとも、本質的に日本を念頭に置いた記述的概念であるといわざるを得ない。

こうした日本における普遍的な比較の枠組みの欠如という研究状況に対し、欧米の先進的な福祉国家論を用いて日本を比較の中でとらえようとする試みが、90年代以降様々なかたちでなされてきた。まず、日本の福祉国家を包括的にとらえ、普遍的枠組みのなかに位置づけた先駆的業績としては、新川(1993)を挙げなければならない。新川は、権力資源動員論の立場から、戦後日本の脆弱な労働と強力な資本の非対称関係が残滓の福祉国家をもたらしたと論じている。彼はもちろん、企業福祉が日本的労使関係の確立に貢献した点について認識しているが、左派動員の脆弱性が公的福祉を最低限に抑えたことに焦点を絞ることで理論的整合性を保っている。しかしながら、裏を返せば、権力資源動員論の直接的な適用では「福祉国家」は説明できても、「福祉レジーム」はとらえられないことを示している¹⁰⁾。

また、埋橋(1997)は、エスピン-アンデルセン(Esping-Andersen 1990)の「三つの世界」と、公的福祉と私的福祉の両者を捉える福祉ミックスの議論を摂取し(cf. Rose and Shiratori 1986)、日本の福祉レジーム総体を計量データを用いて国際比較の枠組みに位置づけている。彼は、日本がエスピン-アンデルセンの類型論に即していえば自由主義レジームと保守主義レジームの混合形態であると結論付けている(埋橋 1997: 187)。これはエスピン-アンデルセン自身の認識と整合的といえるかもしれない。しかし、日本の福祉レジームでは雇用保障が国家福祉を代替していた点を指し¹¹⁾、自由主義レジームと保守主義レジームと社会民主主義レジームのいずれの要素も兼ね備えて

いたと論ずるに及ぶと、議論はいささかエスピ-アンデルセンからは乖離する。というのも、三つのレジームタイプの混合とするとき、エスピ-アンデルセンの類型論には存在した権力資源動員と制度という説明変数から切り離されてしまうからである。雇用保障という、「福祉レジーム」を考える際に重要な社会的保護のファクターの一つを加えるとき、「三つの世界」では日本の福祉レジームを十分に捉えられないのである。

近年では、日本の福祉レジームを、エスピン-アンデルセンの「三つの世界」と「東アジアモデル」あるいは「開発主義国家モデル」の間に位置づける試みがなされている(宮本 2003; Miyamoto 2003; 宮本・ベング・埋橋 2003)。確かに、「三つの世界」に時間軸を組み込むことにより、近代化の後発性から企業福祉・家族福祉による公的福祉の代替構造をとらえることができるかもしれない。しかし、この議論は、インダストリアルリズム論の克服をこそ意図してきた権力資源動員論に、近代化の先発・後発を問う時間軸という変数をいかに結合するののかという、理論的問題を抱えているように思われる。さらに、近代化の後発性から日本型福祉レジームの特殊性を説明したとして、日本の一人当たりGDPが欧米諸国の水準にすでに到達しているにもかかわらず何故エスピン-アンデルセンの三類型に収斂しないのかというアポリアは残されたままとなる。

このように、左派動員力に基礎をおく権力資源動員論のみでは日本の福祉レジームのリアリティをとらえられず、他方では、それを克服するために他の理論と組み合わせることで日本の内実を描き出すとすればするほど、説明変数と被説明変数との間の関係が曖昧とならざるをえなかった。従来の研究が示しているのは、エスピン-アンデルセンの枠組み自体の再検討の必要性であろう。

上に指摘したとおり、日本の事例は福祉レジーム論の通説に対する挑戦となっているが、資本主義の諸類型論は日本型福祉レジームに対するより整合的で簡潔な説明を与えているように思われる。実際、実証研究の蓄積もすでに始まっている。エステヴェス-アベ(Estevez-Abe 1999)は、戦後

日本の福祉レジームの成立を資本主義の諸類型論の枠組みから分析し、それが日本の経営と制度的補完関係にあったことを論証している。福祉プログラムの社会消費的側面よりも社会投資的側面に注目する彼女は、各種税控除によって優遇された厚生年金基金や税制適格年金といった企業年金が生命保険会社や信託銀行を介して企業部門に還流し、また厚生年金や簡易保険によって吸い上げられた資金が財政投融资を通して民間部門に流れ込み、「忍耐強い (patient)」資本を形成し、銀行主体のコルポレート・ガバナンスや大企業における終身雇用慣行を可能にしたと論じている。また、長期勤続者を手厚く遇し、早期離職者を罰する退職金制度や企業年金制度、および付加賃金とも呼べる社宅をはじめとした福利厚生制度が、労働者を所属企業のステークホルダー化して労使関係の円滑化と離職率の低下を実現し、企業特化型技能の形成を促したという。つまり、企業中心かつ貯蓄志向型の「ビジネス支援型福祉ミックス」が日本の経営を構成する諸制度と制度的補完関係にあったのである。そして、その福祉ミックスの形成期 (第一期 1950 年代, 第二期 1960 年代), 福祉政策の形成に経営者が大きな役割を果たしたと主張するのである。ただし、経営者の選好が直接的に政策として実現してきたわけではない。エステヴェス-アベによれば、日本政治は戦後長きに渡って中選挙区制という選挙制度をとってきたため特殊利益に弱く、また官僚もそれぞれ福祉プログラムに利害をもっており、ビジネス支援型福祉ミックスは制度に制約された各アクター間の相互作用の結果なのである。

企業の生産戦略と制度的補完性に着目する資本主義の諸類型論による日本型福祉レジームへのアプローチは、これまでの比較福祉レジーム論が様々な理論を組み合わせて記述しようとしてきた日本型福祉レジームのリアリティを、簡潔な理論構成によってとらえているように思われる。すなわち、日本型福祉レジーム=ビジネス支援型福祉ミックスは、企業特化型技能形成に依拠する日本の経営システム=日本型生産レジームと制度的補完関係にあったのである。また、それが描き出す

日本の像は日本型企業社会論のそれと極めて親和的である。エステヴェス-アベも指摘するように (Estevez-Abe 1999: 59), 日本型福祉レジームとは企業規模別に階層化された企業社会型福祉体制なのである。しかも、資本主義の諸類型論は日本の福祉レジームを技能形成という基準をもとに他の福祉レジームと比較することを可能にする。エスピン-アンデルセンの「三つの世界」からは例外としてしか捉えられなかった日本型福祉レジームは、近年の比較政治経済学の潮流のなかで例外の位置を脱却し、普遍的枠組みの中で把握される可能性がでてきたと考えられるのである。

V おわりに

本稿では、比較政治経済学における「労働中心アプローチから経営者中心アプローチへ」という近年の潮流を概観し、経営者の選好と制度的補完性への注目という特徴を析出した。そして、この二つの特徴を精緻に組み合わせた理論として資本主義の諸類型論を紹介し、それが福祉レジーム論に対して持つ含意を検討した。さらに、資本主義の諸類型論が日本型福祉レジームの理解にどのように貢献するのか、日本型企業社会論との接合可能性の観点から論じた。最後に、資本主義の諸類型論の課題と思われる点を指摘し、まとめとした。

第3節でみたように、資本主義の諸類型論は、技能形成というマイクロレベルでの企業の生産戦略と、労使関係、職業訓練、コルポレート・ガバナンスといった諸制度との間の制度的補完性からレジームのパフォーマンスを説明するという理論である。確かに、ホールとソスキスが主張するように、グローバル経済の下、調整型市場経済諸国と自由市場経済諸国のそれぞれが、それぞれの比較制度的優位 (comparative institutional advantages) をもつ産業への特化を強め、二つの生産レジームへ双収斂していくと予測する点で、動態論といえないこともない (Hall and Soskice 2001: 54-66)。しかし、制度的補完性で結びついた制度および制度間の変化を説明する論理

を持たないという点で、基本的に静態的枠組みといわざるを得ない。セーレンやピアソンから「機能主義」と批判されるのには理由がないわけではないのである (Thelen 2000: 166; Pierson 2004: 47)。それゆえ、機能主義的で静態的な枠組みでいかにして動態をとらえるのかという問題を抱えていると思われる。

例えば、日本は1990年代以降、「ケイレツ」、間接金融と銀行主体のコルポレート・ガバナンス、終身雇用制、株式の相互持ち合いといった、これまで日本的経営を支えてきた諸制度に大きな変革圧力が加わっているように見える。また、従業員平均勤続年数の上昇や運用利回りの低下といった要因から厚生年金基金の解散が増加していることに見られるように、企業福祉の在り方もこれまで通りではありえない。もちろん、変化の仕方から従来の制度に起因する経路依存性を指摘することは可能であろう。しかしながら、もし変化を認めるのであれば、諸制度が制度的補完関係で結びついたレジームの変容をどのように説明することが可能となるのか。このような変化をとらえる明確な枠組みを、資本主義の諸類型論はいまだ提示していないように思われるのである。機能主義的静態論という批判を乗り越え、福祉—生産レジームの動態を捉えるためには、制度の生成・発展・変化の歴史を追った地道な実証研究を行うことが求められているのであろう (Pierson 2004: 47; Thelen 2004: chap. 1)。

また、この資本主義の諸類型論のもつ機能主義的側面は、この理論が福祉国家のもつ歴史的意義を見えなくしてしまうという問題をも生んでいる。第2節の最後に指摘したことではあるが、技能形成との制度的補完性から福祉レジームを構成する諸制度を説明する福祉—生産レジーム論は、国家間あるいは生産レジーム間での社会政策の共時的違いをうまく説明する一方で、国家の社会政策を通じて T. H. マーシャルのいう社会権が実現されてきたという歴史的事実をその理論的枠組みの中に収められないのである。この点も資本主義の諸類型論が動態的把握に対して持つ弱みに起因していると考えられよう。

とはいえ、資本主義の諸類型論が日本型福祉レジームの理解に対して大きく貢献する可能性を有していることは既に指摘した通りである。1990年代の変化をどう評価するのかという問いに答える準備は現在の筆者にはないが、資本主義の諸類型論のとりわけ制度的補完性という考え方は次の問題、すなわち、これまで日本的経営を支えてきた「ビジネス支援型福祉ミックス」が少子高齢化の下で変容するとき、それが日本の資本主義のあり方にどのような影響を与えるのか、逆に日本的経営の変化が日本型福祉レジームにどのような変化圧力を加えるのかという問題を提起している。それゆえ、日本をケースとした実証研究は、生産レジームの多様性はどこまで持続性を持っているのかと、制度的補完関係で結びついた諸制度によって形成されるレジームはどのように変化するのかという、日本の文脈を越えた重要なイシューへの貢献となるであろう。日本型福祉レジームの研究が比較政治経済学的にも大きな意義を有していると思われる所以である。

平成16年12月投稿受理

平成17年6月採用決定

謝辞

本稿を作成するにあたって、加藤哲郎(一橋大学)、神谷章生(札幌学院大学)、上村泰裕(法政大学)、高田一夫(一橋大学)、堀江孝司(名古屋市立大学)の各先生から有益なコメントを頂いた。また、本誌匿名レフェリーの先生方からは極めて丁寧かつ的確なコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。

注

- 1) 権力資源動員論(power resources theory)とは、労働運動の強さやその組織化形態に焦点を当てて、社会政策の性質や社会的不平等のあり方の各国間の違いを説明しようとするアプローチである(O'Connor 1998: i)。そして、権力資源動員論が独立変数に置いた左派動員力、すなわち労働運動による権力資源動員は、労働組合の組織率や集権化の度合い、および社会民主主義政党の議席占有率や閣僚比率などから測られた。
- 2) インダストリアルリズム論とは、各国社会が伝統的社会から様々な経路を辿りつつ完全に工業

化された社会、すなわちインダストリアルリズムへと移行するとした、社会変動の理論である(Kerr et al. 1960)。インダストリアルリズム論は、工業化が労働者の団結よりも、むしろ職業的、文化的、組織的利害の様々な相違を生み出すとし、政治学では多元主義論として展開されることとなった。

- 3) 階級交叉連合 (cross-class alliance) とは、階級内の利害対立に着目し、国際競争セクター (traded-goods sectors) や国内セクター (sheltered home-market sectors) といったセクター内に形成される労資連合を指している。スウェンソンの階級交叉連合論は、強力な労働運動が資本を中央交渉システムへと追い込んだとする北歐社会民主主義諸国の労使関係に対する従来の見方へ再考を促すものであった。
- 4) 近年の比較政治経済学においては、経営者が必ずしも低賃金・低福祉に利益を持つわけではないことが強調される。高賃金と高生産性の連関を求める経営戦略に注目する議論や (Swenson 2002)、企業の直面するリスクと企業福祉・社会政策との対応関係を強調する議論など (Mares 2003)、賃金政策や福祉政策に対する経営者の選好が一律ではないことが重視されているのである。
- 5) 制度的補完性の定義については、青木昌彦 (Aoki 1994: 22; 邦訳: 26) のそれを参考している。ちなみに、後述するホールとソスキスも青木の定義を採用している (Hall and Soskice 2001: 17)。
- 6) 生産レジーム (production regime) とは、企業、顧客、従業員、資本所有者といった資本主義システムにおけるミクロな行為主体が埋め込まれている、制度的枠組みを意味している。市場と、市場に結びついた諸制度の編成総体としての生産レジームが、インセンティブと制約の枠組みを設定し、行為主体間の相互作用を構造化しているのである (Soskice 1999: 101-2)。
- 7) エスピン-アンデルセンにならう、ここでは「福祉レジーム」を、国家の福祉供給機能を指す「福祉国家」と区別し、労働市場・家族・福祉国家の編成のあり方の意味で用いている。失業・貧困・若年・高齢といった社会階級・性・年齢に応じて配分される社会的リスクからの社会的保護 (social protection) は、福祉国家のみならず、市場と家族の領域でも生み出される。例えば、貧困という社会的リスクからは、国家による公的扶助という形で保護されることもあれば、労使による賃金交渉という形で市場領域において保護されることもある。また、高齢のリスクからは、家族による扶助という形でも、国家による年金という形でも保護される。ここでは、これら社会的リスクに対する社会的保護を「福

祉」と呼び、福祉供給の市場・家族・国家への配分のあり方を「福祉レジーム」と呼んでいる (cf. Esping-Andersen 1999)。

- 8) もちろん、この違いは分析対象を、国家の福祉供給機能に焦点を当てる「福祉国家」から、国家・市場・家族の間での福祉供給の編成を問題にする「福祉レジーム」へと移したことに起因するとも考えられる。しかしながら、人口に膾炙しているエスピン-アンデルセンの福祉レジームの類型論も (Esping-Andersen 1990)、自由主義レジームと保守主義レジームが北歐を理念型化した社会民主主義レジームからの偏差として捉えられているという点で規範性から自由であるわけではなく、対象の違いを超えたアプローチの違いが認識の違いに現れているものと考えられる。
- 9) 日本型企業社会論の文献は枚挙に暇がないが、代表的なものとして東京大学社会科学研究所 (1991-1992)、渡辺 (1990) が挙げられる。
- 10) 注7)の繰り返しとなるが、ここでは「福祉レジーム」を労働市場・家族・福祉国家の編成総体としてもちいている。
- 11) 大企業労使の雇用慣行や利益誘導政治による雇用保障が国家による社会政策を代替してきた点については宮本 (1997) も指摘している。

参考文献

- 青木昌彦 (2001) 『比較制度分析に向けて』 (瀧澤弘和, 谷口和弘訳), NTT 出版。
- アルベール, ミシェル (1992) 『資本主義対資本主義』 (小池はるひ訳, 久水宏之監修), 竹内書店新社。
- 埋橋孝文 (1997) 『現代福祉国家の国際比較: 日本モデルの位置づけと展望』, 日本評論社。
- 新川敏光 (1993) 『日本型福祉の政治経済学』, 三一書房。
- ・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子 (2004) 『比較政治経済学』, 有斐閣。
- 東京大学社会科学研究所編 (1991-1992) 『現代日本社会』 (全7巻), 東京大学出版会。
- 宮本太郎 (1997) 「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ』, 法律文化社, pp. 12-43。
- (2003) 「福祉レジーム論の展開と課題—エスピン・アンデルセンを越えて?—」埋橋孝文編『講座・福祉国家のゆくえ2 比較のなかの福祉国家』, ミネルヴァ書房, pp. 11-41。
- , イト・ペング, 埋橋孝文 (2003) 「補論 日本型福祉国家の位置と動態」G. エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家』 (埋橋孝文監訳), 早稲田大学出版, pp. 295-336。
- 渡辺 治 (1990) 『「豊かな社会」日本の構造』, 労働旬報社。

- Aoki, Masahiko (1994) "The Japanese Firm as a System of Attributes: A Survey and Research Agenda," in Masahiko Aoki and Ronald Dore (ed.) *The Japanese Firm: The Sources of Competitive Strength* (Oxford: Oxford University Press), pp. 11-40 (NTT データ通信システム科学研究所訳「システムとしての日本企業: 英文文献の展望と研究課題」『国際・学際研究システムとしての日本企業』, 東京: NTT 出版, 1995年, pp. 13-48)。
- Crouch, Colin and Wolfgang Streeck (ed.) (1997) *Political Economy of Modern Capitalism: Mapping Convergence and Diversity*, London; Thousand Oaks, Calif.: SAGE (山田鋭夫訳『現代の資本主義制度: グローバリズムと多様性』, NTT 出版, 2001年)。
- Dore, Ronald (2000) *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism: Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford: Oxford University Press (藤井真人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突: 日・独対アングロサクソン』, 東洋経済新報社, 2001年)。
- Ebbinghaus, Bernhard and Philip Manow (ed.) (2001) *Comparing Welfare Capitalism: Social Policy and Political Economy in Europe, Japan and the USA*, London: Routledge.
- Esping-Andersen, Gøsta (1985) *Politics against Markets: the Social Democratic Road to Power*, Princeton, N. J.: Princeton University Press.
- (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton, N. J.: Princeton University Press (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』, ミネルヴァ書房, 2001年)。
- (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎: 市場・福祉国家・家族の政治経済学』, 桜井書店, 2000年)。
- and Walter Korpi (1984) "Social Policy as Class Politics in Post-War Capitalism: Scandinavia, Austria, and Germany," in John H. Goldthorpe (ed.) *Order and Conflict in Contemporary Capitalism* (Oxford: Oxford University Press), pp. 179-208.
- Estevez-Abe, Margarita (1999) *Welfare and Capitalism in Postwar Japan*, reprint of the author's thesis (Ph. D.) —Harvard University.
- (2001) "The Forgotten Link: The Financial Regulation of Japanese Pension Funds in Comparative Perspective," in Philip Manow and Bernhard Ebbinghaus (ed.) *The Comparing Welfare Capitalism* (London: Routledge), pp. 190-214.
- , Torben Iversen and David Soskice (2001) "Social Protection and the Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State," in Peter Hall and David Soskice (ed.) *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage* (Oxford: Oxford University Press), pp. 145-183.
- Goldthorpe, John H. (ed.) (1984) *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford: Oxford University Press (稲上毅ほか訳『収斂の終焉: 現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』, 有信堂高文社, 1987年)。
- Hall, Peter A. (1994) "Central Bank Independence and Coordinated Wage Bargaining: Their Interaction in Germany and Europe," *German Politics and Society*, 31, pp. 1-23.
- (1997) "The Role of Interests, Institutions, and Ideas in the Comparative Political Economy of the Industrialized Nations," in Lichbach and Zuckerman (ed.) *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure* (Cambridge: Cambridge University Press).
- (1999) "The Political Economy of Europe in an Era of Interdependence," in Herbert Kitschelt et al. (ed.) *Continuity and Change in Contemporary Capitalism* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 135-163.
- and Robert J. Franzese, Jr. (1998) "Mixed Signals: Central Bank Independence, Coordinated Wage-Bargaining, and European Monetary Union," *International Organization*, 52 (Summer), pp. 505-35.
- and David W. Soskice (2001) "An Introduction to Varieties of Capitalism," in Peter Hall and David Soskice (ed.) *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage* (Oxford: Oxford University Press), pp. 1-68.
- Hollingsworth, J. Rogers and Robert Boyer (ed.) (1997) *Contemporary Capitalism: the Embeddedness of Institutions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Huber, Evelyne and John D. Stephens (2001 a) *Development and Crisis of the Welfare State: Parties and Policies in Global Markets*, Chicago: Chicago University Press.
- and ——— (2001 b) "Welfare State and Production Regimes in the Era of Retrenchment," in Paul Pierson (ed.) *The New Politics of Welfare State* (Oxford: Oxford University Press), pp. 107-145.
- Iversen, Torben (1999) *Contested Economic Insti-*

- tutions: *The Politics of Macroeconomics and Wage Bargaining in Advanced Democracies*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (2000) “Decentralization, Monetarism, and the Social Democratic Welfare State” in Torben Iversen et al. (ed.) *Unions, Employers, and Central Banks* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 205-231.
- and Jonas Pontusson (2000) “Comparative Political Economy: A Northern European Perspective,” in Torben Iversen et al. (ed.) *Unions, Employers, and Central Banks* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 1-37.
- Jackson, Gregory and Sigurt Vitols (2001) “Between Financial Commitment, Market Liquidity and Corporate Governance,” in Philip Manow and Bernhard Ebbinghaus (ed.) *The Comparing Welfare Capitalism* (London: Routledge), pp. 171-189.
- Kerr, Clark et al. (1960) *Industrialism and Industrial Man: The Problems of Labor and Management in Economic Growth*, Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press (川田 寿訳『インダストリアリズム: 工業化における経営者と労働』, 東京: 東洋経済新報社, 1963年)。
- Korpi, Walter (1983) *The Democratic Class Struggle*, London; Boston: Routledge & K. Paul.
- Lehmbruch, Gerhard and Philippe C. Schmitter (ed.) (1982) *Patterns of Corporatist Policy-Making*, London; Beverly Hills, Calif.: Sage Publications (山口定監訳『現代コーポラティズム II—先進諸国の比較分析—』, 木鐸社, 1986年)。
- Mares, Isabela (2003) *The Politics of Social Risk: Business and Welfare State Development*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Miyamoto, Taro (2003) “Dynamics of the Japanese Welfare State in Comparative Perspective: Between ‘Three Worlds’ and the Development State,” *The Japanese Journal of Social Security Policy*, 2 (2), pp. 12-24.
- O'Connor, J. S. and G. M. Olsen (ed.) (1998) *Power Resources Theory and the Welfare State: A Critical Approach*, Toronto: University of Toronto Press.
- Pierson, Paul (2004) *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton, N. J.: Princeton University Press.
- Pontusson, Jonas and Peter Swenson (1996) “Labor Markets, Production Strategies and Wage-Bargaining Institutions: The Swedish Employer Offensive in Comparative Perspective,” *Comparative Political Studies*, 29 (2), pp. 223-250.
- Rose, Richard and Rei Shiratori (1986) *The Welfare state East and West*, Oxford: Oxford University Press (木島 賢・川口洋子訳『世界の福祉国家: 課題と将来』, 新評論, 1990年)。
- Schmitter, Philippe C. and Gerhard Lehmbruch (ed.) (1979) *Trends toward Corporatist Intermediation*, London; Beverly Hills: Sage Publications (山口定監訳『現代コーポラティズム I—団体統合主義の政治とその理論—』, 木鐸社, 1984年)。
- Soskice, David (1999) “Divergent Production Regimes: Coordinated and Uncordinated Market Economies in the 1980s and 1990s,” in Herbert Kitschelt et al. (ed.) *Continuity and Change in Contemporary Capitalism* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 101-134.
- Swenson, Peter (1991) “Bringing Capital Back In, or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization of Industrial Relations in Denmark and Sweden,” *World Politics*, 43 (4), pp. 512-544.
- (2002) *Capitalists against Markets: The Making of Labor Markets and Welfare States in the United States and Sweden*, Oxford: Oxford University Press.
- and Jonas Pontusson (2000) “The Swedish Employer Offensive Against Centralized Wage Bargaining,” in Torben Iversen et al. (ed.) *Unions, Employers, and Central Banks* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 77-106.
- Thelen, Kathleen (2000) “Why German Employers Cannot Bring Themselves to Dismantle the German Model,” in Torben Iversen, Jonas Pontusson and David Soskice (ed.) *Unions, Employers, and Central Banks* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 138-169.
- (2004) *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, The United States, and Japan*, Cambridge: Cambridge University Press.
(ひえだ・たけし 一橋大学大学院博士課程)

社会 保 障 法 判 例

新 田 秀 樹

障害を有するために保育所での集団保育の実施は不可能であると判断して市が保育実施不可決定をした児童について、保育所における保育の実施に代わる「適切な保護」を行わなかったのは違法であるとして、市に慰謝料の支払いが命じられた事例

さいたま地方裁判所平成16年1月28日判決(平成12年(行ウ)第28号保育実施不可決定処分取消等請求事件,平成13年(行ウ)第19号行政処分取消損害賠償請求事件)『賃金と社会保障』第1365号48頁,『判例地方自治』第255号78頁

I 事実の概要

1 原告 X_1 は、ともにT市役所に勤務する原告 X_2 と同 X_3 との間に平成7年8月24日に出生した長女であり、特別児童扶養手当の支給対象となる重度の障害を有している。

2 X_1 、 X_2 及び X_3 が居住する川越市(被告Y)は、川越市統合保育事業実施要綱に基づき、障害児保育を実施している。同要綱は、①障害児保育の形態として、一般の児童のクラスに入って健常児とともにする保育の形態の保育(統合保育)を行う旨、②入所対象児童は、保育所において集団保育が可能であり、かつ障害の程度が軽度から中程度までのおおむね3歳以上の障害児で日々通園できるものとする旨等を定めている。

3 X_2 は、Yに対し平成12年度における X_1 の保育所入所申請を行ったところ、Yは、川越市長名により、保育所における集団保育が不可能

であると判断したことを理由に、保育実施不可決定(以下「平成12年度処分」という)をした。これに対し、 X_1 、 X_2 及び X_3 は、川越市長に対し平成12年度処分の取消しを、また、Yに対し国家賠償法に基づく損害賠償を求めて出訴した(川越市長に対する平成12年度処分の取消訴訟は後日取下げ)。

さらに、 X_2 は、Yに対し平成13年度における X_1 の保育所入所申請も行ったが、平成12年度と同様の理由により保育実施不可決定(以下「平成13年度処分」という)がなされたため、 X_1 、 X_2 及び X_3 は、川越市長に対し平成13年度処分の取消しを、また、Yに対し国家賠償法に基づく損害賠償を求めて出訴した(川越市長に対する平成13年度処分の取消訴訟は後日取下げ)。

4 なお、 X_1 は、Yが設置・運営する肢体不自由児の療育施設であるひかり児童園に平成9年11月から通園し、さらに、平成10年4月からは、ひかり児童園に加えて、民間の認可外家庭保育室

であるすみれ保育室に通うようになり、平成12年度及び13年度においても両施設に通園していた(送迎はX₁の祖父母等が担当)。このすみれ保育室に対しては、X₁が3歳未満の平成10年度までは、Yが定めた川越市家庭保育室要綱に基づくYからの委託費(月額1万7,500円)及び県からの障害児保育委託費(月額4万2,900円)が支給されていたが、平成11年4月1日以降いずれの委託費の支給も打ち切られている。

II 判 旨

原告の請求を一部認容。裁判所は、以下(〔 〕内は筆者補足)のように述べて、X₁、X₂及びX₃が請求した慰謝料の一部の支払いをYに命じ、その余の請求を棄却した。原告、被告とも控訴せず、判決は確定した。

1 児童福祉法24条1項ただし書にいう「やむを得ない事由」に関して

『保育に欠ける』状況は本来客観的に存在するものであるところ、……原告X₁は児童福祉法24条1項の『保育に欠ける』児童であったというべきであるから、被告には、特段の事情がない限り、保育所において保育しなければならない義務が課せられていた。

「しかしながら、児童福祉法24条1項ただし書は……やむを得ない事由があるときは保育所入所以外の保護を行うことを認めているところ、この『やむを得ない事由』の中には、……物理的、定員の障害の場合のほか、児童の年齢、性質、体力、障害の程度等から慎重に判断した結果、市町村の保育所が実施している集団保育の方法によっては適切な保育が不可能と判断される場合も含まれる」。

「限られた人員、予算の範囲内でいかなる方法により児童を保育するかについては、市町村の合理的な裁量に委ねられている部分が多い……地域の保育所全体を通じての物的・人的条件、能力をもってしても申込にかかる児童を集団保育の観点から適切に受け入れ得ないと判断されるときは、

当該市町村が保育園の入所拒否をしたとしても、その判断は児童福祉法24条1項ただし書の『やむを得ない事由』に該当する」。

2 児童福祉法24条1項ただし書にいう「その他の適切な保護」に関して

「保育に欠ける児童について『付近に保育所がない等やむを得ない事由』があるときは、市町村がそれらの児童を保育所に入所させて保育を実施しなくとも違法ではないが、その場合それに代替して『その他適切な保護』_(ママ)を加えなかった場合には、かかる市町村の不作为は法24条1項ただし書に反し違法となる」。

「市町村としては、保育に欠ける児童でありながら保育所の入所を拒否した場合には、……それなりの保育状況の改善に資する措置を講じなければならない」。

「ことに、保育に欠ける児童でありながら当該児童が障害を有し、集団保育になじまないことを理由に保育所入所を拒絶するときは、……保育の実施に関する第一次的責任者である市町村としては、……可能な限りの代替的措置により、保育所に入所することができなかつた障害児やその保護者の不利益をカバーするよう努めるべき責務がある」。

「〔本件についてみるに、〕ひかり児童園は身体障害者のための機能回復施設であって、保育に欠ける児童の保育を目的とした施設ではなく、……原告X₁の保護に欠ける状態の改善のために事実上奉仕する部分もあるが、これをもって原告X₁の保育に欠ける状態の十分な代替的措置とまでは評価することはできない。そして、被告は、……平成11年4月1日以降は……すみれ保育室に対し委託費の支給をストップし、それ以降、原告X₁の保育を担当した民間保育施設に対する援助・協力等(補助金の交付等を含む)原告X₁の保育状況の改善に資するような特段の手立てを講じた形跡が全くない。このことは、被告が原告X₁の保育について保育所における集団保育になじまないと拒否しておきながら、特段の代替的措置をとることなく、いわば漫然原告X₁の祖父母

やすみれ保育室等の善意にまかせるまま放置したと評価されてもやむを得ないものがある。そうすると、本件の場合、被告には、児童福祉法24条1項ただし書に定める代替的保護義務違反があったものといわざるを得ない」。

「なお、……ひかり児童園は……〔保育所とは〕施設の目的を異にしている以上、被告が諸般の事情から原告の〔ひかり児童園における〕時間延長の要望を受け入れなかったとしてもやむを得ず、そのこと自体を代替的保護義務違反の理由とすることはできない」。

3 損害の認定に関して

「本件の場合、……〔被告からの委託金が〕打ち切られた平成11年以降でも原告らのやすみれ保育室に対する保育料に大きな変動はないが、これはやすみれ保育室の特段の配慮によるものであり、被告からやすみれ保育室等に相応の協力、援助があれば、原告らの出費も少なく済んだ可能性も十分あるし、被告の義務違反により原告らは相応の精神的負担、負い目を感じたことは優に推認されることであるから、被告は代替的保護義務違反に伴い生じた原告らの精神的損害に対し賠償する義務がある」。

III 解 説

1 はじめに

本判決のうち、児童(X₁)の慰謝料請求を認めた部分については反対である。その余の部分の結論には賛成する。

本判決は、児童が障害を有するために集団保育が不可能なことは児童福祉法24条1項ただし書の「やむを得ない事由」に当たるとした上で、被告Yは同ただし書の「その他の適切な保護」(本判決では「代替的措置」乃至「代替的保護」とも表記)の実施義務を果たさなかった違法があるとして、国家賠償法による損害賠償(慰謝料)請求を認めた初めての事例である。本判決の主たる意義は、次の2点である。

① 児童福祉法24条1項ただし書の「やむを

得ない事由」の中には、物理的・定員の障害がある場合の他、市町村の保育所が実施している集団保育の方法によっては適切な保育が不可能と判断される場合も含まれるとした上で、保育所における保育の実施方法についての市町村の行政裁量を認めることを通じて、「やむを得ない事由」に当たるか否かについての市町村の行政裁量を相当広く認めた点。

- ② 代替的保護義務の程度及び内容に関し多数説や先行判決例に倣いつつ、保育所での保育を拒否した児童についての保育を行う認可外保育施設に対し市町村が財政的援助をしない場合には、保護義務違反となる場合があることを示した点。

その他の論点としては、③ひかり児童園における機能回復訓練その他のサービスの性格をどう考えるか、④本判決における損害の認定は妥当かといったことが考えられよう。以下順次検討する。

2 保育の実施についての行政裁量の性格・範囲(論点1)

本件訴訟では、児童が障害により保育所において集団保育できないことが、児童福祉法24条1項ただし書にいう「やむを得ない事由」に当たるか否かが争点の一つとなった。

本判決は、先行する判決例¹⁾や学説の多数説〔石川(1981)p.46、宮崎(1991)p.360、佐藤・桑原(1998)p.141(田村和之稿)等〕に倣い、児童福祉法24条1項本文にいう「保育に欠ける」状態の判断(要件認定の判断)は、伝統的な行政法学²⁾でいうところの羈束裁量行為であると解し、また、保育所における保育の実施決定の判断(給付の可否の判断)についても、原則として羈束裁量行為であると解した上で³⁾、同項ただし書の存在を理由として、保育所における保育の実施の判断につき市町村の行政裁量を認めるというロジックを採ったものと評することができる。

そして、本判決の特徴は、従来は「付近に保育所がない」、「すでに定員一杯の児童が入所している」など基本的に物理的・定員の理由と解されて

いた〔厚生省児童家庭局(1991) p.162, 児童福祉法規研究会(1999) p.180, 佐藤・桑原(1998) p.143(田村和之稿)等〕「やむを得ない事由」の中に「保育所における集団保育が不可能と判断されること」も含まれることを初めて明確に判示した点にあると言えよう。すなわち、本判決では、児童福祉法24条1項ただし書の「やむを得ない事由」の中には、物理的・定員の障害だけでなく、「保育所における集団保育が不可能と判断されること」も含まれ、しかも、保育所における保育方法については市町村の合理的な裁量(裁判所は保育士の加配については広範な裁量とした)に委ねられている部分が多いのであるから、本件において、YがX₁については保育所における集団保育が不可能であるとして保育不可決定をしたことは違法ではないとの結論を導き出しているのである。ただし、本判決の論理を少し細かく見ると、本判決は、「保育に欠ける」要件の判断に基づく保育の実施決定が羈束裁量行為であることを正面から否定したのではなく(すなわち要件裁量に係る便宜裁量を認めるというのではなく)、保育をどのように行うかという行政行為の内容の選択の部分での市町村の裁量(効果裁量に係る便宜裁量)を認めることで、結果的に(保育を行うことができないために)「やむを得ない事由」が成立する範囲とその逆に市町村が保育の実施決定を行わなければならない範囲をどのように区分するかについての市町村の裁量(便宜裁量)も認めるという論理構造になっている点に注意する必要がある。

また、①「やむを得ない事由」のうち、物理的・定員の障害は比較的客観的な判断が可能なのに対し、「保育所における集団保育が不可能と判断されること」といった保育実施上の障害の有無の判断は行政裁量に委ねざるを得なくなる部分が大きいといった元々の性質の違いがあること、②「限られた人員、予算の範囲内でいかなる方法により児童を保育するかについては、市町村の合理的な裁量に委ねられている部分が多い」との判旨は文脈から見て障害児保育に限らず保育一般に妥当すると解されること等を考慮すると、「保育所における集団保育が不可能と判断されること」と

いう保育実施上の障害を「やむを得ない事由」に加えることで、保育所における保育の実施の可否についての市町村の裁量の範囲はかなり広がったということができる。

仮に、本判決の判旨をそのまま肯うとすると、結果的に保育所における保育の実施を行うか否かについての市町村の裁量が広くなりすぎて、多数説のように保育の実施の判断を羈束裁量行為と解することで保育サービスを受ける権利をより確実に保障しようとする狙いが失われる恐れもある。そうならないようにするためには、「やむを得ない事由」の判断に当たって行われる行政裁量については、手続面の審査も含め、より厳格な司法統制を行うことを考える必要も出てくるのではない⁹⁾。

3 いわゆる代替的保護義務の内容及び程度(論点2)

次に、本件訴訟では、被告Yが児童福祉法24条1項ただし書の「その他の適切な保護」(いわゆる「代替的保護」)を行ったと言えるかどうかに関連して、代替的保護の内容及び実施義務の程度が問題となった。

この代替的保護の内容については、これまでに、清水訴訟一審判決及び東大阪市保育所入所訴訟判決が、入所を拒否された児童に個別の措置を採らなくても、その児童が入所した無認可保育施設に補助金を交付していれば、代替的保護義務を履行したことになる旨の判断を示している⁹⁾。

しかし、本判決は、代替的保護義務の程度については、保育所での保育実施を拒否しながら代替的保護を行わないのは違法であるとする学説の多数説〔石川(1981) p.45, 菊池(1988) pp.38-39, 堀(1993) p.89, 佐藤・桑原(1998) p.145(田村和之稿), 加藤他(2003) p.261(前田雅子稿)等〕や先行判決例(清水訴訟一審判決, 東大阪市保育所入所訴訟判決)に従いながら、代替的保護は当該児童の保育状況の改善に資する措置でなければならない⁹⁾、また、特に障害児については可能な限りの代替的措置に努める責務があるとした上で、本件についてはその義務を果たしておらず違法との

結論を導いた。

本判決と先行判決と判断が分かれたポイントは、今回の対象者 (X₁) が障害児であったことと、X₁ を受け入れて保育を行っていた認可外保育施設に対する委託費の支給を Y が打ち切っていることの2点にあるものと思われる。特に、後者のウエイトが高いと考えてよいであろう。したがって、本判決の意義は、どのような措置が代替的保護に当たるかについては諸般の事情を考慮する必要があるものの、他に特段の代替的措置を講じていない場合には、保育所における保育を拒否した児童について保育を行っている認可外保育施設への一定の財政的援助 (委託費の支給, 補助金の交付等) の有無が市町村が代替的保護義務を果たしているか否かのメルクマールとなり得る (財政的援助をしない場合には義務違反となり得る) ことを、これまで代替的保護義務の具体的内容を明らかにした判決例が少なかった中で、先行判決例とあいまって明確に示した点にあると言えるのではないか。

もっとも、学説では、認可外保育施設への財政的援助のみでは代替的保護とは言えず、認可外保育施設への保護委託といった市町村自身の主体的対応までが必要だとする説も有力である [秋元 (1991) p. 205, 佐藤・桑原 (1998) p. 146 (田村和之稿), 田村 (2004) p. 42, 小島 (2003) p. 329, 古畑 (2005) p. 73 等]。児童福祉法 24 条 1 項ただし書の文言に忠実であり、保育サービスを受ける権利の確実な保障という観点からも傾聴に値する意見であるが、保護の内容については市町村の裁量が相当程度認められること、施設への財政的援助は児童の保護者の負担の中心を占める経済的負担の軽減に結果的に資することを考えると、施設への財政的援助のみでは代替的保護義務を果たしたことにならず違法であるとまでいうことはできない⁹⁾。ただし、一般論としてそのように解せるとしても、障害を有することを理由として保育所入所を拒否する場合には、市町村は、定員超過を理由として健常児の入所を拒否するようなケースに比べ、より重い代替的保護義務を負うと解する余地はある。

4 ひかり児童園における機能回復訓練その他のサービスの性格 (論点 3)

ひかり児童園における機能回復訓練その他のサービス提供が保育所における保育の代替的措置たり得るかという点も、一応検討の余地があろう。

判決文によれば、ひかり児童園は、被告 Y (川越市) が条例により設置・運営する公的な肢体不自由児の療育施設であり、作業療法士、理学療法士、保育士等が配置され、機能回復のための指導・訓練と併せ、基本的な生活習慣を身につけさせるための保育を行っていた。X₁ は、平成 12 年度及び 13 年度において、週 5 日、午前 10 時から午後 3 時までひかり児童園での母子分離保育を受けていた。

裁判で、原告側は、ひかり児童園への入園による機能回復のための指導・訓練等は「適切な保護」に値しないとした上で、「適切な保護」としてひかり児童園における時間延長措置が可能であったのに Y がひかり児童園は療育施設であるから保育所の代替ができないとの理由でそれを行わなかったことは違法との主張をした⁷⁾。これに対し、Y は、市町村が自ら児童を「保護」することが唯一無二の「適切な保護」というわけではないとの反論をしつつ、他方で、「『適切な保護』と位置づけられるものではないが」と断りながら、ひかり児童園への入園による機能回復のための指導・訓練等を実施したと述べている⁸⁾。

こうした両者の主張を受けて、本判決は、ひかり児童園で X₁ が受けたサービスは十分な代替的措置とまで評価することはできないとする一方で、Y が諸般の事情から時間延長措置をしなかったこと自体を代替的保護義務違反とすることはできないと判示した。ひかり児童園のサービスがその実質的内容からすると保育所保育の代替と評価する余地があったにもかかわらず、裁判所が代替的措置として不十分としたのは、原告、被告の双方がひかり児童園への入園による機能回復のための指導・訓練等は「適切な保護」ではないとの主張をしていたためと思われる⁹⁾。他方で、時間延長措置をしなかったこと自体は代替的保護義務違反ではないとした理由については、①ひかり児童園

が保育所と施設の目的を異にする以上、時間延長をしても代替的措置たり得ないのだから、逆に延長をしなくても義務違反は生じないとするのか、②ひかり児童園における時間延長措置をすれば代替的措置になり得るが、複数の代替的措置の選択肢が考えられる以上、ひかり児童園における時間延長措置を選択しなかったということのみをもって義務違反にはならないとするのかは判然としない。

このように判旨が分かり難いところがあるが、本判決では、ひかり児童園におけるサービスが代替的措置たり得るかかどうかについては、裁判所は、その実質的・具体的内容の判断にまでは立ち入らず、原告、被告双方の主張に沿った形式的な判断をするに留めたように思われる。

5 本判決における損害の認定について(論点4)

本件において、裁判所は、児童(X₁)とその保護者(X₂及びX₃)の双方について、精神的損害に対する慰謝料の支払請求を認めた。その論理は、児童福祉法24条1項ただし書の代替的保護義務違反(不作為)を国家賠償法1条上も「違法」と捉え、①Yからすみれ保育室等への相応の協力・援助があれば原告の出費が少なくすんだ可能性及び②経済的負担(持ち出し)までしてX₁の保育をしてきたすみれ保育室の特段の配慮に対し原告が感じたであろう精神的負担・負い目を「損害」と認定した上で、違法行為(代替的保護を行わなかった不作為)と損害発生間の相当因果関係を認めたものと思われる。そして、慰謝料の額の算定に当たって裁判所が考慮した事情として、Yの代替的保護義務違反の程度・内容、すみれ保育室と公立保育所の保育時間や保育料の差等の事情を挙げている。

しかし、出費が少なくすんだ可能性(損害①)は、精神的な損害というよりは財産的な損害であろうし、すみれ保育室と公立保育所の保育料の差も慰謝料ではなく財産的損害額の算定に当たり考慮されるべき要素であろう。判決文を読むと、元々、原告側は、(ア)Yの職員から原告が受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求と(イ)Yが

代替的措置を怠ったことにより被った経済的(財産的)損害に対する賠償請求を行ったにもかかわらず、「事案の要旨」においては原告が受けた精神的苦痛に対する損害賠償(慰謝料)請求を求める事案として整理され、しかも、判決は、(ア)の請求を否定した上で、(イ)に関連してYが代替的措置を怠ったことにより原告らが「精神的損害」を被ったことを認めて原告の賠償請求を認めるという論旨になっている。

このように判旨が原告の請求内容とやや整合性を欠いているように見える背景には、保育入所不措置処分に関し保護者について財産的損害の発生を認めなかったとされる最高裁判決¹⁰⁾(以下「清水訴訟上告審判決」という)を本判決を下したさいたま地裁が意識していたということもあるかもしれない。しかし、清水訴訟上告審判決は、代替的措置が採られなかった或いは不十分であった場合の財産的損害については特に判示していない〔堀(1993) p. 91〕以上、代替的措置が採られなかった或いは不十分であったが故に財産的損害を被ったとの原告の主張が直ちに清水訴訟上告審における最高裁の判断に抵触するというにはならなかったのではないかと。もっとも、本件の場合、仮にそのような主張をしたとしても、X₁は保育費用を負担していない以上財産的損害の発生が認められる可能性は殆ど無いであろうし、保護者たるX₂及びX₃についても、損害①は可能性であって、実際にはすみれ保育室の好意によりY及び県の委託費打切り後もX₂及びX₃が負担する保育費用に変化がなかったことを考えると、財産的損害の発生を認めることは困難であったと思われる。したがって、さいたま地裁がそこまで配慮して判旨のような形で事案の整理を行ったとの推測も成り立とう。

以上のような点が気になるものの、本判決が認定した損害のうち、原告が感じたであろう精神的負担・負い目(損害②)については、少なくとも保護者(X₂及びX₃)に関しては、これまで学説が指摘してきたもの¹¹⁾とはやや異なるが、十分な代替的措置が採られなかったことにより発生した精神的損害と認めてよいのではないかと。そうだと

とすれば、上記の論理により X_2 及び X_3 の慰謝料請求を認めた本判決は、結論としては妥当と言えよう。しかし、児童自身 (X_1) に精神的損害の発生を認め慰謝料請求を認容した点には、疑問がある。保育所入所を拒否されても認可外保育施設等で保育が行われた場合には児童の精神的損害は発生しないとの判例¹²⁾があり、また、学説もこうした場合に精神的損害の発生を認めることには消極的なものが多い〔菊池 (1991) p. 50, 堀 (1993) p. 92〕。そして、本判決が認定した損害②が元々保育費用の負担の認識に起因する精神的苦痛であるとする、これを児童である X_1 が感じたとするのは無理であろう。以上の理由から、本判決のうち、 X_1 についてまで慰謝料請求を認めた部分については反対である。

6 おわりに

上記論点の他、児童福祉法 24 条の対象児童に障害児は含まれるか、Y (川越市) の統合保育事業実施要綱及び統合保育判定基準の性格をどう解するか、現行の児童福祉法 24 条 1 項にいう「保育の実施」は 1997 年の法改正以前の「保育の措置」と同様の行政処分と解してよいかといった点も、一応検討する必要があると思われるが、紙幅の関係で省略する。

最後に、本判決の射程についてであるが、「児童福祉法 24 条 1 項ただし書の『やむを得ない事由』の中には、物理的・定員的障害がある場合の他、市町村の保育所が実施している集団保育の方法によっては適切な保育が不可能と判断される場合も含まれる」とする判旨及び「限られた人員、予算の範囲内でいかなる方法により児童を保育するかについては、市町村の合理的な裁量に委ねられている部分が多い」とする判旨は、障害児保育だけでなく、保育一般に射程が及ぶと考えられる。

少子化という人口面・社会面からの変化、また、措置から契約への流れという法制度面からの変化の両方が進行する中で、保育所における保育の実施主体である市町村はどのような責任をどこまで負うべきなのかが、改めて問われている。本判決は、「やむを得ない事由」に係る市町村の裁量及

び代替的保護義務の具体的内容について一定の判断を示すことで、そうした議論に新たな一石を投じたものとして評価できよう。

注

- 1) 東京地判昭和 61 年 9 月 30 日判時 1218 号 93 頁・判タ 621 号 237 頁 (以下「清水訴訟一審判決」という)、仙台高判昭和 62 年 4 月 27 日判時 1236 号 59 頁等。
- 2) 行政裁量についての伝統的な行政法学の考え方とその変化については、原田 (2000) pp. 137-145, 塩野 (2005) pp. 112-126, 堀 (2004) pp. 215-219 等を参照。
- 3) 先行判決例として大阪地判平成 14 年 6 月 28 日賃社 1327 号 53 頁 (以下「東大阪市保育所入所訴訟判決」という) を参照。また、この点について、学説は、羈束裁量行為と解する多数説〔佐藤・桑原 (1998) p. 144 (田村和之稿) 等〕と、保育所への入所措置義務を課した法令の内在的制約の観点、或いは、適切妥当なマクロ資源配分の観点から行政裁量 (便宜裁量) を認める有力説〔堀 (1987 a) p. 436, 倉田 (2001) p. 62, 西村 (2003) p. 469 等〕とに分かれている。もっとも、児童福祉法 24 条 1 項ただし書の「やむを得ない事由があるとき」に保育所における保育を実施するか否かにつき一定の行政裁量が認められるとする点〔菊池 (1991) p. 52, 加藤他 (2003) p. 261 (前田雅子稿) 等〕では違いはなく、問題は、その裁量の範囲をどの程度認めるかにあるとも言える。
- 4) この点につき古畑 (2005) p. 72 を参照。
- 5) 代替的保護の内容についての行政当局の見解については児童福祉法規研究会 (1999) p. 180 等を、また、学説については堀 (1987 b) p. 217, 桑原 (2002) p. 231, 西村 (2003) p. 468 等を参照。
- 6) 補助金交付をもって「適切な保護」に当たり得るとするものとして菊池 (1988) p. 41, 菊池 (1991) p. 53。
- 7) この主張については、原告側は、ひかり児童園への 1 日 5 時間、週 5 日程度の登園では代替的措置たり得ないが、より長時間のものであれば代替的措置になり得ると考えていたと解すべきであろうか。
- 8) この Y の主張については、ひかり児童園での機能回復のための指導・訓練等は児童福祉法 24 条 1 項にいう「適切な保護」ではないことは認めるが、事実上は代替措置の機能を果たしていたという情状を汲んでほしいと解すべきであろうか。
- 9) もっとも、裁判所は、その判断の中で、Y がひかり児童園における機能回復訓練等も「適切な保護」の一部であると主張したと述べている

ところもあり、本文のようなYの主張をそのまま認めたと断言することまではできない。

- 10) 最3小判平成4年6月23日。
 11) 菊池(1991) p.50は、保護者の精神的損害として、他の保育手段を探すなど本来であれば不必要な労力等を費やすことにより被る精神的損害が考えられるとする。
 12) 東京高判平成元年3月28日東民40巻1-4号31頁(以下「清水訴訟控訴審判決」という)、清水訴訟上告審判決。なお、各判決の評釈として、堀(1992)、堀(1993)があり、本文5(論点4)に係る検討の参考となる。

参 考 文 献

- 秋元美世(1991)「保育に欠ける児童に対する保育所入所措置をとらない違法性」『別冊ジュリスト113号 社会保障判例百選(第二版)』。
 石川 稔(1981)「保育所入所措置の適正化」『ジュリスト』744号。
 加藤智章他(2003)『社会保障法〔第2版〕』,有斐閣。
 菊池馨実(1988)「『保育に欠ける』児童と児童福祉法24条但書にいう『適切な保護』」『賃金と社会保障』981号。
 ———(1991)「保育所入所をめぐる法律問題(下)―小平市保育所入所訴訟控訴審判決を契機として―」『賃金と社会保障』1053号。
 倉田 聡(2001)『これからの社会福祉と法』,創成社。
 桑原洋子(2002)『社会福祉法制要説〔第4版〕』,有斐閣。
 厚生省児童家庭局編(1991)『改訂・児童福祉法
 母子及び寡婦福祉法 母子保健法 精神薄弱者福祉法の解説』,時事通信社。
 小島晴洋(2003)「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』38巻4号。
 佐藤 進・桑原洋子監修(1998)『実務注釈 児童福祉法』,信山社。
 塩野 宏(2005)『行政法I〔第四版〕行政法総論』,有斐閣。
 児童福祉法規研究会編(1999)『最新・児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説』,時事通信社。
 田村和之(2004)『保育所の民営化』,信山社。
 西村健一郎(2003)『社会保障法』,有斐閣。
 原田尚彦(2000)『行政法要論(全訂第四版増補版)』,学陽書房。
 古畑 淳(2005)「判例研究・『保育に欠ける』障害児童と市町村の保育義務―川越市障害児保育所入所拒否国家賠償請求事件」『季刊教育法』144号。
 堀 勝洋(1987a)「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』22巻4号。
 ———(1987b)『福祉改革の戦略的課題』,中央法規出版。
 ———(1992)「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』27巻4号。
 ———(1993)「社会保障法判例」『季刊・社会保障研究』29巻1号。
 ———(2004)『社会保障法総論 第2版』,東京大学出版会。
 宮崎良夫(1991)『行政争訟と行政法学』,弘文堂。
 (にった・ひでき 大正大学教授)

岩田正美・西澤晃彦編著

『貧困と社会的排除——福祉社会を蝕むもの』

(ミネルヴァ書房, 2005年)

垣田裕介

I

本書は、タイトルに掲げられた「貧困と社会的排除」について、多分野の執筆者によって実に多面的なアプローチが試みられた一冊である。本書に示された研究の成果や手法は、広く福祉の研究・実践に携わる者にとって幅広い示唆を引き出しうる材料であるといえる。

ところで本書は、「講座・福祉社会」シリーズ(全12巻)の第9巻として刊行された。本書を手にして評者がまず目を通したのは、編著者の一人である岩田正美氏によって書かれた「あとがき」である。そこで紹介されているエピソードを読んだとき、本書に対する執筆者たちの意気込みを感じずにはいられなかった。本書執筆者による打ち合わせの場で、次のような発言があったという。すなわち、これまで日本で周縁におかれてきた貧困や排除の諸現象、またその研究について、本シリーズの「一種のアリバイ証明として、一括して押し込んだようなものであるならば困る」と。本書の執筆者たちは「そのような気概で、21世紀福祉社会の議論の『真ん中』にある課題として、貧困や社会的排除を議論した」という(313頁)。

以上のようなエピソードを伴った本書について、まずは全体の構成をみていただく必要がある。以下の通り、本書は序章を含めて、つごう13章から構成されている。各章のテーマや内容を眺め渡せるように、ここでは煩雑さを厭わずに、各章の副題も併せて記すことにする。

序章 貧困・社会的排除と福祉社会(岩田正美)

第I部 現代の貧困をみる視点

第1章 政策と貧困——戦後日本における福祉カテゴリとしての貧困とその意味(岩田正美)

第2章 排除による貧困——東京の都市下層(西澤晃

彦)

第II部 貧困の分布と諸相

第3章 収入からみた貧困の分布とダイナミックス——パネル調査にみる貧困変動(濱本知寿香)

第4章 住宅からみた高齢女性の貧困——「持ち家」中心の福祉社会と女性のハウジング・ヒストリー(泉原美佐)

第5章 健康と貧困との相互関係——健康と社会・経済的な状況(早坂裕子)

第6章 大都市における貧困の空間分布——1975～2000年のセグリゲーションの様態(山口恵子)

第III部 貧困と政策展開

第7章 「被保護層」としての貧困——「被保護層」は貧困一般を代表するか?(岩田正美)

第8章 福祉政策と女性の貧困——ホームレス状態の貧困に対する施設保護(川原恵子)

第9章 単身男性の貧困と排除——野宿者と福祉行政の関係に着目して(北川由紀彦)

第10章 外国人労働者をめぐる貧困と排除——就労・居住・消費の局面で(山本薫子)

第IV部 福祉社会への模索

第11章 檻のない牢獄——野宿者の社会的世界(西澤晃彦)

第12章 貧困地区の改善戦略について——島団地再生事業の経験から(平山洋介)

さて、あらかじめ本稿の叙述形式について断っておきたい。書評の叙述形式は多くの場合、内容が一括して要約されたうえで諸論点についてのコメントがなされるという順序が採られる。しかし本稿ではあえて、章ごとに概要とコメントを記し(Ⅱ)、最後に本書の全体に対するコメントを記す(Ⅲ)。というのは、評

者にとってはその形式ないし順序の方が、多様な議論が収められた本書の内容紹介とコメントの作業を進めやすいと考えられたためである。

II

それでは以下、各章について概要とコメントを記す。冒頭にも述べたように、本書には日本の貧困・社会的排除研究にとっての材料や糸口が豊富に示されているので、できるだけ立ち入って紹介しておきたい。

まず序章の岩田論文では、貧困に対する多様な見方や接近方法が整理され、それらに根ざす規範や価値判断に着目される。端的な例として「美と貧困」が挙げられ、両者ともに多様な見方があるが、貧困については社会にとって「解決すべきもの」や「除去すべきもの」という価値判断を伴って考えられてきたという。評者にとっては分かりやすい例えであったとともに、貧困に関する研究や実践においてあらためて検討・確認すべき論点であると考えられる。

また本章では、ポスト工業化社会における社会的排除論の意義についても手際よく整理されており、近年になって耳目を集め始めた社会的排除概念に対する読者の関心をいっそう引き付けるであろう。さらに、国民や地域住民の福祉供給における「主体と責任」についても言及される。「貧困や排除によってその『主体と責任』を全うできない状況におかれている人びとがどのくらいいるのか」という論点が、『福祉社会』シリーズの根幹におかれるべき議論」の出発点に位置づけられる箇所(8-9頁)は、特に本書第IV部との関わりにおいても興味深い。

次に、二つの章からなる第I部は、現代日本の貧困を検討する視点が論じられており、評者にとって読み応えのあった部分である。本書は論文集であるため、どこから読むか、どれを読むかという選択は、相当に読者の関心に委ねられる。しかしながら評者としては、本書を読まれる方にはぜひ(先の序章と)第I部から繙かれることを勧めたい。なぜなら、ここで示される視点は本書の基調に位置づけられるとともに、本書各章と有機的に関わっていると考えられるためである。なかでも第1章は、福祉政策における貧困認識のありようが検討された好論文である。

その第1章の岩田論文で焦点が当てられるのは、「戦後の『福祉』系列の諸政策が、どのような貧困認識を示し、どのようなカテゴリーでそれを把握したの

か」(16頁)という点である。福祉政策の対象として指定されるカテゴリーとの関わりで貧困認識や貧困対策の系譜が描かれ、政策カテゴリーにおける「一般」と「特殊」という類型を用いて検討される。具体的には、貧困の「一般救済」策としての生活保護制度によって形成された貧困一般カテゴリーとしての被保護層と、それとは別のカテゴリーとみなされてきた稼働年齢男性や「要保護女子」等への特殊貧困対策の経緯や特質が描かれている。戦後日本における貧困対策の展開過程において貧困の諸カテゴリーがどのようなポジションに付置されてきたか、この論点の検討は第III部においてさらに深められることになる。

第2章の西澤論文では、戦前・戦後における東京の都市下層に対する排除の様式について、「治療」・「隠蔽」・「抹殺」という三つの類型を用いて検討される。なかでも主眼がおかれるのは、『『よき国民』を仕立て上げる操作』としての「治療」と、「治療に値しない非国民的な存在を」「社会的・空間的に隔離し」「不可視化」するものとしての「隠蔽」である(47頁)。「治療」の対象とされた女性や子ども、高齢者、病人、そして隔離・監視され「隠蔽」された「乞食」や「浮浪者」または「娼妓」、このようなカテゴリーや対応方法が埋め込まれた戦後福祉制度によって、人が腑分けされ都市下層が排除されてきたという。

権力あるいは制度における対象カテゴリーの指定と、カテゴリー別の対応の手法・様態にみられる特徴が分析されるという観点は、先にみた第1章とも通底している。ところが評者は、本章で「治療」や「隠蔽」などの概念が用いられることに違和感を抱いた。それは、本章に登場するフーコーやドゥルーズなどによる議論について、評者が不案内だからかもしれない。しかしながら、レトリックを駆使した事象の解釈・記述という手法については、そこで用いられる概念や導き出される解釈の妥当性を検証することが困難であるように思われる。とはいえ他方で、経験的・具体的な事象がそのように解釈・記述されることによって、事象のダイナミズムや特質を描きうるといえるのかもしれない。先取りしていえば、同じ執筆者による第11章に対しても同様の感想を抱いた。すなわち、違和感を覚えつつも興味深く読まれたという点で同様であった。

さて、続く第II部では、様々な手法による実証研究が四つの章にわたって収録されている。

第3章の濱本論文では、収入からみた貧困について、その分布や変動の把握が試みられている。この、いわば貧困の動態的把握の方法として、パネル調査が用いられている。パネル調査においては、同一個人を対象として継続的に追跡することにより、調査項目について時系列での把握がなされる。このような調査方法は日本ではまだ馴染みが薄く、こうして研究成果が公表されることは貴重である。

具体的には、若年女性世帯の貧困経験が類型化され、類型別の特徴が析出されている。また、動態把握の手法を用いることによって明らかにされた貧困実態が丁寧に分析されている。結婚や離婚、子どもの養育などといったライフイベントとの関わりについては、まさに執筆者のいうように、ラウントリーの指摘が今日の日本にも通用する点であろう。そして本章で結論的に導き出された分析結果は次の通りである。「近年の貧困世帯の増加は、単に数の増加にとどまらず、慢性的な貧困を増加させ、貧困が深刻化している」(91頁)。貧困への転落要因や脱出契機については今後の課題とされているが、貧困の動態把握の方法と有用性が示されている点で意義深い成果だと評価することができる。

第4章の泉原論文では、「ハウジング・ヒストリー」という手法によって、住宅からみた高齢女性の貧困が分析されている。28名の聞き取りデータを素材として、調査対象者が現在の住宅にたどり着いた経緯や、居住状況別の特徴が質的分析によって丁寧に描かれている。分析枠組みには戦後日本の住宅政策や企業福祉(社宅など)との関わりが盛り込まれており、それらの政策・制度のなかで「单身」、「女性」、「高齢」というカテゴリーが安定的で質の良い住宅を取得するうえで障害となる様相が具体的に示されている。

高齢女性の住宅の貧困が、労働市場や社会保障における女性の不利、すなわち低所得に結びついているという本章の分析結果は、今後の貧困研究において居住や住宅政策に目を向ける意義と意味について説得的に語っているともいえる。

第5章の早坂論文によって検討されるのは、貧困や低収入、失業などの社会経済的状況がどのように健康に影響を及ぼすかという論点である。日本を欧米や北欧の諸国と対比させつつ、各国の実態や先行研究、政府指針を対象とした分析がなされる。本章の特徴は、各国の並列的あるいは平板な比較ではなく、諸外国の

状況をふまえて日本の特徴が浮き彫りにされている点にあるといえる。そこで日本の問題点として主に着目されるのが、国民健康保険制度である。制度の概説から問題点の所在までが手際よく整理されたうえで、保険料・税の滞納者に対するペナルティ(短期被保険者証や資格証明証の発行)による健康状態への影響の実態把握がなされる必要性が提起される。また、近年よく用いられる「生活習慣病」という行政用語についても、国際的に珍しい用語であるだけでなく、健康を社会経済的状況との関連で捉える視点が欠落しているとして問題の所在が示される。

評者が思わず本章に引き込まれたのは、構成が整序されているだけでなく、日本の健康問題の様相と構図が描かれたうえで、執筆者の批判的見解が明快かつ力強く示されているためである。

第6章の山口論文もまた、今後の貧困研究における方法上の可能性を感じさせる。本章は、「みえにくい」とされる貧困を、地図化作業を通して可視化する試みだといってよいであろう。具体的には、失業率や生活保護率、「ホームレス」数などの指標を用いて、首都圏における貧困の空間分布とその変動が示される。政策や既存の諸資源との関わりにも目配りがなされたうえで結論的に見出されているのは、「貧困状態が強まると都市のより中心部への集中する傾向」すなわち「貧困の空間的集中化」である(165頁)。

本章に示された地図は力作として評価できよう。しかしながら、そこから導き出された類型にもとづく分析記述(第3節)は評者にとって読みづらい面もあった。とはいえ、地図を用いた貧困の可視化という本章の手法は、先述した貧困研究における方法上の可能性という点にとどまらず、次の意味においても評者に大きな関心を引き起こした。すなわち、国内や国外において貧困・社会的排除を分析対象とする地理学研究が盛んになりつつある様子をふまれば、今後の貧困研究はさらに多領域にまたがった多角的なアプローチが期待できると考えられる。その意味でいえば、先にふれた本書「あとがき」で指摘されているような、社会福祉研究における貧困の周縁化はなおさら問題視される必要があるように思われる。

次に、第Ⅲ部では、戦後日本の福祉政策による貧困の対象化と具体的プログラムの展開について、四つの章に渡って検討される。

まず第7章の岩田論文では、戦後の貧困の「一般救

済」策とされた生活保護制度に焦点を当て、「被保護層」が貧困一般をどこまで反映しているかという課題提起に即して実証的な検討が行われる。具体的には、生活保護統計と先行の調査研究のデータを用いて、世帯の類型・人員、ワーキング・プアへの対応、保護開始の理由といった三つの角度から検証される。そのうえで、生活保護の対象は「単身の高齢者や傷病者の貧困に収斂されていった」(184頁)とされる。さらに本章の後半においては、そのような特徴を有する被保護層が社会の中でどのような位置におかれ、どのような意味を持っているかについて検討される。非稼働層の中の特定層として固定化された被保護層について、社会保障一般の補足的対応としての意味が見出され、また保護の長期化や開始廃止の繰り返しといった特徴が指摘される。

生活保護制度が多様な貧困層に対して文字通りの「一般救済」策として運用されてこなかったこと、具体的に例えば本章にも記されているように、被保護層の非稼働世帯化についてはかねてから指摘されてきた。しかしながら、それでは多様な貧困層の中で被保護層がどのような位置にあり、それがどのような意味を有するのかという論点に正面から挑んだ本章はさすがに読み応えがある。課題の立て方、それを検証する力量は、日本を代表する貧困研究者といわれる本章執筆者の面目躍如であろう。なお付言すれば、本章における生活保護の統計分析は、生活保護統計についての基礎知識を習得する手引きとしても有用であろう。

第8章の川原論文では、東京におけるホームレス状態の女性への対策を事例として、女性の貧困に対する戦後福祉政策の経緯と特質が描かれる。東京における施策展開の箇所(第3節)は、やや冗長にも感じられるものの、複雑に錯綜する女性の貧困への対策が解きほぐされている。日本における野宿者の性別分布がなぜ偏っているのか、あるいは直接的にいえば、なぜ野宿者の中で女性の占める割合は格段に低いのか、この論点に迫る格好の論文として評価できる。また本章の冒頭(第1節)における社会福祉の対象に関する言及と、それをふまえて展開される本論を、社会福祉対象論として読み直すのも興味深いと思われる。

第9章の北川論文では、東京における男性野宿者に対する福祉行政や関連施策のありようをふまえて、彼らの貧困や排除をめぐる様相が描かれる。生活保護制度の運用や日雇労働市場のありように大きく影響を受

けて生成された「ホームレス」の男性が、まさに彼らをターゲットとする自立支援システムにおいてどのように対処あるいは選別・排除されてきたか。本章では関連する用語や施策について丁寧な解説がなされつつ、単身男性の貧困が生成される背景や「自立支援」の問題点が示される。なかでも自立支援システムについて検討された第3節は、システム利用の順に沿ってシステムによる選別・排除の様相や基準が描かれている点で、問題のありかをスムーズに把握することができた。なお、一点のみ誤記を指摘しておく。厚生労働省による2001年3月の通知の引用のうち、「居住地がないことや稼働能力がないことのみをもって保護の要件に欠けるものではない」(226頁3-4行)という箇所について、正確には「…稼働能力があること…」である。

第10章の山本論文では、ニューカマーと呼ばれる外国人労働者の貧困問題について、住居や社会保障の側面に加え、消費社会における外国人労働者という観点からの接近が試みられる。評者にとって、ニューカマーの消費行動に関する記述は新鮮であった。本章の冒頭では、執筆者が自ら参加していた外国人支援団体の事務所を訪れる外国人が、予想以上に「豊か」に見えたという経験が紹介される。さらに、「単純に収入だけに着目すれば、『外国人労働者イコール貧困』という図は成立しづらい」(245頁)と述べられる。そうして本章では、上記の図のような決め打ちを退けつつ、ニューカマーと貧困との関係について考察される。なかでも住居や医療をめぐる問題については実態や制度運用をふまえて具体的に示されており、教えられる点が多かった。

それでもやはり評者の印象に残ったのは、彼らの消費行動であり、また末尾で紹介されるバンコクのスラムの事例である。長期ローンを組んでまでテレビを購入し、そのテレビに映される商品をさらにローンを組んで購買を重ねていくという消費行動。貧困や貧困者の生活構造を考える際に、消費社会や消費行動のありようを無視できないことを本章によってさらに痛感させられるのは、おそらく評者だけではあるまい。

最後の第IV部は二つの章によって構成されており、貧困や社会的排除を克服し、福祉社会を模索する糸口について考察される。

第11章の西澤論文では、野宿者の生活世界が「檻のない牢獄」と表現され、排除と自己否定、そして死

を待つ空間が野宿者によってどのように生きられるかについて描かれる。「剥き出しの生」(アガンベン)とは区別される生をまさぐる野宿者、あるいは生の無力化に抗うように「自己の再構築」を模索する野宿者、そうした彼らの社会的世界が、彼ら自身による語りにもとづいて描き出される。

先に第2章の箇所でも記したように、本章の執筆者によって用いられる概念とそれにもとづく事象解釈や記述は、容易には理解しがたい。しかしながら本章の主旨は明快である。評者は、特に「自己の再構築」の箇所(277-281頁)に引き込まれたうえに、せつなさというのか如何とも表現しがたい感情を覚えた。その点でいえば、本章のような事象解釈によって記述されるスタイルは効を奏しているのかもしれない。しかしながら一方で、例えば「剥き出しの生」という概念がわざわざ本章に持ち込まれる必要があったであろうかという素朴な疑問を拭えないのも、率直な感想である。

第12章の平山論文は、執筆者が長期に渡って関与した「不良住宅地区」の再生事業について、具体的なプロセスにもとづいて記述される。冒頭部分では次のように喝破される。「貧困地区の状態を計測し、その構造を理解しようとする認識論の範疇での分析は多くみられる。しかし、その改善戦略に関する議論は深まっていない」(286頁)。本書最終章としての本章において、まさに「貧困と社会的排除」からの出口をこじ開けようとする執筆者の気迫に、読者は圧倒されるであろう。

本章で取り上げられる和歌山県御坊市の島団地へは、評者も2002年夏に調査で訪れたことがある。本章の執筆者がいうように、評者も最初にそこを訪れたときには驚いた。「激しく老朽・劣化し」た住棟、「無秩序な増改築」(309頁)に目を奪われ、そして独特の空気が醸し出されていた。その再生事業の最大の特徴として本章で位置づけられるのが、ワークショップ方式である。住民・行政・専門家によって互いに話し合わせ、事業が進められてきたという。なかでも「誰が決めるのか?」と題された第3節に記された経験や「悩ましい場面」は興味深い。

本章を通じて発せられるメッセージは濃密で力強い。再生事業の成功事例が美談として記されているの

ではない。具体的な工夫や試み、入り組んだ葛藤などを記しつつ、「改善の方法論」の検討が提起されている。どのような「問題」について、どのような「手法」によって、どのような「解決」に導こうとするのか。この再生事業によって試みられたとされる「『改善する』行為の脱構築」(310頁)は、広く福祉に関わる実践にとっても理論研究にとっても、これまで自明視されてきたものを問い直す契機であるように思われる。

III

与えられた紙幅をすでに超過しているが、本書全体に対するコメントを簡潔に記しておきたい。すでに各章について示したような本書に対する積極的評価を前提として、物足りない点をいくつか限定的に列挙する。

第1に、本書が「実証研究をベースに」組み立てられた(313頁)とはいえ、やはり理論研究も収録していただきたいかったという点である。具体的には、本書のタイトルに掲げられている「社会的排除」論についての本格的な検討、また日本における「貧困」論研究のこれまでの到達点や今日における限界や問題点の提示、さらにアマルティア・センによる研究成果への言及などが挙げられる。第2に、本書のように大都市の貧困が多く取り上げられると、どうしても地方都市や農山漁村における貧困について無意識でいられないのは評者ひとりではなからう。挙げればキリのない無責任な「ないものねだり」は、以上に留めておきたい。

最後に、本シリーズの刊行が予定・広告されて以来、本書の刊行を待ち望んでいた者として付け加えた。本書に収められた内容は当初の期待を大きく上回るものであった。論文集としての本書が総括部分を持たない点を不満とされる読者もおられるであろう。しかし、あえていうならば、それでもよいのではないか。「貧困と社会的排除」に対して多角的な視点、多様な方法によるアプローチが試みられた本書は実に刺激的である。多様であるからこそ間口が広く、幅広い方々に一読を勧めることのできる一冊である。

(かきた・ゆうすけ 大分大学講師)

【お詫びと訂正】

季刊社会保障研究第41巻第1号目次に掲載した脇野幸太郎先生のお名前に誤植がありましたので、お詫びし訂正いたします。

(誤) 脇野 幸太郎

(正) 脇野 幸太郎

編集後記

お待たせいたしました。季刊第41巻2号をここにお届けします。わが国では、家族が社会保障の「含み資産」と言われた時期がありました。しかし、家族形態の変化は大きく、ひとり暮らしの高齢者のように家族の支援が期待できないケースも多くなっています。そこで、今回の特集は、そうした問題意識の下、当研究所前所長の阿藤誠早稲田大学特任教授に巻頭言をお願いし、総括コメントを含む7本の論文でまとめてみました。通常の特集とは少々趣を異にしておりますが、読者の皆様にご活用いただければと考えております。

(K. K.)

編集委員長

京極高宣 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

岩村正彦 (東京大学教授)

岩本康志 (東京大学教授)

江口隆裕 (筑波大学教授)

遠藤久夫 (学習院大学教授)

新川敏光 (京都大学教授)

田近栄治 (一橋大学教授)

永瀬伸子 (お茶の水女子大学助教授)

平岡公一 (お茶の水女子大学教授)

高橋重郷 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

島崎謙治 (同研究所・政策研究調整官)

本田達郎 (同研究所・企画部長)

府川哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

金子能宏 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

大石亜希子 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長)

泉田信行 (同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長)

西村幸満 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

小島克久 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

尾澤 恵 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 41, No. 2, Autumn 2005 (通巻169号)

平成17年9月22日 発行

編集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

制作 (株)UTP制作センター

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 41

Autumn 2005

No. 2

Foreword

Family Change and Social PoliciesMAKOTO ATOH 72

Special Issue: Change in Family Dynamic and Social Security

Change and Scope of Family DynamicKATSUHISA KOJIMA 74

Perceived Satisfaction and Costs of Parenthood for Married Men and Women
.....NOBUTAKA FUKUDA 83

Living Status of Households with Mother and Children and Policies Aimed at Their
SupportCHIZUKA HAMAMOTO 96

Elderly Windowhood: Exploring the Social Security System in the Future
.....SAWAKO SHIRAHASE 111

Income Security for Families with Children in the Diversification of Families :
A Study on the Subject of Child Benefit and Tax Exemption for Dependents
.....MEGUMI OUAWA 122

The Japanese Social Protection System and the Type of Family it Implicitly Assumes :
How is it Biased, and How Does the Bias in terms of Tax, Social Security and Labor
Rules Affect Family and Family Formation?
.....NOBUKO NAGASE and YUMIKO MURAO 137

CommentsKOICHI HIRAOKA 150

Research Note

The Japanese Welfare Regime from the "Varieties of Capitalism" Perspective
.....TAKESHI HIEDA 157

Report and Statistics

Social Security Law CaseHIDEKI NITTA 168

Book Review

Masami Iwata and Akihiko Nishizawa (eds), Poverty and Social Exclusion
.....YUSUKE KAKITA 176

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO • JINKO MONDAI KENKYUSHO)